

平成25年度海外農業・貿易事情調査分析事業  
(アジア・大洋州)

「中国のコメ生産・消費・輸出状況等（ジャポニカ米を中心に）」

最終報告書

2014年3月

日本総合研究所  
総合研究部門

## はじめに

本報告書は、農林水産省「平成25年度海外農業・貿易事情調査分析事業」のうち「アジア・大洋州」をとりまとめたものである。

本事業の目的は、アジア・大洋州地域における食料、農業政策、農産物貿易の動向などについて調査・分析を行うことによって、我が国の農業政策の立案やWTO農業交渉やEPA/FTA交渉に活用するとともに、成果物の農林水産省ホームページへの掲載や国会図書館への納本を通じ国民に広く提供することにある。

本年度の調査・分析の対象は以下の3テーマである。

- ①テーマ1：中国のコメ生産・消費・輸出状況等（ジャポニカ米を中心に）
- ②テーマ2：ベトナムの農林水産業の現状及び農業政策（コメを中心に）
- ③テーマ3：ニュージーランドの農林水産業の現状及び農業政策（乳製品を中心に）

調査を進めるにあたっては、それぞれのテーマについて有識者から成る検討委員会を組織し、3回の委員会を開催し、意見の集約を行った。また、調査対象国において、政府機関、農業団体、学術・研究機関などへの聞き取り調査を実施した。

2014年3月

### 【海外農業・貿易事情調査分析事業検討委員会】

検討委員（五十音順）

テーマ1：

青柳 斉 新潟大学農学部 教授

菅沼 圭輔 東京農業大学国際食料情報学部 教授

テーマ2：

板垣 啓四郎 東京農業大学総合研究所 研究支援部長

荒神 衣美 日本貿易振興機構アジア経済研究所

テーマ3：

清水 徹朗 株式会社農林中金総合研究所基礎研究部 部長

横田 徹 独立行政法人農畜産業振興機構調査情報部

### 【本事業担当者】

株式会社日本総合研究所総合研究部門

坂東 達郎（総括、テーマ1担当）

斎藤 創（テーマ3担当）

花井 衣理（テーマ2担当）

## 目 次

<b>第1章 中国における米の生産・流通動向</b> .....	<b>1</b>
<b>1. 米の生産動向</b> .....	<b>2</b>
(1) 中国の稲作面積 .....	2
(2) 中国の米生産量 .....	3
(3) 中国の稲作地域の分布 .....	5
(4) 中国の稲作の種類 .....	8
<b>2. 米の消費動向</b> .....	<b>23</b>
(1) 米の消費構造 .....	23
(2) 米需給状況と見通し .....	32
(3) 近年の米の価格上昇 .....	37
<b>3. 米の輸出入動向</b> .....	<b>40</b>
(1) 輸入急増の要因と今後の見通し .....	41
(2) 輸出の減少と規制 .....	43
(3) 輸出先の変化 .....	44
<b>4. 中国の米政策</b> .....	<b>50</b>
(1) 食糧安全保障政策 .....	50
(2) 生産支援 .....	53
(3) 流通市場の調整 .....	78
(4) 貿易規制 .....	86
(5) FTA 政策 .....	95
<b>第2章 中国におけるジャポニカ米の生産・流通動向</b> .....	<b>105</b>
<b>1. ジャポニカ米の生産動向</b> .....	<b>106</b>
(1) 生産量と単収 .....	106
(2) 地域別生産状況 .....	107
(3) 今後の目標と見通し .....	113
<b>2. ジャポニカ米の生産の背景</b> .....	<b>120</b>
(1) 生産の収益性 .....	120
(2) 品種・技術の改善 .....	123
(3) 産業化の進展 .....	130
(4) 耕地流動化に伴う規模化生産、農民専門合作社 .....	141
(5) 生産地と消費・販売地の連携 .....	153
(6) 中央・地方政府の促進策と役割 .....	157
<b>3. ジャポニカ米の消費動向</b> .....	<b>169</b>
(1) 消費の概況と変化 .....	169
(2) 消費変化の背景 .....	174
(3) 米主要販売地におけるジャポニカ米の消費動向 .....	179
(4) ブランドと価格 .....	185
(5) 今後の展望 .....	189
<b>4. ジャポニカ米の輸出入動向</b> .....	<b>191</b>
(1) ジャポニカ米の輸出構造 .....	191
(2) ジャポニカ米の輸出価格 .....	192
(3) ジャポニカ米輸出の見通し .....	194

## 第1章 中国における米の生産・流通動向

### 【要 旨】

中国では2003年以降、米生産が回復を続け、2012年の稲作面積は3,006万ha、米(粳)生産量は2億429万トンになり、食糧栽培面積と生産量に占める割合も27.0%、34.7%へと回復した。米主要生産区は東北地域、揚子江の上流・中流・下流地域、華南地域であり、近年特に黒龍江省、江蘇省、安徽省、湖南省、江西省の増加が著しい。

中国の米は「インディカ米」と「ジャポニカ米」に大別される。ジャポニカ米は主として中国の北部で栽培される。インディカ米は南部地域で栽培されるが、江蘇省、安徽省、浙江省、雲南省では、1990年代以降、ジャポニカ米も栽培されるようになった。米生産の品質と生産量を高めるために、1990年代後半頃から良質米の応用普及、2005年以降はスーパー稲(多収性品種)の応用普及が本格的に推進され、現在、各地の新品種はスーパー稲と良質米の2つの特徴を兼ねるものが多い。また、所得水準や生活水準の向上に伴い、2000年以降、緑色米と有機米の生産が大規模化している。遺伝子組換え米は、研究開発段階で安全証書を取得した2品目があるが、まだ商業化栽培は許されていない。

米は主として食用消費(85%)に使われ、また、中国の65%以上の消費者が米を主食としている。南部は米消費の主要地域であるが、過去に小麦粉を主食としていた北部でも、米の便利さ、味の良さ、食の多様化などにより、近年、米の消費量は増加している。消費者の米に対する嗜好は、安全・安心、栄養、食味、利便性などの方向へと変わりつつある。その結果、小量パック詰めブランド米が買われ、良質化、安全化(生産と加工における農薬、化学肥料、ホルモン製剤などの使用削減)、ブランド化が進行している。

近年、米の需給は好転したが、基本的に均衡が取られ、あまり余裕がない状況である。今後、国民所得の向上、人口の増加、都市化水準の向上、米消費地域の拡大、外食産業の拡大、非直接消費(加工)の増加などに伴い、米の消費需要は緩やかに伸びていくと思われる。水資源、土地資源、技術要素、生産コスト、価格などを総合してみれば、中国の米市場の需給は長期的に逼迫気味の均衡状況を保っていきと予想される。

中国の食糧安全保障の指導方針は「基本的に国内食糧供給による保障に立脚する」というもので、95%以上の食糧自給率を維持することを目標としている。特に米、小麦は自給自足を保持し、トウモロコシは自給自足を目指すと定められている。また、2020年時点で、約4.5億ムー<sup>1</sup>(3,000万ha)の稲作面積を維持することも目標とされている。実際には、近年、中国の米生産量が比較的安定していること、輸出と輸入の割合がともに小さいこと、政府のコントロールが非常に強いことなどから、中国の米は自給自足の状態を保っていき、当面、大量の輸入を必要とせず、大量の輸出もしないことが予想される。

<sup>1</sup> 「ムー」は中国の面積単位で、1ha=15ムー。

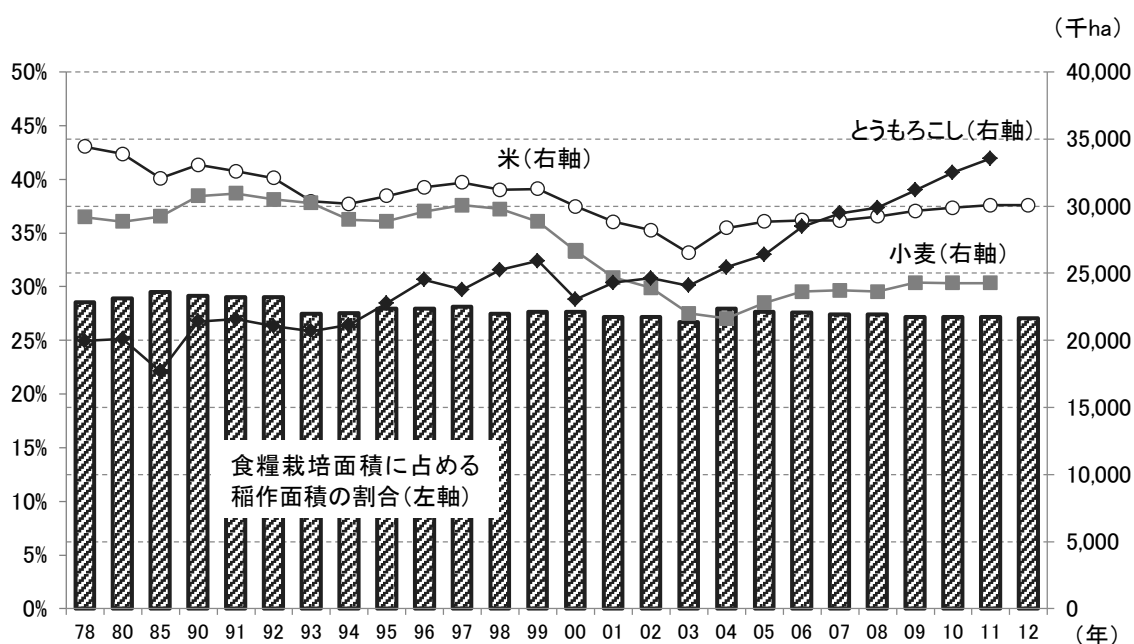
## 1. 米の生産動向

中国では、食糧は米、小麦、トウモロコシ、豆類、イモ類を含むが、主要食糧は米、小麦、トウモロコシの3つの穀物である。

### (1) 中国の稲作面積

中国の耕地はかなり不足していると言われているが、特に稲作面積の状況は厳しい。政府が耕地保護を重視しているにもかかわらず、1978年の改革開放以降、稲作面積は減少を続けている（図表1-1-1）。稲作面積はピーク時に3,600万haを超えていた。1978年以降の推移をみると、同年に3,442万haであったが、2003年には2,651万haへ減少した。食糧栽培総面積に占める稲作面積の割合も緩やかな低下傾向を続け、ピーク時の1985年の29.5%から2003年には26.7%まで低下した。

図表 1-1-1 中国の米、小麦、トウモロコシの栽培面積



(資料)『中国統計年鑑』各年版。ただし、2012年のデータは報道記事

(注)食糧栽培面積は、米、小麦、トウモロコシの穀物、豆類、イモ類の栽培面積の合計である。

稲作面積の減少の主因として、第1に、改革開放後の東南沿海地域の工業化・都市化の急速な進展により、大量の耕地が農業以外の利用へ転換されたことが挙げられる。広東省や浙江省など、従来の米主要産地が主要消費地へ変化した。加えて、各地の水利施設が老朽化し、稲作面積の減少につながった。第2に、農家の稲作意欲が減退したことが挙げられる（本章

#### 4. (2) 「生産支援」に詳述)。

2003年に農業・農民・農村の「三農」問題を重視する胡錦濤・温家宝政権が就任し、以後、稲作面積は拡大に転じ、2012年時点で3,006万haと、食糧栽培面積に占める割合が27.0%まで回復した。それでも、過去最高の年より600万haほど少ない。稲作面積は2006年まで食糧の中でトップの座を占め続けていたが、近年トウモロコシの栽培面積が急速に増加し2007年に稲作面積を上回った。

2003年以降の稲作面積の増加は、主として政策的支援（詳しくは後述）により稲作の収益性が高まったことによる。特に黒龍江省や江西省では、政府の最低買付価格と補助金の政策が米の生産に大きな影響を及ぼしている<sup>2</sup>。野菜などの高収益作物の価格変動が大きいのにに対して、稲作は最低限の市場価格が保障されるため、農家の生産意欲が高まったと考えられる。

一方、中国は、都市化と工業化が急速に進んでいる段階にあり、また、東部地域から中西部地域へ経済発展が拡大していることから、今後、中西部地域の都市化・工業化の加速に伴い、稲作面積が継続して増加することはかなり難しい。

米（粳）の生産量を2億トン以上確保するためには、約3,000万haの稲作面積を維持する必要がある<sup>3</sup>。従って、最低限の米生産を確保するために、今後、耕地保護政策をさらに強化していくことが必要である。

また、農家の稲作意欲の維持も重要である。農家は稲作から得た利益が他の農産物栽培より低ければ、他の農産物の栽培に転じやすい。このようなことから、中国の稲作面積は毎年変動しており、政府は毎年春に稲作面積の確保に神経を使い、必要に応じて関連措置を採っている。実際、近年、稲作面積は緩やかに拡大してきたものの、2013年に小幅に縮小するとの予測もある<sup>4</sup>。

#### (2) 中国の米生産量

2012年の中国の食糧総生産量は5億8,957万トンである。このうち、米（粳）、小麦、トウモロコシの3つの主要食糧作物の総生産量は5億3,299万トンで、食糧総生産量の9割強を占める。生産量の内訳としては、米が2億429万トン、トウモロコシが2億812万トン、小麦が1億2,058万トンで、それぞれ食糧総生産量の34.7%、35.3%、20.5%を占める。

米は中国の最も重要な食糧作物の一つで、2012年の生産量は1位のトウモロコシと僅差の2位である。中国は世界最大の米生産国で、1990年代以降の生産量は毎年1.6億トンを上回っている。

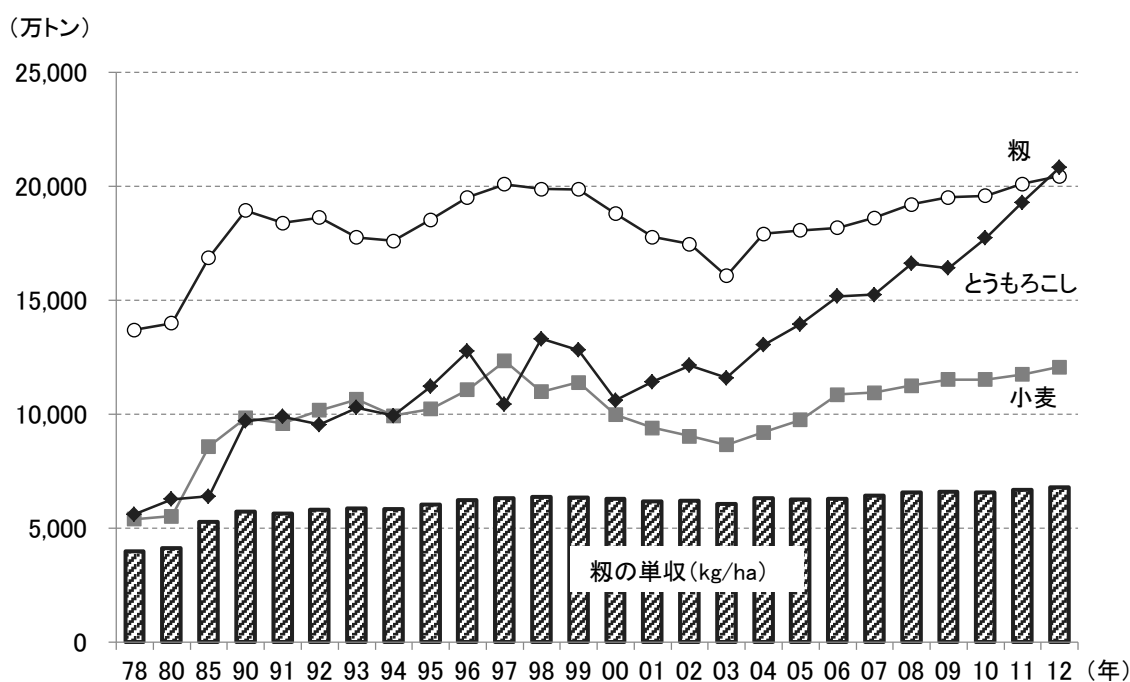
<sup>2</sup> 現地調査における農家からの聴取。

<sup>3</sup> 「我が国の粳市場は近憂がなくとも、遠い配慮が必要」吉林食糧市場ネット、2012年10月12日。

<sup>4</sup> 「2013年主要生産区稲作面積変化の分析」中華食糧ネット、2013年6月3日。

1980年以降、中国の米生産量は段階的に変化している（図表 1-1-2）。米の生産量を左右する最も重要な要素は稲作面積である。前述したように、中国の稲作面積は、1980年以降減少傾向を続けた後、2003年に回復へと転じ、生産量も稲作面積に比例して増減してきた。政策的効果（詳しくは後述）も奏功し、2004年以降、米の生産量は毎年増加を続け、中国の米需給状況は改善した。国家備蓄は拡大し、食糧の供給能力が向上した。

図表 1-1-2 中国の米（粳）、小麦、トウモロコシの生産量と単収



（資料）『中国統計年鑑』各年版。ただし、2012年のデータは報道記事

また、単収の向上も生産量の増加に寄与した。2012年の米の単収は1ha当たり6,796kg（=453.1kg/ムー）と、1978年の1.7倍、2003年の1.1倍の水準となった。その背景には、栽培技術の進歩がある。米新品種の育成や優良品種の普及、特にスーパー稲（多収性品種）<sup>5</sup>の普及開始、苗投げの田植技術と機械化の普及、水利施設の整備、節水技術の応用などが単収の向上に貢献した。これらにより、中国の米生産量は、稲作面積が減少しているにもかかわらず増加を続けた。

栽培技術の中でも特に優良品種（良種）の普及の単収への貢献度が高い。江西省農業庁の統計によれば、2012年に江西省の米良種普及率は96%に達し、食糧増産への貢献率は45%

<sup>5</sup> 「スーパー稲」は中国語の呼称で、多収性品種を指す。

と、各貢献要素のうち最大であった<sup>6</sup>。

今後土地資源の制約が強まっていく中で、米増産はますます単収水準の向上に依存すると考えられる。

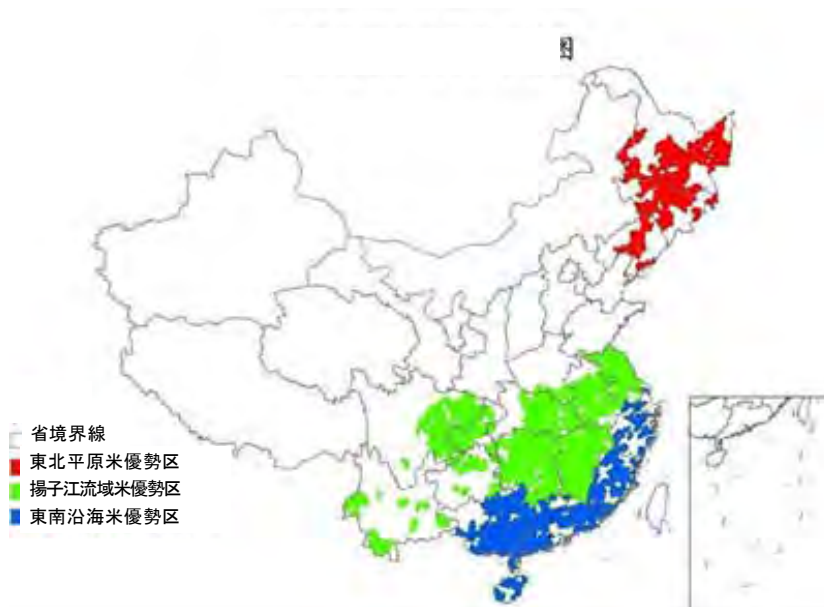
### (3) 中国の稲作地域の分布

中国の稲作は伝統的に南部の揚子江上・中・下流域と華南地域を中心に分布していたが、ここ10年ほど東北3省の台頭が目覚しい。

中国農業部は、2007年から『全国優勢農産物区域配置計画（2008～2015年）』及びその下位計画としての『米優勢区域配置計画（2008～2015年）』を策定している。その中で資源状況、技術的条件、市場の地理的立地、生産規模、産業基盤、将来の趨勢などの要素を総合的に配慮し、相対的に稲作区域が集中するとの原則に従って、中国の米生産区域を東北地域、揚子江流域、東南沿海の3つの優勢区域に設定した（図表1-1-3）。2007年のこれら米優勢区域内の稲作面積は4億2,507.2万ムー（2,833.8万ha）、生産量1億8,164.6万トンで、それぞれ中国全体の98.0%、97.6%を占めた。

同計画では直近3年間の平均稲作面積が20万ムー（1万3,333.3ha）以上、生産量8万トン以上の739の県・農場を選び、それぞれの稲作方針と目標を明確にした（図表1-1-4）。

図表 1-1-3 中国の米生産優勢区域



（資料）農業部『全国優勢農産物区域配置計画（2008～2015年）』、『米優勢区域配置計画（2008～2015年）』

<sup>6</sup> 「2013年の粳市場の需給状況は良く、価格が安定するとの予想」中国食糧油情報ネット、2013年1月7日。



図表 1-1-4 中国の米生産優勢区域の現状と目標

優勢区域	対象となる省・直轄市・自治区	優先発展地域	優先品種	2007年			2015年(目標)		
				稲作面積	籾生産量	良種率	稲作面積	籾生産量	良種率
①東北地域	黒龍江、吉林、遼寧(3省、82重要県)	三江平原、松嫩平原、遼河平原	良質ジャポニカ米	5,375.6 万ムー (358.4 万 ha)	2,422.9 万トン	70%	5,800 万ムー (386.7 万 ha)	2,800 万トン	75%
②揚子江流域	四川、重慶、雲南、貴州、湖南、湖北、河南、安徽、江西、江蘇(10省・直轄市・自治市、449重要県)	四川盆地、雲貴高原丘陵平ダム地域、洞庭湖平原、江漢平原、河南南部地域、鄱陽湖平原、沿淮と沿江平原と丘陵地域	二期作米の栽培面積を安定させ、ジャポニカ米の生産を逐次に拡大する。	2.8 億ムー (1,866.7 万 ha)	1.2 億トン	60%以上	2.85 億ムー (1,900 万 ha)	1.28 億トン	70%
③東南沿海	上海、浙江、福建、広東、広西、海南(6省・直轄市・自治市、208重要県)	杭嘉湖平原、閩江流域、珠江デルタ、潮汕平原、広西及海南的平原地域	稲作面積を安定させ、良質高級インディカ米を発展させる。	9,444.2 万ムー (629.6 万 ha)	3,518.9 万トン	65%	1 億ムー以上 (666.7 万 ha)	3,800 万トン以上	75%

(資料)『全国優勢農産物区域配置計画(2008～2015年)』、『米優勢区域配置計画(2008～2015年)』を基に作成

目標として、米の優勢区域と商品食糧基地を整備し、米生産をより優勢区域に集中させることによって、2015年時点で優勢区域の稲作面積を全国の98%に当たる4.4億ムー(2,933.3万ha)、生産量を全国の99%、良質率<sup>7</sup>を2007年より8ポイント高い80%に向上させることが挙げられている。

ただし、米優勢区域の中でも上海市、貴州省、河南省などは米生産量が少ない。2011年に全国で米の生産量が500万トンを超えた省・自治区は14あり、以下では米の主要生産区とみなす。

これら14の米主要生産区は図表1-1-5、図表1-1-6のオレンジ色の網掛けで示されているところで、上述の東北地域(遼寧省、吉林省、黒龍江省)、揚子江の上流(四川省、雲南省)、中流(湖北省、湖南省、江西省)、下流地域(江蘇省、浙江省、安徽省)、華南地域(福建省、広東省、広西チワン族自治区(以下「広西自治区」と略す))にあり、全国の米生産量の90.2%を占めている。2011年の米生産量のトップ5省は、湖南省、黒龍江省、江西省、江蘇省、湖北省であり、これら5省で全国の米生産量の半分を占めた。

ただし、胡錦濤・温家宝政権がスタートした2003年と比べて、2011年には、これら14省・自治区のうち9省が稲作面積を増やしたが、5省・自治区は稲作面積を減らした。面積が増加した9省は東北3省、揚子江下流の江蘇省・安徽省、揚子江中流の湖北省・湖南省・江西省、揚子江上流の雲南省である。黒龍江省、江蘇省、安徽省、湖南省、江西省の増加ペースは速く、特に黒龍江省の稲作面積は2倍以上に増加し、全国の米生産量の10.3%を占め

<sup>7</sup> 「良質と認定される種子で生産した籾の生産量」の「籾の総生産量」に対する割合。

た。2003年以降、これら9省の稲作面積の増加分は、全国の稲作面積の増加分を上回り（図表1-1-7）、全国で増加した米生産量もほとんどがこの9省のものであった。

図表 1-1-5 中国の省別稲作面積と生産量

地 域	省・自治区・直 轄市	2003 年			2011 年		
		稲作面積 (千 ha)	粳生産量		稲作面積 (千 ha)	粳生産量	
			(万トン)	割合		(万トン)	割合
華北	北 京	1.6	1.0	0.0%	0.2	0.2	0.0%
	天 津	7.0	5.7	0.0%	14.2	10.7	0.1%
	河 北	75.6	41.1	0.3%	83.0	60.2	0.3%
	山 東	112.6	77.9	0.5%	124.5	104.0	0.5%
華中	内モンゴル	67.0	45.0	0.3%	90.0	77.9	0.4%
	山 西	3.1	1.2	0.0%	1.0	0.5	0.0%
	河 南	503.0	240.2	1.5%	638.0	474.5	2.4%
	陝 西	139.5	75.5	0.5%	120.9	84.5	0.4%
東北	遼 寧	500.6	351.4	2.2%	659.6	505.1	2.5%
	吉 林	541.0	318.2	2.0%	691.2	623.5	3.1%
	黒龍江	1,290.9	842.8	5.2%	2,945.6	2,062.1	10.3%
華東 (揚子江下流)	上 海	106.2	82.2	0.5%	106.1	88.9	0.4%
	江 蘇	1,840.9	1,404.6	8.7%	2,248.6	1,864.2	9.3%
	安 徽	1,972.4	963.7	6.0%	2,230.8	1,387.1	6.9%
	浙 江	979.4	646.9	4.0%	894.8	649.0	3.2%
中南 (揚子江中流)	湖 北	1,805.1	1,341.3	8.3%	2,036.2	1,616.9	8.0%
	湖 南	3,410.0	2,070.2	12.9%	4,066.3	2,575.4	12.8%
	江 西	2,685.3	1,360.5	8.5%	3,317.7	1,950.1	9.7%
西南 (揚子江上流)	重 慶	750.5	497.1	3.1%	686.5	493.5	2.5%
	四 川	2,040.3	1,471.9	9.2%	2,007.9	1,527.1	7.6%
	貴 州	720.5	459.3	2.9%	681.5	303.9	1.5%
	雲 南	1,043.1	635.9	4.0%	1,073.5	668.7	3.3%
	チベット	1.0	0.6	0.0%	1.0	0.6	0.0%
華南	福 建	962.6	523.4	3.3%	845.3	514.1	2.6%
	広 東	2,130.6	1,170.5	7.3%	1,940.9	1,096.9	5.5%
	広 西	2,356.3	1,202.7	7.5%	2,078.5	1,084.1	5.4%
	海 南	343.1	143.4	0.9%	318.6	145.1	0.7%
西北	甘 肅	4.8	3.6	0.0%			
	青 海						
	寧 夏	46.7	37.0	0.2%	83.9	70.8	0.4%
	新 疆	67.2	50.7	0.3%	70.6	60.6	0.3%
全国合計		26,507.8	16,065.6	100.0%	30,057.0	20,100.1	100.0%
主要生産区 14 省合計		23,558.5	14,304.1	89.0%	27,036.9	18,124.3	90.2%
栽培面積増加の 9 省合計		15,089.3	9,288.6	57.8%	19,269.5	13,253.0	65.9%

(資料)『中国統計年鑑』各年版

(注)網掛け部分は米の主要生産区を示す。うち、濃い網掛け部分は稲作面積が増加した地域を、薄い網掛け部分は稲作面積が減少した地域を示す。

図表 1-1-6 中国の米主要生産区（14 省・自治区）



(資料)図表 1-1-5 のデータを基に作成

(注)オレンジ色の網掛け部分は米の主要生産区を示す。うち、濃い網掛け部分は稲作面積が増加した地域を、薄い網掛け部分は稲作面積が減少した地域を示す。

図表 1-1-7 2003～2011 年の稲作の変化

	稲作面積 (千 ha)	粳生産量 (万トン)
全国増加	3,549.2	4,034.5
主要生産区 14 省の増加(合計)	3,478.5	3,820.2
稲作面積増加 9 省の増加(合計)	4,180.2	3,964.4

(資料)『中国統計年鑑』各年版

また、中国の稲作は伝統的に南部地域で行われていたが、ここ 10 年足らずで、東北三省の米生産量は全国の 16%弱まで上昇した。特に華南地域における伝統的稲作地域の福建省、広東省、広西自治区は、まだ稲作の規模が大きいのものの、栽培面積は大幅に減少した。これら地域は米の大量消費地域でもあり、生産減少により米の生産・消費バランスが崩れ、北部で生産された米に依存するようになりつつある。このように、米生産地域の中心は南から北へと移り、「北米南運（北の米を南へ運ぶ）」の米流通が形成されつつある。

#### (4) 中国の稲作の種類

中国の国土は広く、地域によって自然条件が大きく異なり、稲の栽培品種や耕作制度もかなり異なる。

## 1) インディカ米とジャポニカ米

中国の米の種類は大きく「インディカ米」と「ジャポニカ米」に分かれる。インディカ米と比べてジャポニカ米は産出率<sup>8</sup>が高く、粘性が強いなどの特徴があり、日本の米と似ている。ジャポニカ米は味が良いといわれるが、価格が高い。一般的に、ジャポニカ米は寒い気候を好み主として北部で栽培され、一方、インディカ米は暑い気候を好み南部地域で栽培される。

その結果、中国稲作は南北 2 大栽培地域に分かれ（図表 1-1-8）、秦嶺・淮河を境とし、揚子江流域の華東地域（上海市、江蘇省、安徽省、浙江省）、中南地域（湖北省、湖南省、江西省）、西南地域（重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット）、華南地域（福建省、広東省、広西自治区、海南省）、華中地域（陝西省・南部、河南省・南部）は中国南部稲作地域とされ、インディカ米を中心に栽培されている。インディカ米は収穫季節によって早期インディカ米（7～8月）、中期インディカ米（9～10月）、晚期インディカ米（10～11月）に分かれる。ただし、華東地域の江蘇省、安徽省、浙江省、西南地域の雲南省では、1990年代以降、ジャポニカ米も栽培されるようになった。

これに対して、東北地域（黒龍江省、吉林省、遼寧省）、華北地域（北京市、天津市、河北省、山東省）、西北地域（甘肅省、寧夏自治区、新疆自治区）、華中地域（河南省中部・北部、陝西省中部・北部）などの地域は中国北部稲作に区分され、基本的にジャポニカ米が栽培されている。

南部稲作地域ではインディカ米は年に二期作、2年に三期作、または年に数期作で栽培されるが、半分弱の地域では年に一期作である<sup>9</sup>。北部稲作地域ではジャポニカ米はすべて年に一期作である。

図表 1-1-8 南部・北部の稲作地域の栽培品種と栽培頻度

稲作地域		栽培品種	栽培頻度
南部稲作地域	①中南地域	インディカ米	年に二期作、または年に数期作
	②華南地域		
	③華東地域	インディカ米 ジャポニカ米	年に一期作、または年に二期作
	④華中地域		
	⑤西南地域		
北部稲作地域	⑥東北地域	ジャポニカ米	年に一期作
	⑦華北地域		
	⑧西北地域		

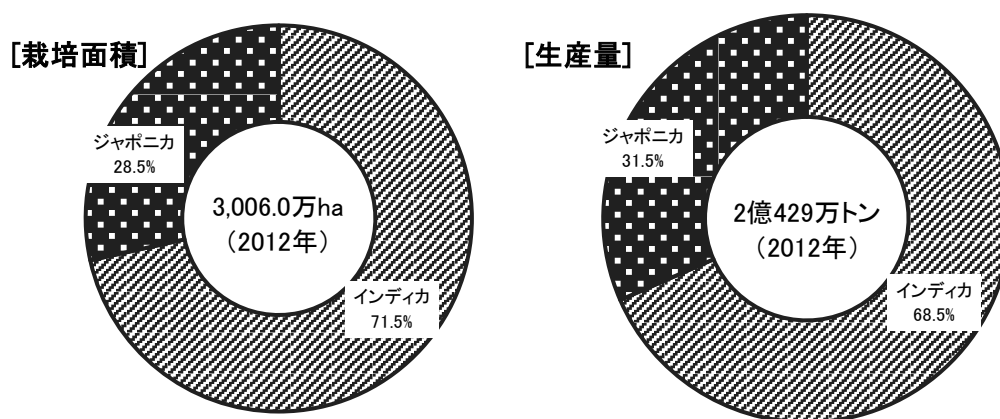
（資料）中華糧ネットのデータ、「稲栽培分布」（稲知識ネット、2010年1月19日に取得）の資料を基に作成

<sup>8</sup> 産出率とは、稲から米に加工される場合、[加工された米／原料としての籾]の割合を指す。

<sup>9</sup> 農業部『全国優勢農産物地域配置計画（2008～2015年）』、『米優勢地域配置計画（2008～2015年）』

1990年代以降、インディカ米に比べて、ジャポニカ米栽培のメリットが大きいため、ジャポニカ米の栽培は南へと拡大しつつある。華東地域の江蘇省、浙江省、安徽省、河南南部などでインディカ米がジャポニカ米へ切り替えられ、栽培されるようになった。そのため、全国のインディカ米の栽培面積と生産量は減少の一途を辿り、一方、ジャポニカ米は生産を拡大している。2012年にはジャポニカ米の栽培面積と生産量はそれぞれ全国生産の28.5%、31.5%にまで上昇した（図表 1-1-9）。

図表 1-1-9 インディカ米とジャポニカ米の生産構造（2012年）



（資料）中華食糧ネットのデータ、『中国統計年鑑』、記事報道を基に作成

## 2) スーパー稲（多収性品種）

耕地面積の確保が厳しく水資源が不足している中国では、栽培技術、肥料、農薬などによる単収の向上は、食糧増産の最も有効な手段である。特にスーパー稲の開発と普及は、中国の米の単収向上にとって最も可能性の大きい方法とされている。

スーパー稲とは多収性品種を指し、病虫害抵抗性や米質では在来品種と似ているが、生産量が大幅に向上できる雑交種（ハイブリッド米）の新しい品種を指す。在来品種と比べて米（粳）の単収を50～60kg/ムー（750～900kg/ha）、割合にして10～15%ほど増大させる。

### ① 研究開発

中国農業部は、1996年に「中国スーパー稲育種計画」をスタートし、十数年の開発期間を経て、育種理論の研究や新品種育成・普及で大きな進展を遂げた。単収は、2000年に第1期目標700kg/ムー（1万500kg/ha）、2005年に第2期目標単収800kg/ム

ー（1万2,000kg/ha）、2011年に第3期目標900kg/ムー（1万3,500kg/ha）を達成した。また、米主要生産区では小面積で単収1,000kg/ムー（1万5,000kg/ha）の雑交稲品種も出現した。2013年には単収1,000kg/ムー（1万5,000kg/ha）のスーパー稲開発計画（スーパー稲第4期目標）が立ち上がった<sup>10</sup>。

中国の稲品種の研究開発は政府系研究機関や農業関係の大学などによって担われ、研究開発経費は主として政府の専用資金が賄っている。

スーパー稲については、生産量、品質、病虫害抵抗性などに具体的基準（図表1-1-10）があり、農業部は基準の各項目を達成したかどうかについて申請品種を審査した上で、「スーパー稲」の新品種として認定している。

図表 1-1-10 スーパー稲の主要基準

地域	揚子江流域 早熟早期稲	揚子江流域中・ 晩熟早期稲	揚子江流域中熟 晩熟稲・華南感光 型晩熟稲	華南早晩期兼用 稲・揚子江流域晩 熟晩熟稲・東北早 熟ジャポニカ米	揚子江流域一 期稲・東北中熟 ジャポニカ米	揚子江上流晩熟 一期稲・東北晩熟 ジャポニカ米
生産量 (kg/ムー) (kg/ha)	≥550 (≥8,250)	≥600 (≥9,000)	≥660 (≥9,900)	≥720 (≥10,800)	≥780 (≥11,700)	≥850 (≥12,750)
品質	北部ジャポニカ米は農業部基準2級米以上(含む)に、南部晩期インディカ米は農業部基準3級米以上(含む)に、南方早期インディカ米と一期作稲は農業部基準4級米以上(含む)に達すること。					
抗性	地元1~2種類の主要病虫害に抵抗できること。					
生産応用面積	品種認定後2年以内に、生産応用面積が年間5万ムー(3,333.3ha)以上に達すること。					

(資料)農業部『スーパー稲品種確認方法』、2008年

2013年4月時点で、農業部は普及向けのスーパー稲品種を101件認定した。それらのほとんどはインディカ米（「中早39号」、「天優華占」など）かジャポニカ米（「龍粳31号」、「松粳15号」など）であるが、寧波市で開発された「甬優6号」と「甬優12号」の2品種はインディカ米とジャポニカ米の雑交品種である。2012年に、100ムー（6.7ha）モデル田で試行栽培された「甬優12号」スーパー稲の平均単収は963.7kg/ムー（1万4,455.5kg/ha）、最大単収は1,014.3kg/ムー（1万5,214.5kg/ha）で、中国のスーパー稲の単収の最高記録となった<sup>11</sup>。インディカ米とジャポニカ米の雑交は、国際的にも研究開発の意義があり、将来性が大きいとされるが、一方で不稔性などによって、その開発育成は困難だと言われている。

<sup>10</sup> 「農業部が1ムー当たり1,000kgスーパー稲の難関クリア計画」中国ネット、2013年3月4日。

<sup>11</sup> 「農業専門家：3年後の中国スーパー稲は1ムー当たり1,000kgを超える可能性も」農博ネット、2012年12月20日。

## ②応用普及

2005年、農業部は『中国スーパー稲研究と普及計画（2006～2010年）』を策定し、スーパー稲の応用普及を本格的に始めた。目標として、2010年に20種のスーパー稲の主要品種を開発・育成すること、普及面積が全国稲作面積の30%（約1.2億ムー（800万ha））を達成すること、単収で60kg/ムー（900kg/ha）を増産することなどが掲げられた。

2005年以降、スーパー稲の育種と応用普及は、中国の食糧生産量の継続的増産や単収の継続的向上に大きく寄与した。2012年に農業部が認定した96種のスーパー稲品種の栽培応用面積は1.21億ムー（806.7万ha）、平均単収は587.9kg/ムー（8,818.5kg/ha）で、1ムー当たり増産は65.7kg（1ha当たり985.5kg）であった<sup>12</sup>。これらを基に試算してみると、全国の増産規模は合計で795万トンとなる。1人当たり年間粗消費量を140kgとすると、これは約5,600万人の消費分に相当する。

図表 1-1-11 スーパー稲の応用普及の状況

年	スーパー稲認定品種数	スーパー稲栽培面積 (万ムー) (万 ha)	スーパー稲の稲作面積に占める割合	スーパー稲単収 (kg/ムー) (kg/ha)	非スーパー稲単収との差 (kg/ムー) (kg/ha)	全国粗単収 (kg/ムー) (kg/ha)
2005	-	3,837 (255.8)	8.9%	(不明)	(不明)	417.3 (6,259.5)
2006	-	(不明)	(不明)	572 (8,580)	74 (1,110)	418.6 (6,279)
2007	-	7,800 (520)	18.0%	582 (8,730)	76 (1,140)	428.9 (6,433.5)
2008	61	8,342 (556.1)	19.2%	583 (8,745)	71 (1,065)	437.5 (6,562.5)
2009	69	9,357 (623.8)	21.0%	556.3 (8,344.5)	57.6 (864)	439.0 (6,585)
2010	80	10,100 (673.3)	22.5%	(不明)	(不明)	436.9 (6,553.5)
2011	83	11,000 (733.3)	24.7%	583 (8,745)	67.8 (1,017)	445.8 (6,687)
2012	96	12,100 (806.7)	26.8%	587.9 (8,818.5)	65.7 (985.5)	453.1 (6,796.5)
2013	101	13,000(計画) (866.7)	-	-	-	-
2015	-	16,000(目標) (1,066.7)	35%(目標)	-	-	-

(資料)報道記事を基に作成

中国では、スーパー稲の応用普及に当たって、政府は生産モデル区の整備とその効果を

<sup>12</sup> 「農業部：2013年のスーパー稲の応用普及面積を1.3億ムー以上に計画」農博ネット、2013年7月8日。

特に重視している。農業部は 2012 年に 1.2 億ムー（800 万 ha）のスーパー稲の応用面積を確保するために、以下のことを要請している<sup>13</sup>。

- (ア) スーパー稲のモデル県において、100 ムー（6.7ha）コア区と 1 万ムー（666.7ha）モデル区をそれぞれ少なくとも 1 つ整備する。
- (イ) 関連する研究機関はそれぞれモデル区を 1～3 つ整備する。
- (ウ) 技術研修と指導では、各地スーパー稲普及推進機関は研究機関と協力して、各モデル県でスーパー稲モデル農家を 1,000 世帯以上育成する。これによって、モデル県の各村にモデル農家があり、かつ、各モデル農家に農業技術が分かる人がいることを実現させる。
- (エ) スーパー稲の研究機関の研究者は生産第一線で技術指導を行う。

#### 【コラム:スーパー稲の農家での応用普及】

「桂両優 2 号」は広西農業科学研究院米研究所が 15 年をかけて研究開発したスーパー稲の新品種である。同品種は 2008 年に広西自治区の審査を通過し、2010 年に農業部に認定された、広西自治区で初めての国家認定スーパー稲品種である。2013 年に、広西農業科学研究院が玉林市博白県鳳山鎮で「桂両優 2 号」1,000 ムー（66.7ha）区画のスーパー稲モデル生産基地を作った。

同地区で「桂両優 2 号」を栽培している農民によれば、スーパー稲を栽培してから、1 ムー当たりの化学肥料コストは 100 元ほど節約され、生産量は 100～150kg 増え、所得は 500 元余り多くなったとのことである。鳳山鎮では、2013 年に 70%以上の農家が「桂両優 2 号」スーパー稲を栽培するようになった。

(資料)「広西自治区の初めてのスーパー稲応用普及が成果を上げる」農博ネット、2013 年 6 月 22 日を基に日本総合研究所が作成

### 3) 良質米

中国では食糧生産能力が拡大する一方で、米の品質が問題とされるようになってきた。1990 年代後半に食糧生産量は 5 億トンの大台に乗ったが、農家の販売は順調にいかず粗悪な米が過剰生産されたため、豊作になっても農家の増収につながらなかった。一方、品質の良い米が需要に追いつかない状況となった。国民生活水準の向上に伴い、米に対する要求は数量から品質へと変わってきた。このような状況の下、中国各地で良質の米を栽培

<sup>13</sup> 「農業部：今年のスーパー稲の応用普及面積を 1.2 億ムー以上確保、かつ「双増一百」を実現」農業部 HP、2012 年 5 月 19 日。



する動きが強まった。特に 2001 年の WTO 加盟以後、国際市場や国内市場で、外国の高品質有名ブランドの米に対して中国産の米の競争力の弱いことが明らかになった。

そこで、各地方政府が中心となって良質米の栽培を強力に推進するようになり、米品種の改良が進んだ。粗悪な稲の栽培面積が縮小されるとともに、良質米の生産が拡大され、米の生産構造が数量拡大型から品質追求型へと移行した。2000 年頃以降、良質米の栽培面積は急速に拡大してきた（図表 1-1-12）。2002 年時点で、省・自治区レベルで 400 種余りの良質米品種が認定され、230 種余りが広く普及した。このうち高級品種は 110 種余り、中等良質品種は 120 種余りで、代表的な品種として、「中香 1 号」、「湘晚粳 9 号」、「絲苗王」、「馬壩油占」などがある<sup>14</sup>。また、2003 年以降、国際市場で競争力のある良質ジャポニカ米も多く育種された<sup>15</sup>。

図表 1-1-12 良質米の栽培規模

年	1998	2000	2002	2003	2007	2010 (目標)	2015 (目標)
良質米栽培面積(万ムー) (万 ha)	15,000 (1,000)	18,000 (1,200)	19,600 (1,306.7)	21,700 (1,446.7)	31,378 (2,091.9)	33,000 (2,200)	36,000 (2,400)
全国稲作面積に占める割合	32%	40%	46%	54.6%	72.3%	75%	80%

(資料)ニュース報道を基に作成。ただし、2010 年と 2015 年の目標は、農業部『米優勢区域配置計画(2008~2015 年)』による

#### ①国家基準の公布

全国各地で良質米栽培が拡大する中、1999 年に国家標準化管理委員会は『良質米』(GB/T 17891-1999) の国家基準を公布し、農業部も 2002 年に、以前の基準を改良して、新たに『食用米品種品質』(NY/T593-2002) の基準を公布した。これらの結果、中国全土で良質米の栽培、買付、加工、販売を行うに当たっての依拠する基準が整った。

しかし、良質米が急速に普及する一方で、さまざまな問題が生じてきた。各地で増産が進められた良質米は、各自治体が独自に認定した良質米の品種で、必ずしも国家基準を満たした良質米の品種ではない。実際、国家基準を満たす良質米品種の比率はかなり低く、特にインディカ米の良質品種は少ないと言われる。

湖北省農業部門の統計によれば、2006 年の同省の稲作面積は 3,100 万ムー (206.7 万 ha) で、このうち良質米品種の栽培面積は 1,608 万ムー (107.2 万 ha) と、総栽培面積の 50%強を占める。しかし、湖北省食糧局によるサンプリング検査の結果では、507 種の良質米のサンプルのうち、全項目で「良質米」の国家基準を満足したのは割合

<sup>14</sup> 「中国良質米の開発は基準化へ」中国農業情報ネット、2002 年 12 月 10 日。

<sup>15</sup> 「中国ジャポニカ米の生産状況及び輸出貿易分析」『世界农业』、2003 年 11 期。

にしてわずか 7.5%であった。不合格の最大項目は腹白が大きすぎることであった。このように、湖北省の多くの地域で栽培に使われる良質米は、品種が多く雑多なことが問題である。一部の県では良質米の品種が数十もあるが、玉石混濁で大規模化栽培が難しい状況にある。例えば、江漢平原にある主要食糧生産地の監利県では、稲作面積約 180 万ムー（12 万 ha）のうち、良質米栽培面積は 120 万ムー（8 万 ha）余りあるが、品質に問題があり地元の食糧加工企業は、遠方から良質で高価な米を調達せざるを得ない。監利県では、良質米として 70 種の品種が栽培されており、権威ある機関に「良質米」と認定されても、国家基準 3 級米や 2 級米を満たす品種は少なく、国家基準 1 級米は皆無である<sup>16</sup>。

#### 【コラム：良質米の栽培推進に対する地方政府の努力】

良質米を推進するに当たって、各地で独自の政策が採られている。湖南省では次のような推進策が講じられている。

- ①米の多収・安定生産を前提に、良質米を発展させる。
- ②モデル生産基地の整備を強化する。
- ③良質米の選定・育種・審査基準を強化する。
- ④重要食糧加工企業を支援し、米生産県とマッチングさせ、協働して良質の食用米を開発する。さらに、良質米を最新の技術で加工する。これらを通じて、「金健」、「粒粒晶」、「天龍」、「盛湘」などに代表されるような湖南ブランドを創造し、中国全土及び海外市場で販売する。
- ⑤良質米の市場開拓を重視。重要食糧加工企業の育成・支援により、食糧販売を促進するとともに、農業展示会などを通じて、良質米の販売経路を増やす。

（資料）「湖南省の良質米栽培は良い成果を」農博ネット、2005 年 11 月 6 日を基に日本総合研究所が作成

#### ②スーパー稲と良質米の関係

中国では、良質米の普及が 1990 年代後半から本格的に推進された。一方、スーパー稲の普及は 10 年ほど遅れ、2005 年以降に進められた。

良質米の応用普及は主として各地の地方政府によって推進され、品種の選定・育種、栽培技術の開発・指導、栽培方法などが統一されてこなかった。一方、スーパー稲の研究開発は、普及についても中央政府が強力に推進した。

むしろ、スーパー稲の普及が本格的に始まると、良質米もスーパー稲の一つとして組

<sup>16</sup> 「米大省の湖北省における良質米栽培の困窮と対策分析」農博ネット、2007 年 3 月 15 日。

み入れられ、推進されるようになった。その結果、近年、良質米という言葉があまり聞かれなくなっている。実際、農業部が2005年以降に認定を始めたスーパー稲の品種は、いずれも多収、良質、病虫害抵抗性といった特長を合わせ持っている<sup>17</sup>。特に農業部に認定されるジャポニカ米のスーパー稲は、農業部の業種基準『食用米品種品質』(NY/T593-2002) (図表 1-1-13) の2級米以上(含む)の品質が要求され、国家基準『良質米』(GB/T 17891-1999) (図表 1-1-14) の2級米に相当する。ただし、インディカ米のスーパー稲の認定基準の最低要件はやや低く、国家基準『良質米』の基準を下回る。

図表 1-1-13 『食用米品種品質』(業種基準 NY/T593-2002) の品質指標

類別	等級	整粒率(%)			乳白度(%)	透明度(級)	アミロース(%)	品質指数(%)
		長粒	中粒	短粒				
インディカ米	1	≥50.0	≥55.0	≥60.0	≤2.0	1	17.0~22.0	≥75
	2	≥45.0	≥50.0	≥55.0	≤5.0	≤2	17.0~22.0	≥70
	3	≥40.0	≥45.0	≥50.0	≤8.0	≤2	15.0~24.0	≥65
	4	≥35.0	≥40.0	≥45.0	≤15.0	≤3	13.0~26.0	≥60
	5	≥30.0	≥35.0	≥40.0	≤25.0	≤4	13.0~26.0	≥55
ジャポニカ米	1			≥72.0	≤1.0	1	15.0~18.0	≥85
	2			≥69.0	≤3.0	≤2	15.0~18.0	≥80
	3			≥66.0	≤5.0	≤2	15.0~20.0	≥75
	4			≥63.0	≤10.0	≤3	13.0~22.0	≥70
	5			≥60.0	≤15.0	≤3	13.0~22.0	≥65

(資料) 農業部『食用米品種品質』(業種基準 NY/T593-2002)、2002年

(注) スーパー稲の品質要求は、図表 1-1-10 の通り、「北部ジャポニカ米は農業部基準2級米以上(含む)に、南部晩期インディカ米は農業部基準3級米以上(含む)に、南方早期インディカ米と一期作稲は農業部基準4級米以上(含む)に達すること」となっているため、同表のグリーンのハイライトはスーパー稲の品質の最低基準を品種ごとに示している。

図表 1-1-14 『良質米』(国家基準 GB/T 17891-1999) の品質指標

類別	等級	玄米産出率% ≥	整粒率% ≥	乳白粒率% ≤	乳白度% ≤	アミロース% %	味覚品質点 ≥	粘稠度 mm≥	粒型(長幅比) ≥	非整粒 ≤	異品種粒 ≤	黄粒米 ≤	雑質 ≤	水分 ≤	色・匂い
インディカ米	1	79.0	56.0	10	1.0	17.0~22.0	90	70	2.8	2.0	1.0	0.5	1.0	13.5	正常
	2	77.0	54.0	20	3.0	16.0~23.0	80	60	2.8	3.0	2.0	0.5	1.0	13.5	
	3	75.0	52.0	30	5.0	15.0~24.0	70	50	2.8	5.0	3.0	0.5	1.0	13.5	
ジャポニカ米	1	81.0	66.0	10	1.0	15.0~18.0	90	80	-	2.0	1.0	0.5	1.0	14.5	正常
	2	79.0	64.0	20	3.0	15.0~19.0	80	70	-	3.0	2.0	0.5	1.0	14.5	
	3	77.0	62.0	30	5.0	15.0~20.0	70	60	-	5.0	3.0	0.5	1.0	14.5	

(資料) 国家標準化管理委員会『良質米』(国家基準 GB/T 17891-1999)、1999年

実際、現在各地で育種している新品種はスーパー稲と良質米の2つの特徴を兼ねるも

<sup>17</sup> 「貴州省のスーパー稲の新しい品種が農業部に確認される」農博ネット、2012年5月8日。

のが多い。例えば、2012年に四川省品種審査委員会が選定した雑交稲の新品種「宜香優 2115」は、生産量が大きいことに加えて品質も良く、しかも稲疫病と稲こうじ病に対する抵抗力が強い。これは国家基準の2級米に相当する。大規模な試験栽培では、平均単収は600kg/ムー(9,000kg/ha)で、多収のモデル田では700kg/ムー(10,500kg/ha)を超える。一方、一般的な品種の平均単収は400~500kg/ムー(6,000~7,500kg/ha)である<sup>18</sup>。こうした多収、良質、抗病性を一体化した新品種の研究開発や普及が新しい動きとなっている。

米(粳)の品質は、『粳』(国家基準 GB1350-2009)により1~5級と級外の6級に分けられる。3級が中等品質で、この等級の生産量が最も多い。また、1~3級で約90%を占めている<sup>19</sup>。

精米後の基準としては、『米』(国家基準 GB1354-2009)があり、品質や加工仕様などから良質米と普通米に分けられる。良質米は1~3級に、普通米は1~4級に分けられる。小売製品にはこの基準が使用され、等級を明示したラベルが貼付される。

図表 1-1-15 パック詰め米製品のラベルに示された米の等級



#### 4) 緑色米と有機米

所得水準や生活水準の向上に伴い、中国消費者の緑色食品や有機食品に対する関心が高まり、2000年以降、緑色米、有機米の生産が大規模化するようになった。緑色米や有機米の生産は手間がかかるが、米の生産・加工企業にとって、取り扱い品目の中に含まれていることが企業の宣伝となり、その企業の評価にも影響を与えている。

有機米は、栽培、収穫、貯蔵、加工、包装など一連の過程において厳格な国家基準があ

<sup>18</sup> 「雑交稲新品種の宜香優 2115 の大規模試行栽培が成功し、農家は1ムー当たり200元増収」農博ネット、2012年8月23日。

<sup>19</sup> 「湖北省食糧局の2010年初収穫品質状況報告書」『湖北日報』、2011年4月19日。

り、化学物質の使用が厳しく制限されており、食品安全面で最高等級の米である。必要とされる技術、人力、投入物質のコストが高い。また、生産地の自然環境（空気、水、土壌など）に対する要求も非常に厳しい。品種はもともと生産量が多くない良質米であり、こうした条件で生産した米の生産量は、一般的な米の生産量より少なくなりがちである。

中国では、『有機製品認証管理方法』（2005年）、『有機製品認証実施規則』（2012年7月）に則って、有機食品認証機関に認証されれば、有機米として認められる。認証の有効期限は1年間である。2012年末時点で有機認証の資格を持っている認証機関は20数社ある。有機米の販売には図表1-1-16の認証マークが付けられる。

一方、緑色米は有機米の基準より緩やかである。緑色米は、生産と加工において、農薬、化学肥料、ホルモン製剤、遺伝子組み換え合成物質などの使用が完全に禁止されているわけではなく、管理もそれほど厳しくない。中国では、『緑色食品認証と標識使用費用徴収管理方法』（2004年）、『緑色食品標識管理方法』（2012年）などの法令があり、緑色米は中国緑色食品発展センターに認証される必要がある。認証されれば、有効期限は3年間である。認証マークは図表1-1-16の通りである。

図表 1-1-16 有機米と緑色米の認証マーク



<有機米の標識>



<緑色米の標識>

『米優勢区域配置計画（2008～2015年）』によれば、2007年時点で中国には、無公害米認証ブランドが500銘柄あり、生産面積は5,000万ムー（333.3万ha）であった。これに対して、緑色食品米認証ブランドは390余り、生産面積は3,000万ムー（200万ha）強であった。有機食品米認証ブランドは50前後、生産面積は約50万ムー（3.3万ha）を占めた。2015年までに、緑色米と有機米の認証基地面積がそれぞれ5,000万ムー（333.3万ha）、500万ムー（33.3万ha）に達することが目標とされている（図表1-1-17）。

図表 1-1-17 緑色米と有機米の栽培状況

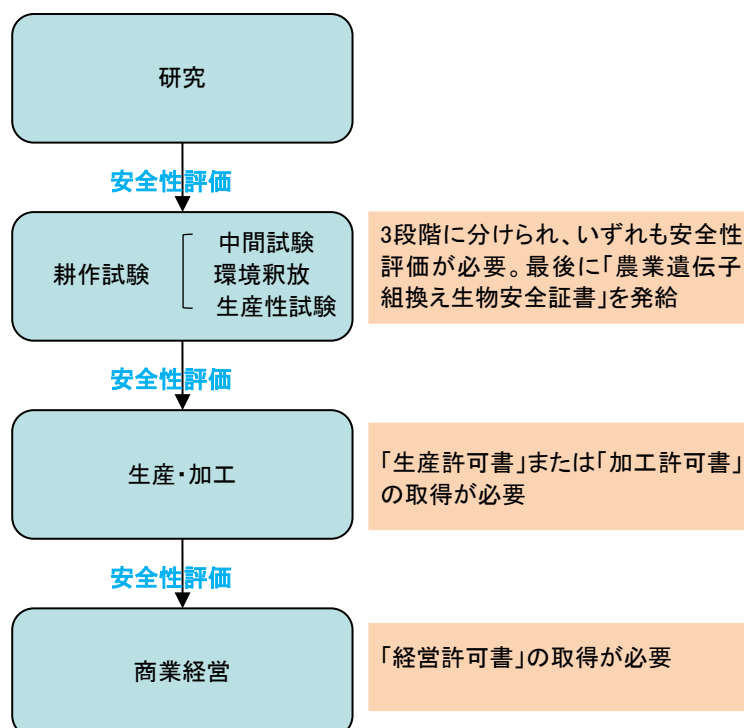
	2007 年		2015 年	
	栽培面積 (万㍍ー) (万 ha)	稲作面積に 占める割合	栽培面積 (万㍍ー) (万 ha)	稲作面積に占 める割合
緑色米	約 3,000 (200)	約 7%	5,000 (333.3)	11.1%
有機米	約 50 (3.3)	約 0.1%	500 (33.3)	1.1%

(資料) 農業部『全国優勢農産物区域配置計画(2008～2015年)』、『米優勢区域配置計画(2008～2015年)』を基に作成

### 5) 遺伝子組換え米

中国政府は、食糧安全保障問題の解決手段の一つとして遺伝子組換え食糧作物を重点的に発展させようとしており、1980年代後半に研究をスタートした<sup>20</sup>。当時の温家宝総理は、遺伝子組換えのような重大な科学的手法を利用して食糧問題を解決する必要があると表明している<sup>21</sup>。研究の対象品種は米、トウモロコシ、小麦、大豆などである。

図表 1-1-18 農業遺伝子組換え生物の安全管理プロセス



(資料)『農業遺伝子組換え生物安全管理条例』(2001年)を基に作成

<sup>20</sup> 「遺伝子組換え：食糧安全の必然的な選択」『財經文摘』、2008年12月29日。

<sup>21</sup> 「國務院総理温家宝：科学技術を中国の持続的発展の牽引役に」新華社、2009年11月23日。

中国では、遺伝子組換え作物の開発は図表 1-1-18 に示すように、①研究、②耕作試験<sup>22</sup>（中間試験<sup>23</sup>、環境釈放<sup>24</sup>、生産性試験<sup>25</sup>）、③商業化<sup>26</sup>（生産・加工、商業経営<sup>27</sup>）などの段階に分けて進められる。

中国政府は、1986年に研究を開始してから20年以上にわたり研究開発を積極的に推進し、研究開発や耕作試験の段階において世界をリードする水準にある。1993年には、遺伝子組換え稲1種類が耕作試験の段階に入った。その後の遺伝子組換え作物の研究開発において、食糧作物はかなりの割合を占め、1997～1999年に中間試験と環境釈放の段階に入った遺伝子組換え食糧作物は合計33品目に達し、遺伝子組換え作物の品目総数の4分の1以上を占めた<sup>28</sup>。2010年2月時点で研究と試験を行っている遺伝子組換え生物は100種類を超え、動物、植物、微生物の200以上の遺伝子に及んでいる。

一方、遺伝子組換え作物の応用または商業化における進展は遅い。中国は世界最大の遺伝子組換え抗虫綿花の栽培国であるが、1992年以降、商業化栽培を許可された遺伝子組換え作物はわずか10種類余りである。しかも、いずれも非食糧作物である。また、大規模に栽培されているのは遺伝子組換え抗虫綿花だけである。中国の遺伝子組換え作物の栽培面積は世界第6位であり<sup>29</sup>、スタートが遅かったカナダ、インドよりも少ない。農家の受容度が低いこともあるが、中国政府の遺伝子組換え作物に対する慎重な姿勢が大きな理由である。特に食用の遺伝子組換え作物に対して、中間試験と環境釈放の2つの段階における審査に十分な時間をかけ、生産性試験段階に入るための審査も慎重に行っている。一方、国内生産や備蓄の不足を補うために輸入された遺伝子組換え食糧作物は、生産加工と飼料用だけに使って良いとされ、商業化栽培は認められていない。

このように、中国政府は、技術の独創性と先進性を求めるとともに、遺伝子組換え作物の安全性を非常に重視している。つまり、政府は遺伝子組換え技術の研究開発を促進しても、遺伝子組換え作物の応用に対しては非常に慎重である。これまで遺伝子組換え食糧作物の商業化栽培・加工を1つも許可していない最大の理由は安全問題である。遺伝子組換え食糧作物が人間の健康を脅かすかどうかについてはまだ定説がなく、そのため依然とし

<sup>22</sup> 中間試験、環境釈放、生産性試験は試験地域と規模に従い順次進められる。どの段階に入る前にも農業部に申請を出す必要がある。

<sup>23</sup> 中間試験とは、コントロールされたシステム内またはコントロールされた条件下で行われる小規模の試験を指す。

<sup>24</sup> 環境釈放とは、自然条件のもとで安全措置を取りながら行われる中規模の試験を指す。

<sup>25</sup> 生産性試験とは、生産と応用の前に行われる大規模の試験を指す。

<sup>26</sup> 商業化段階は、商業化生産・加工（種の育成と農作物の収穫後の再加工を含む）、販売経営に分けられ、農業部に申請を出す必要がある。

<sup>27</sup> 商業経営とは、遺伝子組換え製品を販売することを指す。

<sup>28</sup> 『Global Status of Commercialized Biotech/GM Crops: 2000』 International Service for the Acquisition of Agri-biotech Applications (ISAAA)、2001年。

<sup>29</sup> 「Global Status of Commercialized Biotech/GM Crops: 2008」 International Service for the Acquisition of Agri-biotech Applications (ISAAA)、2009年。

て研究と試験の段階にとどまっている。また、遺伝子組換え食糧作物は生産量を 8%前後高めることができるが、自然災害時の減産幅が大きいことを指摘する学者もいる<sup>30</sup>。

このようなこともあり、20 年近くの遺伝子組換え食糧作物の研究開発を経て、ようやく実質的な進展があり、2009 年に 3 品目の遺伝子組換え食糧作物が安全証書を取得した<sup>31</sup>(図表 1-1-19)。このうち、2 品目は米である。

図表 1-1-19 安全証書を取得した遺伝子組換え食糧作物

品 目	概 要
抗虫遺伝子組換え稲 「華恢 1 号」	華中農業大学が開発し、知財権を持つ。鱗翅目害虫の被害を受けにくく、稲の農薬使用量を 30～50%減少させる。
抗虫遺伝子組換え稲雑 交種「Bt 汕優 63」	華中農業大学が開発し、知財権を持つ。「華恢 1 号」と「珍汕 97A」を交配したもの。
フィターゼ遺伝子組換えト ウモロコシ「BVLA430101」	中国農業科学院バイオ技術研究所が開発し、知財権を持つ。フィターゼを組み入れることによって、動物のリンの利用効率を高め、高濃度のリンの糞排出を減らし、環境を改善する。

(資料)中国農業科学院植物保護研究所の「中国農業有害生物情報システム」を基に作成(データ取得は 2010 年 9 月)

「農業遺伝子組換え生物生産応用安全証書」は、遺伝子組換え作物が耕作試験での 3 段階の安全審査に合格した後、農業部から発給される安全認証で、農業遺伝子組換え生物の商業化審査の中で最も厳しいと言われる。上記 3 品目の遺伝子組換え食糧作物が安全証書を取得したことは、少なくとも技術と安全性の両面において中国政府に認められたことを意味し、遺伝子組換え食糧作物の中国での商業栽培を加速させる可能性がある。安全認証の次に、品種審査、種子の生産許可、種子の販売許可などの段階があり、商業化まで 2～4 年かかると推測される。

遺伝子組換え食糧作物は、商業化が許可されていないにもかかわらず、一部の地域で中国政府の許可なしに栽培されている。2005 年以降、食糧作物の違法栽培が何度も報道されている。2005 年 2～4 月には、国際的な NGO 団体のグリーンピースが湖北省の農村と市場を 4 回にわたって調査し、地元で採集した米の種子、粳、精米などを検査した結果、遺伝子組換えの抗虫稲が生産・販売されていることが判明した<sup>32</sup>。これに対して、中国政府は、違法栽培や生産性試験の過程にある遺伝子組換え作物を拡張栽培した会社を処分するなど、違法栽培の遺伝子組換え稲を徹底的に取り締まった。

また、中国で遺伝子組換え主食作物の商業化栽培が認められていないにもかかわらず、

<sup>30</sup> 「広東テレビ財經郎眼：郎咸平が遺伝子組換えについて語る」 搜狐ブログ  
<http://loveguhui.blog.sohu.com/144687509.html>、2010 年 2 月。

<sup>31</sup> 「農業部農業遺伝子組換え生物安全管理事務局責任者の遺伝子組換え技術と応用の促進に関する記者会見における答え」『経済日報』、2010 年 3 月 3 日。

<sup>32</sup> 「湖北省遺伝子組換え米の違法市場進出に関する調査」『鳳凰週刊』、2005 年 6 月 28 日。



中国から EU に輸出した米製品から頻繁に抗虫稲が見つまっている。EU でも米の遺伝子組換えは認められていないので、中国から輸入した遺伝子組換え製品は違法になる。2006年から 2013 年上半期の間、EU は中国の輸入食品から違法の遺伝子組換えを 184 回検出した。そのうち、175 回はビーフン、煎餅などの米製品と米を含有する製品であった<sup>33</sup>。中国農業部などの行政部門も、近年、中国国内の違法遺伝子組換え作物の栽培について捜査・検査しているが、検査結果は一切公表されていない。

---

<sup>33</sup> 「EU が中国から EU に輸出する遺伝子組み換え米を厳しく検査：半年で 18 回通報」『中国経営報』、2013 年 6 月 29 日。

## 2. 米の消費動向

### (1) 米の消費構造

図表 1-2-1 にまとめたように、中国の米消費の用途は大きく、食用、飼料用、加工用、種子用に分けられる。食用消費が最大で、2011/2012 年度には全体の 85.2%を占めた。飼料用消費は同 8.2%で、主に家畜・家禽の飼育に使われる。加工用は同 6.0%で、主に食用ビーフンの加工や酒の醸造などに使われる。

図表 1-2-1 中国の米消費構造

用途	年度	2009/2010 (割合)	2010/2011 (割合)	2011/2012 (割合)	2012/2013 (推測 割合)
食用消費		85.6%	85.3%	85.2%	85.4%
米		59.1%	58.9%	58.8%	58.9%
糠		26.5%	26.4%	26.4%	26.5%
飼料用消費		8.2%	8.4%	8.2%	7.6%
加工用		5.6%	5.7%	6.0%	6.5%
種子用消費		0.6%	0.6%	0.6%	0.6%
国内消費合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(資料)中国国家糧油情報センター

(注)米の市場年度は当年 10 月～翌年 9 月の間である。例えば、00/01 は「2000 年 10 月～2001 年 9 月」に当たる。

中国は世界最大の米消費国であり、国民の 65%以上が米を主食としている<sup>34</sup>。米消費の主要地域は南部で、13 の主要生産省・自治区の米消費量は合計して中国全体の 90%前後を占める。1 人当たり年平均米消費量は、北部で 18kg であるのに対して南部では 160kg と多い。食糧に占める米消費の割合が最も大きな地域は湖南省で、約 90%である<sup>35</sup>。

省・市別にみた主要米消費地域は北京市、上海市、浙江省、福建省、広東省などである。これら地域は、省・市内の生産で需要を賄うことができず、生産地域から米を調達している。中国最大の米消費地である広東省は、米の自給率が 60%を下回っており、不足分を他省から調達している<sup>36</sup>。北京市も黒龍江省などから年間 80 万トン余りの米を調達している<sup>37</sup>。上海

<sup>34</sup> 「ブランド農業特集」『農民日報』、2013 年 7 月 15 日。

<sup>35</sup> 「近年我が国米需要と生産状況」安徽農ネット、2005 年 6 月 28 日。

<sup>36</sup> 「専門家が、過度に艶出した米は鉱物油を添加した毒米かもしれないと警告」『広州日報』、2011 年 5 月 17 日。

<sup>37</sup> 「北京市場で黒龍江省産米が 8 割を占める」中国谷物ネット、2007 年 5 月 24 日。

市も同様で、年間 50 万トン余りを黒龍江省などから調達している<sup>38</sup>。

近年、米は多くの国民に主食として食されるようになってきている。これまで小麦の主要産地であり小麦を主食としていた、華北地域、西北地域の河南省、河北省、山東省などでも、近年、米の消費量が増加している。これら地域の消費者は小麦粉だけを原料とした主食では満足できなくなっている。華北地域や西北地域では、小麦粉をラーメンや饅頭などの主食として食す伝統は一部に残っているが、主食としての米のご飯が拡大している。また、北部農村の出稼ぎ労働者などが出稼ぎ先の都市での食生活の影響を受け、米を主食とするようになった例も多い。ちなみに、トウモロコシについては、非常に貧しい農村地域で主食としているところもあるが、都市では品種改良したものを健康食品などとして食されることが多い。

消費される米の品種は、伝統的に揚子江以北の地域ではジャポニカ米で、揚子江以南の地域ではインディカ米である。しかし、ここ 10 年ぐらい、上海市、江蘇省、浙江省など揚子江以南の沿海発展地域でも、ジャポニカ米の消費が増加している。

#### 1) 1 人当たり消費量の変化

中国では国民所得や生活水準の向上に伴って食生活が変化し、それを受けて、伝統農業の構造も変化している。牧畜業が大きく成長し、世界的にも豚肉、鳥肉、卵の最大の生産国となり、酪農業や水産業も大きく成長した。

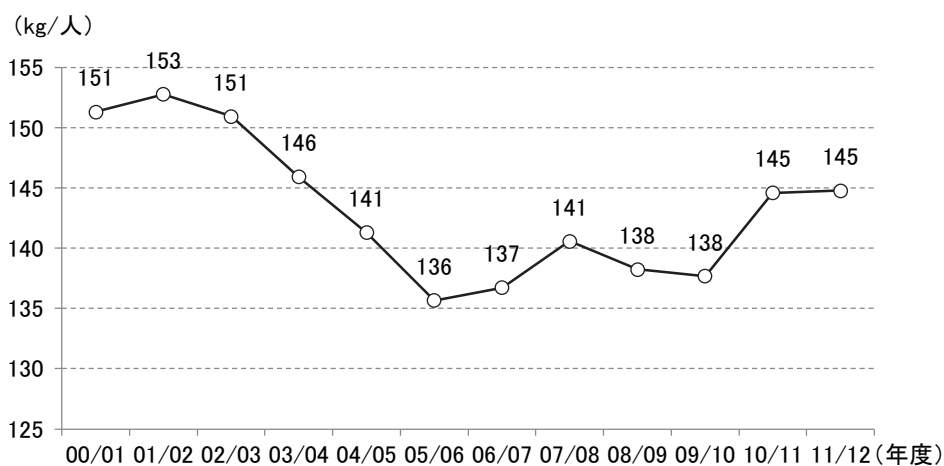
図表 1-2-2 に見られるように、2000 年代前半の 1 人当たり米消費量は減少傾向にあったが、近年は増加に転じ、横ばいで推移している。消費需要の変化には、以下の要因が考えられる。

第 1 に、豚肉、鳥肉、卵、牛乳、豆製品など高蛋白食品の 1 人当たり消費量が増加し、伝統の主食食糧の一部を代替するようになってきた。

第 2 に、近年、所得水準・生活水準の改善に伴い、北部地域を中心に「小麦から米への移行」が進んでいることや、ビール、ビーフンなどの加工用消費が継続的に増加していることが挙げられる。この結果、中国全体でみた 1 人当たり米消費量は増加に転じ（図表 1-2-1）、特に工業需要は旺盛で、中国のインディカ米輸入の急増の要因ともなっている。

<sup>38</sup> 「「虎林米」はなぜ上海を風靡するか」『解放日報』2011 年 11 月 10 日。

図表 1-2-2 1人当たり年間米（粳）消費量



(資料)『中国統計年鑑』(各年版)、中華食糧ネット(中国備蓄食糧管理総会社が管理運営)の国内  
 内糶需給均衡分析のデータを基に作成

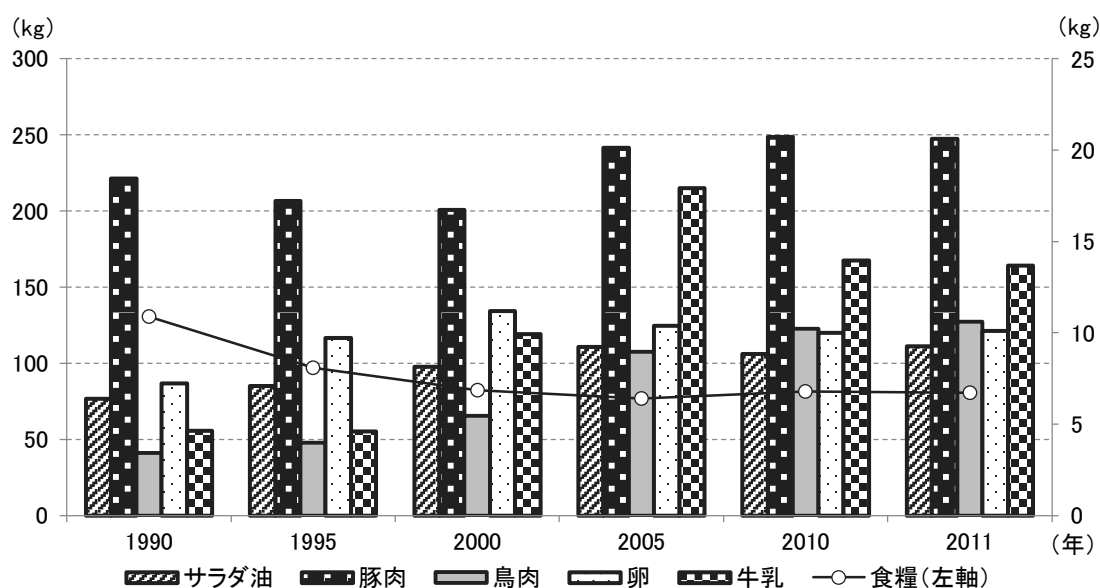
(注)粳の市場年度は当年10月～翌年9月の間である。例えば、2000/01年度は「2000年10月  
 ～2001年9月」に当たる。

図表 1-2-3 と図表 1-2-4 は、1990 年以降の中国の都市と農村における 1 人当たりの主要食品の購入状況をまとめたものである。1 人当たり食糧購入量は、都市、農村ともにこの 20 年間緩やかに減少してきた。

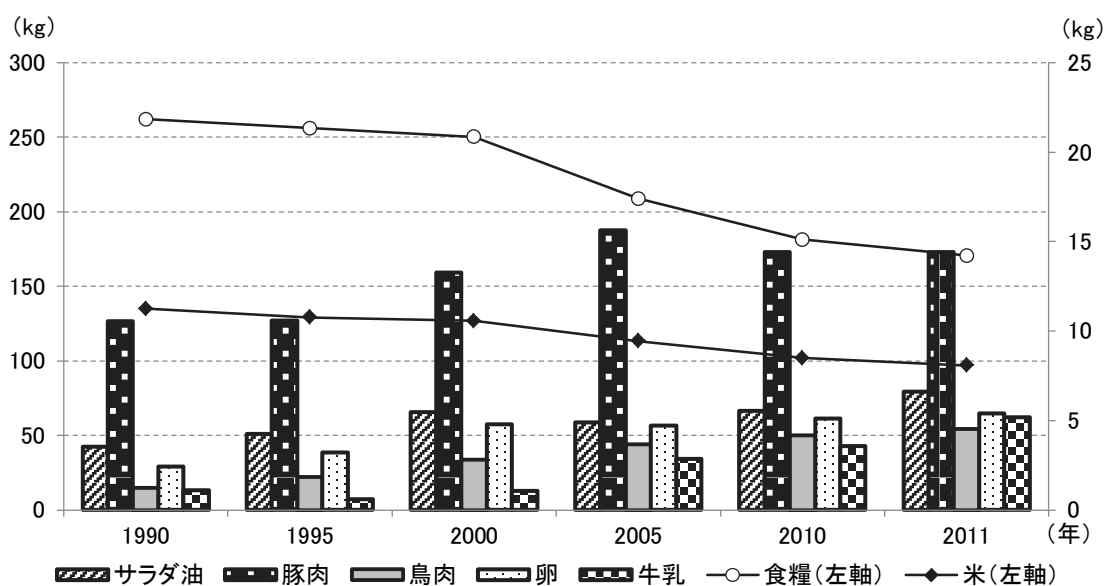
米のデータが含まれている農村における統計をみると、1 人当たりの米の購入量は減少傾向にある。ただし、食糧全体に占める割合は 1990 年の 51.5% から 2011 年に 56.9% に上昇し、食糧における米の重要度は高まっている。

農村の食糧の購入量は都市よりもはるかに多く、2012 年の 1 人当たり食糧購入量は 170.7kg で、都市の 80.7kg の 2 倍以上である。理由の一つとして、都市では、食堂を備えた職場が多いことや外食産業が発達していることなどにより、家庭における食糧の購入量が少なくなりがちなのが挙げられる。一方、肉類、卵、牛乳の 1 人当たり購入量は都市の方が農村の 2 倍前後あり、都市と農村の消費構造に大きな違いが観察される。

図表 1-2-3 都市における 1 人当たり年間購入量



図表 1-2-4 農村における 1 人当たり年間購入量



(資料)『中国統計年鑑』各年版。

(注)食糧・米は左軸で、サラダ油・豚肉・鳥肉・卵・牛乳は右軸である。

## 2) 良質化、安全化、ブランド化

中国の経済成長に伴い、国民の食生活はかつての「温飽型（衣食が満ち足りる）」から「裕福型」へと移行し、米に対する品質と安全の要求が高まり、食味、安全、栄養をより

一層追求するようになってきている。そのため、それらの要素を備えた安全<sup>39</sup>で良質のブランド米に対するニーズが顕在化しつつある。

かつて中国人家庭では、産地表示なし、ブランド名なし、生産月日表示なしのばら売り米を数十 kg 単位で買い溜めする習慣があったが、現在は小量パック詰め(2kg、5kg、10kg)のブランド米の購買に変わりつつある。消費者の米の購買要因は安全、栄養、美味、調理のしやすさへと変りつつある。消費者は、これら要件を満たす良質の米を購入しようとする際に、判断基準としてブランドに頼ることが多い。

### 【コラム:米のブランド志向が進行】

国家統計局の調査結果では、2012 年の山東省煙台市における 1 人当たり米消費量は 24.8kg で、2007 年の 24.9kg と比べて、6 年間ほとんど変化していない。しかし、1 人当たり消費額は、2007 年の 89.9 元から 2012 年に 132.1 元と 47.0%増加した。米消費額の増加の主因として、都市住民が安全で良質、高価格のブランド米を購入するようになったことが挙げられる。

(資料)「煙台市の 1 人当たり食品支出が増加、绿色食品が新しい消費トレンドに」膠東オンライン、2013 年 3 月 25 日を基に日本総合研究所が作成

中国では、2000 年以降、米加工業者を中心とする産業化が推進され、有名ブランド米企業が出現している。これら企業は、主要良質米生産地域でブランド米を契約生産している。ブランド米企業は、加工プロセスや物流段階を厳格に管理し、消費者に安心、安全で栄養のある高品質米を提供している。

2007 年の契約農家への委託生産による稲作面積は 8,000 万ムー (533.3 万 ha) で、中国全体の稲作面積の 20%弱を占めている。農業部は、米産業化を進めているブランド米企業への支援を強化し、2015 年に委託生産による稲作面積を 1 億ムー (666.7 万 ha) 以上に拡大する計画である<sup>40</sup>。

<sup>39</sup> ここでは、厳密に「绿色食品基準」を満たしたものでなく、生産と加工において農薬、化学肥料、ホルモン製剤などの使用を意識して減らすことを指す。

<sup>40</sup> 農業部『米優勢地域配置計画 (2008~2015 年)』

### 【コラム:ブランド化の推進(米生産基地+リーダー企業+販売ネットワークのモデル)】

上海市では、良友、光明などのグループ企業を代表とする米加工・販売企業がグループ化、大規模化、ブランド化、ネットワーク化に重点を置いて、生産から小売までのバリューチェーンを構築することにより、米のブランド効果を高めようとしている。上海市の卸売市場では、これら企業による米の流通が全体の 55%前後を占め、良質の米生産地域から最終小売までを含む「大市場」、「大流通」が形成されつつある。

光明米業グループは、上海地域に小売先を 7,000 店余り、団体販売先(大企業や政府機関の食堂、大型レストラン等)を 290 社余り、全国に営業拠点を 40 店余り持っている。江蘇海豊加工基地や上海崇明加工基地で生産された米を江蘇海安加工工場、興化加工工場、安徽巢湖槐祥加工工場で加工し、上海食糧市場を中心に、全国市場にブランド米として供給している。また、光明米業は種子の提供、技術提供、ブランド提供、委託生産方式の農業、関連企業・機関との提携などを通じて、緑色米の食糧生産基地を建設している。安徽省に 30 万トンの緑色食糧源基地、蘇北地域に 50 万トンの緑色食糧源基地、黒龍江省農墾局に 200 万ムー(13.3 万 ha)の緑色食糧源基地を有している。全国的に有名な光明「槐祥」ブランド米のほか、黒龍江省農墾局と提携した「北国珍禾」東北米、崇明農場米、海豊良質米を市場に出している。

### 3) 有名米ブランド

中国にはさまざまなブランドの評価方法や命名方法があるが、米の場合、国家工商管理総局が認定する「馳名商標」が利用されている。

「馳名商標 (Well-known Trademark)」は、国際的にも通用する呼び名で、高い知名度と評価を持つ商標を指す。知的財産権の一つで、「馳名商標」として認定されることで、その製品のブランドは保護され、他者の利用は禁じられる。中国では「馳名商標」の製品は有名ブランドとして扱われ、品質の良い信頼できる商品とみなされる。

米関係の「馳名商標」は、確認できたものだけで、2012 年 8 月末時点で 45 件ある(図表 1-2-5)。中でも「金健」、「北大荒」、「盤錦大米」などは市場に多く出回っている有名ブランドである。また、国家地理標識と認定された「盤錦大米」は中国政府から輸出検査検査が免除されている。地域的には湖南省が 13 件、黒龍江省が 9 件、湖北省が 4 件、遼寧省が 4 件と、米主要生産地域のブランドが多い。これらブランド米の小売価格は、ばら売りの米よりもかなり高い。

図表 1-2-5 認定された米の「馳名商標（有名ブランド）」

	認定時間	「馳名商標」(有名ブランド)	商標登録者・所有者	地域
1	2006年1月	金健 GAEA GEM	湖南金健米業株式有限会社	湖南省
2	2006年6月	北大荒 BEIDAHUANG	黒龍江北大荒農墾グループ総会社	黒龍江省
3	2007年9月	盤錦大米 PANJINDAMI (地理標識)	盤錦市大米協会	遼寧省
4	2008年3月	図形	良記物産有限会社	タイ
5	2009年4月	小站稻 XIAOZHANDAO	天津市津南区農業技術普及サービスセンター	天津市
6	2009年4月	梧桐	黒龍江泰豊食糧油食品有限会社	黒龍江省
7	2009年4月	国宝 GB	湖北国橋米有限会社	湖北省
8	2010年1月	御泉	吉林省德春米業グループ有限責任会社	吉林省
9	2010年1月	陔福	湖南湘魯万福農業開発有限会社	湖南省
10	2010年1月	営口大米 YINGKOU DAMI	営口市農業中心	遼寧省
11	2010年1月	興唐 XINGTANG	寧夏興唐米業グループ有限会社	寧夏
12	2010年1月	龍水	黒龍江省人と米業有限会社	黒龍江省
13	2010年1月	粳冠	盤錦鼎翔米業有限会社	遼寧省
14	2010年1月	天龍 TIANLONG	湖南省天龍米業有限会社	湖南省
15	2010年1月	銀光	湖南銀光食糧油株式有限会社	湖南省
16	2010年1月	天下農庄	福建天下農庄食品発展有限会社	福建省
17	2010年10月	好雨 HAORYU	吉林裕豊米業株式有限会社	吉林省
18	2010年10月	北霸 BEIBA	沈陽北霸米業グループ有限会社	遼寧省
19	2010年10月	実実 SHISHI	鶴崗市実実米業有限責任会社	黒龍江省
20	2010年10月	万年貢	江西万年貢米グループ有限会社	江西省
21	2011年5月	茅貢	貴州茅貢米業有限会社	貴州
22	2011年5月	射陽大米	射陽県大米協会	江蘇省
23	2011年11月	金霞	湖南金霞食糧産業有限会社	湖南省
24	2011年11月	青草香	安徽省桐城青草香米業グループ有限会社	安徽省
25	2011年11月	响水	黒龍江响水米業株式有限会社	黒龍江省
26	2011年11月	第 3462848 号図形	湖南浩天米業有限会社	湖南省
27	2012年4月	緑宝石 LUBAOSHI	ハルビン市緑宝石実業有限会社	黒龍江省
28	2012年4月	香貢世家	江西鷹南貢米有限会社	江西省
29	2012年4月	五常 WUCHANG	五常市大米協会	黒龍江省
30	2012年4月	農家良道	湖南佳佳食糧購銷有限会社	湖南省
31	2012年4月	精为天	湖南精为天食糧油有限会社	湖南省
32	2012年4月	金雁 JIN YAN	衡陽市金雁食糧購銷有限会社	湖南省
33	2012年4月	槐祥	安徽省槐祥工貿グループ有限会社	安徽省
34	2012年4月	付士	黒龍江省樺川県付士米業有限会社	黒龍江省
35	2012年12月	蘇三零	江蘇三零小麦粉有限会社	江蘇省
36	2013年1月	淮安大米	淮安市食糧業種協会	江蘇省
37	2013年1月	第 4947158 号図形	口口香米業株式有限会社	湖南省
38	2013年1月	金昊	聚宝金昊農業高科有限会社	湖南省
39	2013年1月	広積 GUANGJI	常德広積米業有限会社	湖南省
40	2013年1月	亮之星	湖南亮之星米業有限会社	湖南省
41	2013年1月	梅園	湖北梅園米業有限会社	湖北省
42	2013年1月	玉荷 YUHE	湖北興農食糧産業発展有限会社	湖北省
43	2013年1月	洪森 HONGSEN	湖北洪森実業有限会社	湖北省
44	2013年1月	龍蛙	黒龍江省龍蛙食糧油輸出入有限会社	黒龍江省
45	2013年1月	金潤	福建泉州市金穗米業有限会社	福建省

(資料) 国家工商管理総局 HP で発表された公告を基に作成

一方、近年の米の小売市場には雑多なブランドがあふれ、銘柄、品名、産地に加え、効用（健康、香りなど）などが包装にプリントされ、消費者の目を引きつけている。企業は




商品に適切なコンセプトを付けることで、値段を高く設定しようとしていると考えられる。ある大型スーパーでは 45 種類のパック詰め米が販売されており、中でも「金龍魚」米シリーズだけで清香米、生態米、原香米、ジャポニカ米などが、また、珍珠米、玄岩米、ミネラル泉米、火山石板米など各種効用を謳うブランド米も売られている。北京市だけで市場に出回っている米ブランドは 900 種類にも及ぶと言われる<sup>41</sup>。

2007 年以前は、輸入米のほとんどはタイ産米であった。特に 2002 年以降、タイの「香米」が中国市場に参入し、2005 年頃には高級米市場をほぼ独占した。2007 年以降は、日本産米をはじめとした高級ブランド米の進出が相次いだ。2007 年 7 月に日本産米が 24 トン輸入され、99 元/kg という極めて高い価格で北京市と上海市で販売された。さらに、2008 年 5 月には広州市でも販売され、高級ブランド米市場が形成されていった。

現在、中国の中高級米市場はブランド米に席卷されている。これらブランドは、主としてタイ産米、東北産ジャポニカ米、湖南産インディカ米であり、小売価格は 6~15 元/kg 程度である。一方、高級米市場は、国産有機米と日本産米に占められている。有機米は生産コストが高く生産量が少ない良質品種であるため、その価格は一般に普通米の 4 倍以上である。また、日本産米の高価格に影響され、近年、中国国産有機米の価格が急上昇している。100 元/kg 以上の高いものもあり、通常、贈答用として購入されている。

消費者の多くは、有機米や緑色米を厳密に区別しておらず、有機米認証と緑色米認証についての知識も少ない。消費者が関心を持つのは、一般に米の産地と米のブランドだけである。

図表 1-2-6 北京市のスーパーにおける米の販売状況 (2013 年 9 月調査)

等級	産地・分類	代表ブランド	価格	販売状況写真
普通米 (ばら売り)	産地不明	ウォルマート、カルフルで売られる商標なし米	3.96 元/kg	

<sup>41</sup> 「米市場の『戦国』現象調査：価格は一体如何に確定されているか？」『中華工商時報』、2010 年 8 月 20 日。

等級	産地・分類	代表ブランド	価格	販売状況写真
中高級米 (ブランド商品、パック詰め)	タイ産米	金熊	79~117元 (5kg パック)	
	湖南産インデ イカ米 江西産インデ イカ米	金健 金龍魚	30~72元 (5kg パック)	
	東北産ジャポ ニカ米	百姓糧倉、 五常大米(天縁道)	50~95元 (5kg パック)	
高級米	日本産米(現 在北京市場で 売られていな い)		98元以上/kg	
	有機米 (一部ギフト箱 入り)	營口大米(鵬昊)、五 常大米(天縁道有機 稻花香Ⅱ号)	65~590元 (5kg パック)	

(資料)北京の大型スーパーで調査した結果を基に作成

(2) 米需給状況と見通し

1) 米の需給状況

図表 1-2-7 が示すように、中国における米（粳）の生産量は 1999 年以降、減産が続いたため、消費量に追いつけず、2003/04 年度には不足分が約 3,000 万トンにも上った。特に生産量が減少した 2001～2003 年には、備蓄も急速に減り始め、国家食糧安全保障の水準を評価する指標である備蓄消費比率（期末備蓄量 / (国内消費量+輸出量) ×100%）が急速に下落した。2003/04 年度、2004/05 年度には国際的な警戒ラインである 20% を割り込んだ。しかし、2004 年以降は食糧増産の政策と体制の整備に伴い、国内生産量は増加に転じ、2005/06 年度以降、新規供給量が消費量を上回るようになった。備蓄も 2008/09 年度以降回復し、2012/13 年度には 7,000 万トン超、備蓄消費比率も 37% まで上昇した。このように、近年、米の需給は好転し、需給バランスは基本的に均衡しているが、余裕は少ないと言える。

図表 1-2-7 中国の米（粳）<sup>1</sup> 需給の動向

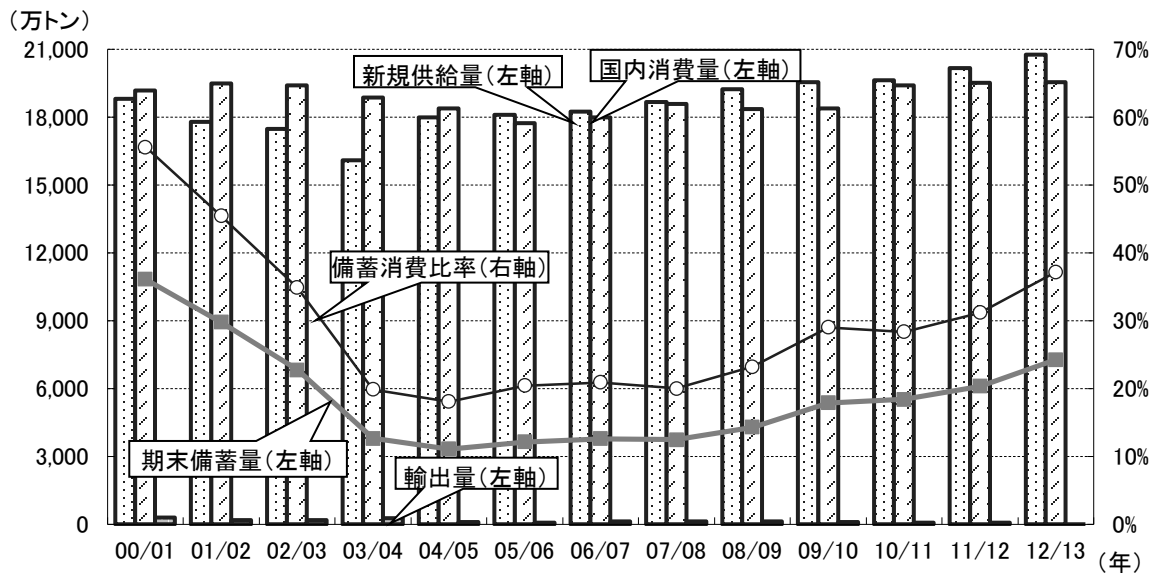
年度 <sup>2</sup>	新規供給量			消費量(A)			期末備蓄量 (B) (万トン)	備蓄消費比率 (B/A)
	生産量 (万トン)	輸入量 (万トン)	合計 (万トン)	国内消費量 (万トン)	輸出量 (万トン)	合計 (万トン)		
2000/01	18,791	25	18,816	19,180	296	19,476	10,829	55.6%
01/02	17,758	30	17,788	19,500	177	19,677	8,941	45.4%
02/03	17,454	24	17,478	19,390	195	19,585	6,833	34.9%
03/04	16,066	26	16,092	18,860	260	19,120	3,805	19.9%
04/05	17,909	77	17,986	18,370	85	18,455	3,336	18.1%
05/06	18,059	51	18,110	17,740	67	17,807	3,639	20.4%
06/07	18,172	72	18,244	17,973	124	18,097	3,787	20.9%
07/08	18,603	65	18,668	18,575	133	18,708	3,747	20.0%
08/09	19,190	47	19,237	18,360	140	18,500	4,294	23.2%
09/10	19,510	45	19,555	18,375	110	18,485	5,364	29.0%
10/11	19,575	50	19,625	19,390	75	19,465	5,524	28.4%
11/12	20,080	90	20,170	19,510	75	19,585	6,109	31.2%
12/13	20,430	335	20,765	19,555	35	19,590	7,284	37.2%

(資料) 中華食糧ネット(中国備蓄食糧管理総会社が管理運営)の国内米(粳)需給均衡分析データ

(注 1) 米は生産段階で粳の形で存在するのを除き、輸入、輸出、消費などの段階ではほとんどが精米の形で存在する。

(注 2) 米(粳)の市場年度は当年 10 月～翌年 9 月。例えば、2000/01 は「2000 年 10 月～2001 年 9 月」に当たる。

図表 1-2-8 中国の米（粳）需給の動向



(資料)図表 1-2-7を基に作成

## 2) 今後の見通し

中国の食糧安全保障上、一定量の米生産の持続は非常に重要である。以下では、①今後の米生産を制約する要因と、②米需要の今後の見通しについて取りまとめた。

### ①米生産を制約する要因

#### (ア) 強まる資源の制約

稲作は多量の水資源を必要とするが、中国は水資源が相対的に不足している。しかも、稲作の水利施設は総じて脆弱で、天候まかせの要素が大きく、災害に対する抵抗能力は低い。水利条件の制約により、稲作は長期的に水不足の問題に直面する恐れが大きい。

また、耕地資源からみると、中国の耕地面積は、近年、若干回復しているが、2012年に18.32億ムー（1.2億ha）と、1996年の19.51億ムー（1.3億ha）には及ばない。今後、中国経済の成長に伴い耕地の減少が加速すると見られ、米生産の拡大余地は頭打ちになると考えられる。

#### (イ) 依然として低い稲作に関する技術水準

第1は、良い品種の開発と普及のスピードが遅いことである。特に地方では良質米の普及が無秩序に進んでいる。品種が混雑し、単一良質米の栽培面積は小さい。その結果、病虫害の発生や蔓延が起こりがちで、単収と品質に影響を及ぼしている。第2は、収穫機械の普及が進んでいるが、田植えの機械化は遅れており、農業機械と栽培技術の融合

が初期段階にとどまっていることである。節水灌漑などの新技術の普及も遅れている。第3は、施肥・施薬が科学的でないため肥料や農薬の浪費や汚染がひどく、測土配合施肥（土壌診断に基づく施肥）技術も普及していない。第4は、人材が不足していることである。特に農村では、若年層がほとんど出稼ぎに行き、留守をしている高齢者は教育水準が低く、先進的、実用的な良質多収の栽培技術の応用普及は難しい。

#### （ウ）依然として低い稲作の収益性

近年、米価格の上昇に伴って稲作の所得も増加し、他の食糧作物を上回っているが、生産コストも上昇しており、出稼ぎ者が戻るような状況にはなっていない。農家は稲を栽培するか、それとも他の作物を栽培するかを自由に決定できる。また、米生産の地方経済への貢献度が大きくないため、主要生産地域でも地方政府が投資誘致や工業振興に重点を置き、米生産への配慮は不十分である。このため、農家の稲作に対する意欲を十分に保持することが困難となっている。

以上を総合的にみれば、今後、稲作面積を大幅に拡大することは難しく、栽培技術水準、水利施設、気象条件、農家の稲作意欲などの多様な要素の制約により、米生産量を継続して増加させることは困難であると考えられる。

一方、需要面では、1人当たりの米消費量は当面横ばいで推移していくと見られるが、国民所得の向上、人口増加、都市化の進展、外食産業の拡大、非直接消費（加工）の増加などに伴い、米の消費需要は緩やかに伸びていくと思われる。さらに、米を主食とする消費者は、今後、地域的に広がっていくことも考えられる。

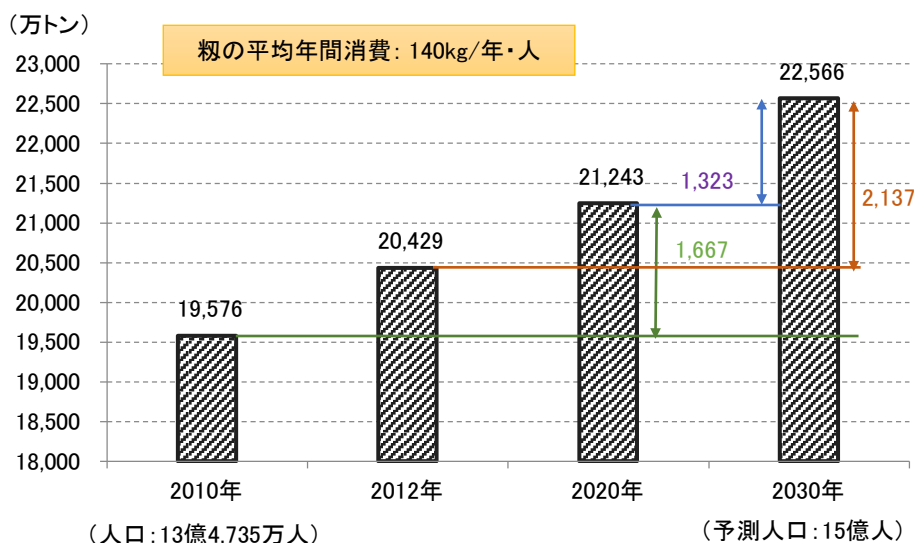
#### ②米需要の見通し

以下では、中国の米需要の見通しを推測した。

2030年前後に中国の人口は約15億人となり、そのうち約3分の2が都市で生活すると予測される<sup>42</sup>。2012年と比べ1億5,265万人が増えると推測されるが、1人当たり年間米（粳）消費量を140kgと仮定して計算すれば、新たな米（粳）需要は2,137万トンとなる。すなわち、2030年の米（粳）の需要総量は2億2,566万トンと推計される（図表1-2-9）。2012年よりさらに10%ほど増産しなければならず、増産が困難な中において、今後も米市場への供給圧力は大きいと考えられる。

<sup>42</sup> 「我が国の粳市場は近憂がなくとも、遠い配慮が必要」 吉林食糧中心、2012年10月15日

図表 1-2-9 中国の米（粳）需要（消費量）の予測



中国政府は、2010年に『全国1,000億斤（5,000万トン）食糧生産能力向上計画（2009～2020年）』を立ち上げ、2020年までの5,000万トンの食糧増産には一応目処がついた。一方、人口増加ペースが緩和していることから、2020年までに中国の食糧生産と供給の均衡は維持できると見られる。このような状況の下、2020～2030年の食糧生産と供給のバランスがより重視される必要がある。

長い目で米の需給バランスをみると、達成するための難度は相当大きい<sup>43</sup>。米が食糧生産の約3分の1を占めるとすれば、2010年と比べ2020年までに1,667万トンの米（粳）を増産する計画となるが、残りの1,323万トン（2億2,566万～2億1,243万トン）は2020～2030年に増産しなければならず、達成の困難が懸念される（図表1-2-9）。

前述したように、現在の水資源、土地資源、技術、人口増加、米価などの要素を総合的にみれば、中国の米市場の需給は、長期的に逼迫気味の均衡状態を継続していくと予想される。均衡状態を確保するために、今後、栽培面積を拡大するとともに、生産能力を高めていく必要があり、主として以下のような政策的措置が採られる計画である<sup>44</sup>。

(ア) 生産面積の拡大（土地の有効利用）

伝統的な二期作の浙江省、安徽省、湖南省、湖北省、福建省では、一期作から二期作へ収穫数を増やす余地がある。1978年以来の二期作と一期作の比率の平均水準に回復すると、2015年には二期作面積が水田で2,000万ムー（133.3万ha）以上増やせる。

<sup>43</sup> 「粳需給は長期的に逼迫気味の均衡状態にあると予想される」中華食糧ネット、2011年8月22日。

<sup>44</sup> 農業部『全国優勢農産物地域配置計画（2008～2015年）』、『米優勢地域配置計画（2008～2015年）』

また、畑を水田に変えることで、3,000 万ムー（200 万 ha）以上改善できる。さらに、再生稲（ひこばえ）の応用では、四川省、重慶市、福建省、湖北省などの再生稲生産技術の蓄積と生産経験から、再生稲面積を 350 万ムー（23.3 万 ha）以上増やせ、1,000 万ムー（66.7 万 ha）以上になることも可能である。以上の措置を合計すれば 5,350 万ムー（356.7 万 ha）となり、2012 年稲作面積（3,006 万 ha）の 12%に当たる。

#### （イ）単収の引き上げ

第 1 は、大型水利プロジェクト、小型農田水利インフラ建設、土地整理などを通じて、有効灌漑面積を拡大し、耕地の防災能力を高め、多収田を整備することである。第 2 は、稲の品種と栽培の季節構造を改善することである。第 3 は、スーパー稲品種を積極的に普及させることである。第 4 は、応用技術を普及させることである。同一品種を同一地域・同一季節に栽培しても、栽培管理技術が異なると、生産量の差は 1 ムー当たり 100kg 以上（1ha 当たり 1,500kg 以上）、割合にして 20～30%にもなり得る。

#### （ウ）最新育種技術や近代的経営方式による品質向上

長期にわたり中国の米育種や生産などは、粳生産量の増加を主要な目標としてきた。一方、中国国民の消費水準の向上や、米需給の緩和に伴い、良質米は今後発展の余地が大きくなっている。近年、不稔系の稲品質は大きく改善し、中国稲作面積の 60%以上を占めるハイブリッド米の品質向上に重要な意味を持っている。また、米関連企業の経営面からみると、委託生産方式の食糧栽培は、良い品種の選定、大規模圃場の生産、乾燥、買付の各段階で厳格な基準があり、良い品種の応用普及と生産に有利である。

#### （エ）農業機械化の推進

生産の機械化は、コスト削減や収益増の可能性が大きい。米栽培、収穫の 2 段階で、機械化作業はそれぞれの労働投入を 40%、76%減少でき、大幅に効率を高められる。また、機械化による収穫は損失を 3～5%減少でき、低温乾燥はかびで腐る損失を 4%以上減少できる。

#### （オ）地域別対策の強化

北部のジャポニカ米生産は、トウモロコシや大豆などとの二毛作などによる栽培面積の拡大だけではなく、栽培技術の応用や灌漑の整備などによって単収を高めることが重要である。一方、揚子江以南地域では、工業化の進展によって稲作面積の確保が困難な

ことから、良質で多収の品種の栽培面積を拡大することで単収を高め、米生産の減少を食い止めることが重要である。

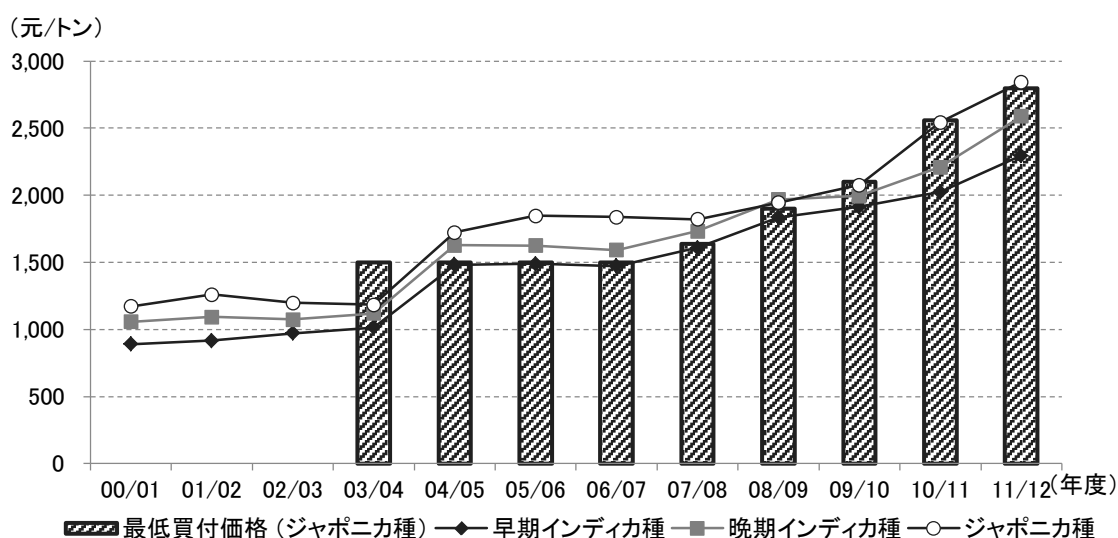
### (3) 近年の米の価格上昇

#### 1) 米価格の動向

中国国内の米価格は毎年のように上昇している。ジャポニカ米の買付価格はインディカ米より全般的に高く、また、インディカ米では、晩期、中期、早期の順で品質が下がり、価格も下がる（図表 1-2-10）。

中国国内の米（粳）価格は、ジャポニカ米とインディカ米を問わず、2004 年以降上昇傾向にある。2011/12 年度の米（粳）価格は 10 年前の 2 倍以上に上がっている。特にリーマンショック以来、物価上昇幅が大きく、2008 年下半年と比べ、2011/12 年度にジャポニカ米や早期・中期・晩期インディカ米の上げ幅は 50% 前後となっている。このような米価格の大幅上昇は、中国における物価の継続的上昇の大きな要因ともなっている。

図表 1-2-10 米（粳）の買付価格



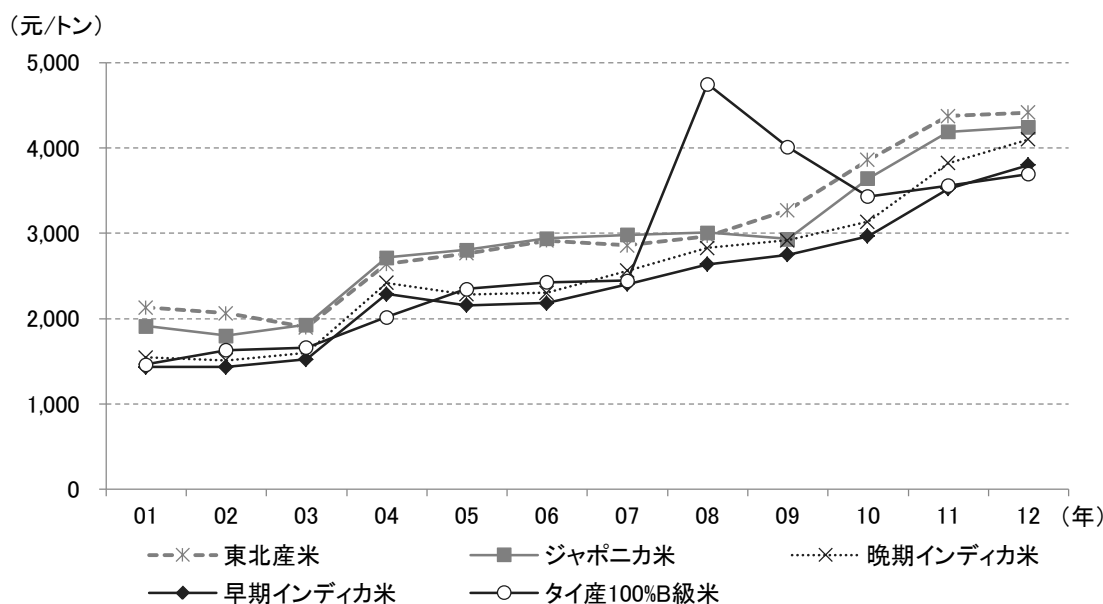
(資料)『中国農業発展報告書 2012』(農業部、2013 年 8 月)を基に作成

米の取引価格は流通の段階に従って、「粳買付価格→米出荷価格→米卸売価格→米小売価格」の順となり、各段階において取引価格に上乗せされるマージンはそれほど大きくない。取引価格の変動は、粳買付価格、運賃、卸売・小売市場の需給関係などに影響される。政府は買付価格調整、運賃補助金、備蓄食糧の在庫調整などの措置（詳細は後述）によって米の取引価格を調整し、安定化に取り組んでいる。



精米の卸売価格も、粳の買付価格同様の動きをしており、2004年以降、上昇を続けている。2008年に国際市場の米卸売価格（タイ産100%B級米など）が高騰したが、中国国内の卸売市場価格は緩やかな上昇にとどまった。また、2010年以降、国際価格が低下しても国内価格は引き続き上昇し、国際価格を上回った。2012年には、中国国内の米卸売価格は、インディカ米、ジャポニカ米を問わず2001年の2倍以上となった（図表1-2-11）。

図表1-2-11 米の国内市場価格と国際市場価格（精米）



（資料1）国際市場価格は、国連食糧農業機関の『Food Outlook, June 2013』（食糧展望）のタイ産100%B級米の価格データを基に、各年末の為替レートで人民元に換算

（資料2）国内市場価格は、中華食糧ネットの卸売市場価格による。ジャポニカ米価格は、1998～2008年は早期ジャポニカ米の価格で、2009年以降は晩期ジャポニカ米

## 2) 米価格上昇の要因

近年、中国国内市場の米需給バランスが基本的に均衡するようになってきたために、価格が大幅に変動することはなくなった。現在、中国の米の国内価格上昇に影響を及ぼす要因として以下が挙げられる。

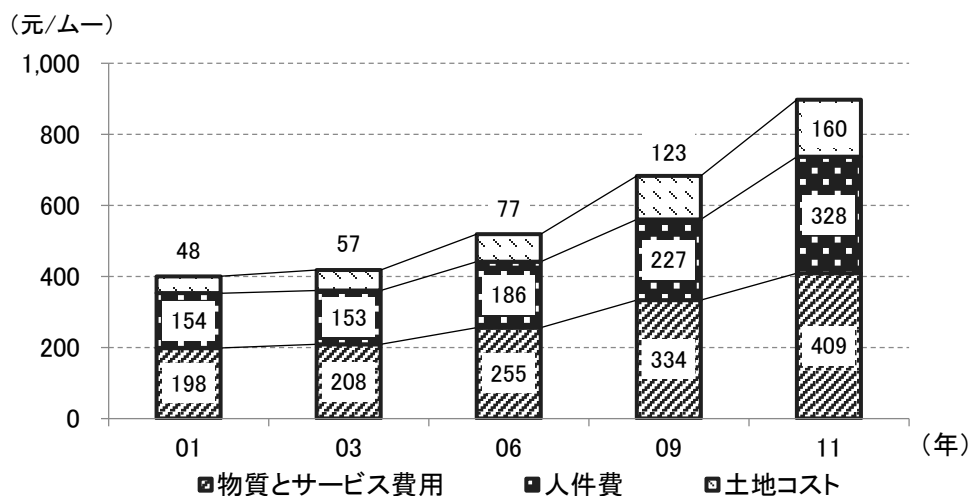
第1は、稲作の生産コストの継続的な上昇である。国内物価水準の上昇、生産資材価格の上昇、労働コストの上昇、土地代の上昇が稲の生産コストを押し上げている。土地資源と水資源の必要性に加えて、生産工程において必要とされる農薬、化学肥料、労働投入など、稲の生産コストは他の主要食糧作物よりも大きい。

国家发展改革委員会（以下「国家発改委」と略す）がまとめた『全国農産物コスト収益資料集』によれば（図表1-2-12）、2001～2011年の10年間に、種子、化学肥料、農薬、農業機械などを含めた資材とサービスの購入、人件費、土地代などは2倍以上に上昇した。

特に種子は、近年、良質米の栽培の推進により価格が上昇している。また、農繁期など、農村労働力が不足した際に雇う短期工の人件費も上昇している<sup>45</sup>。

これらの結果、2012年の江西省上高県食糧局の調査では、中期・晩期稲の1ムー当たりの生産コストは884元（1ha当たり13,260元）で、2011年比で11.6%増であった。また、湖南省郴州市食糧局の調査では、晩期稲の1ムー当たりの生産コストは1,042元（1ha当たり15,630元）で、2011年の30%増であった<sup>46</sup>。

図表 1-2-12 米生産コスト



(資料)『米(粳)のコスト収益状況－2012 全国農産物コスト収益資料集』国家発展改革委員会

第2は、最低買付価格の引上げである。最低買付価格制度は2004年に導入された。農家に一定の所得を確保させることを目的に、市場価格が最低価格より低ければ、政府が買付に乗り出す。また、臨時備蓄措置もあり、米(粳)の価格を調整している。これら制度は、市場価格の誘導と安定に大きい効果があるようにみえる。図表1-2-10に示したように、ジャポニカ米の場合は、2005～2009年の間、市場価格が高かったため最低買付価格が発動された地域は少なかったが、2009年以降、最低買付価格の大幅な引上げが市場価格を強く上昇させたと見られる。

一方、中国の労働人口が減少しつつあることから、今後、人件費コストの継続的な上昇は避けられず、稲の栽培コストの増加は常態化していくと考えられる。米生産コストと最低買付価格が連動しあって上昇していくならば、供給が大幅に増加しない限り、長期にわたり米価格は上昇を続けると考えられる。

<sup>45</sup> 「全国食糧栽培大手農家と食糧生産合作社の初めての実態調査」『食糧決策参考』2013年第6期。

<sup>46</sup> 「2013年の米(粳)市場需給情勢は良く、価格が安定する見込み」中国食糧油情報ネット、2013年1月7日。

### 3. 米の輸出入動向

図表 1-3-1 に示すように、中国の米（粳、精米<sup>47</sup>）輸出は、一部の年を除き、長期にわたり輸入を上回ってきた。しかし、2012年に234万トンの大量の米が輸入され、中国はナイジェリアに次ぐ世界第2位の米輸入国となった<sup>48</sup>。2013年1～9月期の輸入は171.5万トンと、2012年と同程度である。

米の輸出は、近年では2007年の134万トンをピークに減少の一途を辿り、ここ数年は数十万トン程度、2012年には28万トンとかなり縮小した。ただし、2013年は若干回復し、9月までに36万トンが輸出された。

年によって輸入が増減しているものの、いずれの年も輸出と輸入の合計は国内の粳生産量の2%以下と少ない。以上を踏まえれば、中国は基本的に自給自足を達成しており、国際市場への依存度は非常に小さいと言える。

図表 1-3-1 中国の米の輸出入

年	輸入 (米、万トン)	輸出 (米、万トン)	粳生産量 (粳、万トン)	輸入比率	輸出比率
1996	76	27	19,510	0.4%	0.1%
1997	33	94	20,073	0.2%	0.5%
1998	24	374	19,871	0.1%	1.9%
1999	17	271	19,849	0.1%	1.4%
2000	24	295	18,791	0.1%	1.6%
2001	27	186	17,758	0.2%	1.0%
2002	24	199	17,454	0.1%	1.1%
2003	26	262	16,066	0.2%	1.6%
2004	76	91	17,909	0.4%	0.5%
2005	52	69	18,059	0.3%	0.4%
2006	73	124	18,172	0.4%	0.7%
2007	49	134	18,603	0.3%	0.7%
2008	33	97	19,190	0.2%	0.5%
2009	36	79	19,510	0.2%	0.4%
2010	39	62	19,576	0.2%	0.3%
2011	60	52	20,100	0.3%	0.3%
2012	234	28	20,429	1.1%	0.1%
2013(1～9月)	171	36	—	—	—

(資料)『中国統計年鑑』各年版。2013年は中国税関データ

(注)米の輸出入は基本的に精米であるが、生産量の統計は粳である。粳から加工された米は量が少なくなるため、ここで計算した「輸入比率」と「輸出比率」は過小評価している。

<sup>47</sup> 中国の米輸出入は、統計上、粳と精米を含むが、実際にはほとんど精米の形で行われている。

<sup>48</sup> 「中国の米輸入量が4倍激増して250万トンに」証券時報ネット、2012年12月5日。

(1) 輸入急増の要因と今後の見通し

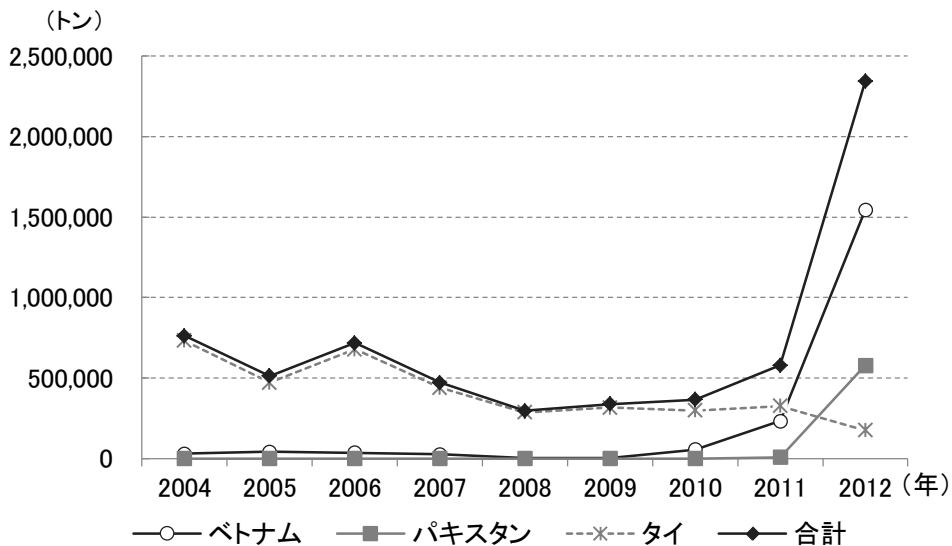
1) 米輸入増の要因

2012年以降の米輸入の大幅増加は、主として以下の要因によるものと考えられる。

①内外価格差

第1は、国内外の価格差である。図表1-2-11でみたように中国国内市場価格は継続的に上昇しているが、国際市場価格は生産量の増加などの要因でリーマンショック以後下落し、低い水準にとどまっている。その結果、2011年以降、インディカ米の国内価格は国際市場価格を上回っている。

図表 1-3-2 米の国別輸入量



(資料)天下糧倉ネット、『中国農産物商品年鑑』、報道記事のデータを基に作成

2010年以前の中国の米輸入は大半が良質のタイ産「香米」で、輸入量は50万トン前後と少なかった。2011年以降、ベトナム産米の輸入が急増し、2012年には輸入全体の65.9%を占めた。ベトナム産に次いでパキスタン産米も急増し24.7%を占めた。

図表1-3-3に中国に輸入する際の税関申告平均価格(CIF)を国別に取りまとめた。輸送コストや他の費用を入れても、ベトナム産米とパキスタン産米の価格は中国国産米の価格よりはるかに安く、大量輸入につながったと見られる。

図表 1-3-3 輸入米の税関申告価格（2012 年 12 月）

国	ベトナム	パキスタン	タイ	ラオス	ミャンマー	カンボジア	ロシア
輸入価格 (ドル/トン)	468.4	453.7	913.6	287.7	285.8	919.1	400.0

(資料) 天下糧倉ネットで検索した中国税関のデータを基に作成

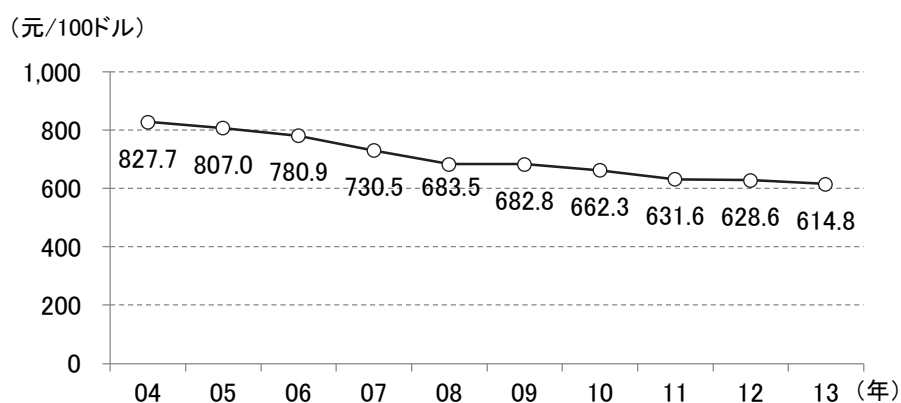
実際、国際穀物理事会の統計によれば、2012 年 11 月中旬のベトナム産破砕率 5% の米価格 (FOB) は 450 ドル/トンで、一方、中国の長粒米 (インディカ米) の卸売価格は 600 ドル/トンを超えている。両者の差は前年同期から拡大した<sup>49</sup>。

ベトナムとパキスタンから輸入されている米は品質の低いものがほとんどである<sup>50</sup>。これら輸入米の多くは国産米と混ぜて市場に供給され、一部はビーフンや米酒などの加工に使われる<sup>51</sup>。タイ産米は、ベトナム産やパキスタン産に対して価格が高く、2012 年には、中国の米輸入全体の 7.5% まで下落した。

## ② 人民元の上昇

第 2 は、人民元高が進行していることである。2005 年の為替レート制度改革以降、米ドルに対する人民元の為替レートは上昇を続け、2012 年末時点で上昇幅は 24% を超えた (図表 1-3-4)。人民元高の進行に伴って、国際市場でのドル建てによる価格競争力がかなり低下した。

図表 1-3-4 人民元対ドル為替レート



(資料) 中国外貨管理局ホームページ

## ③ 海上運賃の下落

第 3 は、海上運賃が大幅に低下したことである。国際的な海上運賃の指標であるバル

<sup>49</sup> 「中国の米輸入量が 4 倍激増して 250 万トンに」 証券時報ネット、2012 年 12 月 5 日。

<sup>50</sup> 「中国の米輸入量が 4 倍激増して 250 万トンに」 証券時報ネット、2012 年 12 月 5 日。

<sup>51</sup> 「農業部：中国の食糧生産九連増、粳市場の供給に余裕がある」 中国政府ホームページ、2013 年 1 月 26 日。

チック海運指数（BDI）は、2006年に6,000ポイント超、2007年と2008年のピーク時に10,000ポイント超を記録したが、2012年2月3日に648ポイントまで下落した。その後、若干回復したが、依然として1,000ポイント前後で推移している。運賃の大幅な下落により輸入米の価格（CIF）が低下し、価格競争力が相対的に高まった<sup>52</sup>。

## 2) 今後の見通し

2012年の米輸入の急増は、①世界の食糧市場への影響、②中国の食糧安全保障と自給率への影響、の観点から関心を集めた。

国連食糧農業機関（FAO）の予測では、2012年の世界の米貿易量は3,759万トンで、世界全体の生産量の7.7%を占めた。一方、中国農業部の試算では、2012年の中国の米輸入は世界の米貿易量の6.2%を占める。また、同年の中国の米生産量に対する輸入の割合は1.6%とわずかである<sup>53</sup>。換言すれば、中国の米自給率は少なくとも98%以上であり、米の自給自足の基盤は堅固であると言える。そのため、中国の米輸入は世界の食糧市場に重大な影響を与えることもなければ、国内の米需給の基本的均衡を揺るがすこともないと思われる。従って、2012年の米の輸入増加については、食糧安全保障面から議論する必要はないと考えられる。また、大量の低価格の輸入米が、中国国内市場の米価格の上昇を抑制する効果があったと、肯定的に受け止める見方もある。

内外価格差による輸入増加の要因がなくなる限り、今後も米の輸入は拡大していく可能性があると思われる。ただし、米の輸入には年266万トンのインディカ米を上限とする関税割当の規制がある。割当を超える米を輸入する場合は、65%の輸入関税が課されるため、輸入に歯止めの効果があると考えられる。

## (2) 輸出の減少と規制

アジアは世界最大の米輸出地域で、世界の輸出量全体の7割以上を占めている<sup>54</sup>。中でも、タイ、ベトナム、インドは世界的な米輸出大国である。2012年の米輸出上位3カ国は、インド（950万トン）、ベトナム（780万トン）、タイ（690万トン）である<sup>55</sup>。このところタイ産米の価格競争力が弱まり、31年間保持してきた米輸出最大国の地位を失った。

世界の米輸出における中国の位置付けは大きく変化している。2004年以降、中国の米輸出量は縮小に転じ、インド、タイ、ベトナムの上位3カ国に比べて非常に小さいものとなって

<sup>52</sup> 「米輸入ブーム背後の冷静思考」『食糧油市場報』、2012年8月2日。

<sup>53</sup> 「農業部：中国の食糧生産九連増、米市場の供給に余裕」中国政府ホームページ、2013年1月26日。

<sup>54</sup> 「Food Outlook」、「FAO Rice Market Monitor」各月版（国連食糧農業機関HP）を基に計算。

<sup>55</sup> 「ブランド農業特集」『農民日報』2013年7月15日。

いる。中国の米輸出の変動は、中国政府の規制と密接に関係している。1990年代後半、中国国内では米の供給は多少の余裕があり、高水準の備蓄量を背景に輸出量が拡大し、1998年には過去最大の374万トンに達した。

2000年以降、中国の米生産は消費量に追いつかなくなり、国家食糧安全保障の一つの指標である備蓄消費比率も急速に低下し、2003/04年度と2004/05年度には、国際的な警戒ラインである20%を割り込んだ（図表1-2-7、図表1-2-8）。こうした状況から、中国政府が米輸出を厳しく規制する必要性は強まっていた。

2007年末から、中国政府は輸出税還付の撤廃や輸出暫定関税の導入など、一連の米輸出規制措置を実施した。これらの課税措置によって、2008年の米輸出コストはそれ以前より20%近く上昇し、2008年以降、米の輸出量は減少し始めた。国内外の米市場の逼迫状況が若干緩和したことから、2008年末より中国政府は規制を緩和し始めた。輸出暫定関税率を段階的に引き下げ、2009年7月に撤廃した。

近年、中国の米の新規供給量と消費量はほぼ均衡がとれている。備蓄量は7,000万トン前後で推移し、備蓄消費比率は30%台を維持しているが、あまり余裕がない（図表1-2-7、図表1-2-8）。中国政府は米の輸出を引き続きコントロールする必要がある、新規供給と国内消費の差の変動に応じて輸出割当などで輸出量を調整している。ただし、輸出割当の毎年の数値は公表されていない。

一連の規制措置により、2008年以降、米の輸出は縮小を続け、近年では年数十万トン程度で生産量の1%以下となっている。2013年は前年比で増加したが、50万トンを超えない見込みである。今後も、中国の米の需給状況が基本的均衡を保つ状況であれば、政府が米輸出規制を緩和する可能性は小さいと予想される。

### (3) 輸出先の変化

中国の米の主要輸出先は、かつてはアフリカとアジアであったが、2011年以降、アフリカの割合が低下しアジアが中心となっている。2012年の中国からアジアへの米輸出量は米輸出全体の94.5%であり、2013年1～8月期は同99.0%とさらに高まっている。一方、アフリカ向け米輸出は、2006年には52.6万トンと輸出全体の約4割を占めたが、2012年にはわずか1%、2013年1～8月期はさらに0.1%へと激減した。

図表1-3-5に2006年と2012年の中国産米の輸出先上位10カ国・地域を取りまとめた。2012年に上位10カ国・地域に輸出した米の量は合計して輸出全体の92.8%を占めた。

図表 1-3-5 中国産米の輸出先（上位 10 カ国・地域）

番号	2006 年			2012 年			
	国・地域	数量 (万トン)	価格 (ドル/トン)	国・地域	数量 (万トン)	金額 (万ドル)	価格 (ドル/トン)
1	日本	8.0	705.4	韓国	10.2	7,961.8	784.4
2	韓国	14.0	378.4	日本	5.0	5,312.4	1,066.6
3	ロシア連邦	14.8	350.7	北朝鮮	4.9	2,675.3	545.9
4	コートジボアール	21.6	239.5	香港	2.5	2,104.0	833.2
5	リベリア	17.0	213.5	モンゴル	1.0	543.9	521.4
6	プエルトリコ	10.1	331.1	ベトナム	0.9	2,758.1	2,927.1
7	パプアニューギニア	4.2	321.9	パキスタン	0.7	2,562.5	3,451.5
8	ナイジェリア	4.6	269.3	インドネシア	0.3	740.0	2,827.0
9	北朝鮮	3.9	283.4	フィリピン	0.2	545.3	3,078.2
10	香港	2.1	423.8	バングラデシュ	0.2	514.6	2,903.1
	合 計	123.7	330.4	合 計	27.9	27,000	975.1

(資料)「中国農産物月次輸出統計報告書—米」中国商務部 HP

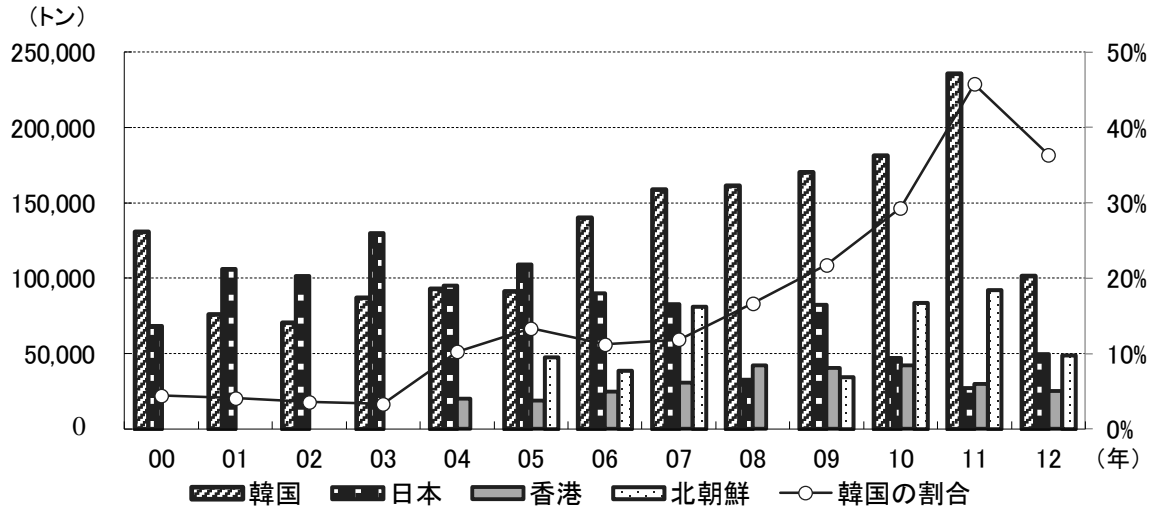
輸出先によって輸出米の品種と価格は異なる。日本、韓国、香港、北朝鮮、モンゴル向けは主として品質が優れているジャポニカ米で、輸出の規模は比較的大きい。価格も日本向けは 1 ドル/kg 程度、韓国向けは 0.8 ドル/kg 程度で輸出先市場の価格水準より低い。

これに対して、アジアの他諸国・地域向けの輸出は主としてインディカ米であるが、かなりの割合で高級米に変わっている。輸出量の減少にかかわらず、価格は 3 ドル/kg 前後と、日本・韓国向けの約 3 倍となっている。このように、非常に小規模の高級米が東南アジアや南アジアの諸国・地域に輸出されている。

国別では、韓国と日本は長期にわたり中国の主要米輸出先である。両国では、中国の輸出米が一般米市場で流通している。図表 1-3-6 に示すように、韓国への米輸出は 2006 年以降、増加が著しい。特に 2008 年以降、中国の米輸出が全体的に縮小しているにもかかわらず、韓国への輸出は微増し、中国の米輸出全体に占める韓国の割合が高まっている。日本への米輸出は、2001～2007 年の間は 10 万トン前後と多かったが、その後、基本的に 5 万トン以下の規模となっている。2011 年以降、韓国と日本の 2 カ国向け米輸出が中国の米輸出全体の半分以上を占めている。また、2004 年以降に香港、2005 年以降に北朝鮮が中国の主要米輸出先に加わった。韓国、日本、香港、北朝鮮の主要 4 カ国・地域への輸出は、合計して 2012 年の輸出全体の 8 割強を占めた。



図表 1-3-6 中国の主要国・地域への米輸出



(資料) 農業部 HP 統計情報コーナー、「中国農産物月次輸出統計報告書—米」(中国商務部 HP)を基に作成

図表 1-3-7 に示されているように、中国産米の輸出価格は上昇を続け、2009 年以降、国際市場価格と国内市場価格の両方を上回っている。2012 年には、主要 4 カ国・地域向けの米輸出価格も 2006 年よりそれぞれ 2 倍前後に上昇した (図表 1-3-5)。中国国内の米価格の上昇といった要因もあれば、日本、韓国、香港に輸出される中国産米が高品質で高価格なものに変わってきたという要因もある。2011 年と 2012 年には東南アジアに価格が高い高級米が輸出され、輸出平均価格を押し上げた。

さらに、中国の米輸出企業が政府から輸出割当を直接取得することは困難で、割当を持つ企業から割当を高価で購入するか、割当を持つ企業の代理として輸出することしかできないといった要因もある。1 トン当たりの米輸出割当の売買価格は現在 250～630 元/トン (約 40～100 ドル/トン) に達し、輸出米の価格を押し上げている。

図表 1-3-7 中国産米の輸出価格、国際価格、国内価格（精米）

年	輸出価格 (ドル/トン)	国際市場価格 (ドル/トン)	国内市場価格(ドル/トン)		
			晩期インディカ米	ジャポニカ米	東北産米
2006	330.4	311	295.0	376.8	373.0
2007	358.2	335	350.7	408.1	391.3
2008	497.4	695	413.5	440.1	433.8
2009	671.9	587	427.2	429.4	478.8
2010	671.6	518	473.3	550.0	582.7
2011	827.8	565	605.1	663.3	692.4
2012	975.1	588	652.0	675.4	702.4

(資料)輸出価格は「中国農産物月次輸出統計報告書—米」(中国商務部 HP)を、国際市場価格は「Food Outlook」、「FAO rice Market Monitor」各月版(国連食糧農業機関 HP)を、国内市場価格は中華食糧ネットの卸売市場価格のデータを基に作成

(注 1)国際市場価格は国際基準米価とされるタイ 100%B 級米の輸出価格である。

(注 2)国内市場価格は毎年末の為替レートで人民元からドルに換算する。

主要輸出先国について、国別の動向を以下に取りまとめた。

#### 1) 韓国

国内の米作農家へ影響しないように、韓国政府は、国内の米市場を開放せず保護する政策を採ってきた。その結果、韓国の国内米価は、通常、国際市場における米価を数倍上回っている。また、1994 年の WTO 交渉で 10 年間の市場保護期間を得たことに続き、2004 年の WTO 新ラウンドの交渉では、米市場の保護期間をさらに 10 年間（2005～2014 年）延長することを認めてもらった。ただし、米輸入量を毎年約 2 万トン増やし、2014 年までに 40.9 万トンまで引き上げることと、輸入米の国内消費に占める割合を 2004 年の 4% から 2014 年に 7.96%へ引き上げることとを約束した<sup>56</sup>。

2004 年の WTO 交渉の結果、中国は米国、タイ、オーストラリアと並んで韓国への主要米供給国となり、韓国の米の年間輸入量に占める割合はそれぞれ 56.6%、24.4%、14.6%、4.4%と定められた<sup>57</sup>。そのため、2005 年以降、中国は韓国への最大の米供給国となり、協定に従い、米輸出量は毎年増加している。中国の米輸出に占める韓国向けは増加を続け、2009 年以降、最大の米輸出先となっている<sup>58</sup>。

以上を要すれば、韓国人の食味志向や中国・韓国間の米輸出入協定などを背景に、韓国は、中国の米輸出先としての重要性を一層高めている。

<sup>56</sup> 「韓国が輸入米の国内市場販売について新しい規定を作る」重慶市農業委員会 HP、2005 年 12 月 14 日。

<sup>57</sup> 「韓国米流通構造の変化と啓発」上海市農業委員会 HP、2008 年 1 月 28 日。

<sup>58</sup> コートジボアールなどの国への輸出量は図表 1-3-6 に示されていないが、2008 年まで韓国への輸出量より大きかった。

## 2) 日本

韓国同様、日本国内の米価も国際価格を数倍上回っている。日本は、1995年より段階的に米市場の開放を進め、毎年一定量の米を輸入している<sup>59</sup>。

日本は主として米国とタイから米を輸入している。図表 1-3-6 に示したように、2005年以前の中国の日本向け米輸出量は年間 10 万トン前後で、アジアの中で最大の米輸出先であった。しかし、2005 年末に、日本が中国産米に対して農薬含有量検査基準を引き上げたことや、米国産米の競争力が向上したことなどにより、2006 年以降、中国の日本向け米輸出量は減少傾向にある。さらに、2007 年末以降は、中国の米輸出規制が厳しくなったために、中国米の輸出競争力が一段と弱まり、ここ数年の日本への米輸出規模は年間 5 万トン以下となっている。

一方、米国、タイからの米輸入は拡大している。2012 年には、米国、タイからの米輸入量はそれぞれ日本の米輸入量全体の 45.5%と 33.2%を占めた。一方、中国からの米輸入量の割合は 7.7%にとどまった（図表 1-3-8）。

以上のように、他の米供給国との競争の中で、中国の米輸出政策の調整、特に輸出に対する厳しい規制により、中国の日本向け米輸出が減少していると言える。

図表 1-3-8 日本の米の輸入（2012 年）

	輸入量合計		品目別米輸入量(トン)			品目別米輸入割合		
	(トン)	割合	玄米	精米	砕米	玄米	精米	砕米
米国	286,972	45.5%	1,272	275,049	10,651	0.4%	95.8%	3.7%
タイ	208,951	33.2%	0	202,712	6,239	0	97.0%	3.0%
中国	48,418	7.7%	9,310	38,476	632	19.2%	79.5%	1.3%
合計	630,198	100.0%	28,566	584,110	17,522	4.5%	92.7%	2.8%

(資料)「貿易統計」日本財務省、2013 年 2 月 9 日に取得

(注)統計方法が異なっているため、中日両国の輸出量統計データは若干異なっている。

中国商務部の米輸出統計は、米の形態（粳、玄米、精米、砕米、米粉など）を区分していないため、以下では日本財務省が発表している統計から中国産米の内訳をみてみた。ただし、統計方法が異なっているため、中日両国で数値が若干異なっている。

図表 1-3-8 をみると、2012 年に日本が中国から輸入した米のうち、主として主食に利用される玄米と精米が 98.7%を占め、飼料に利用される砕米は 1.3%と少ない。このように、中国から日本に輸出される米は主として主食としての消費に使われている。米国産、タイ

<sup>59</sup> 「日本清酒生産者が輸入米でバイオ燃料を生産し始める」農業部 HP、2009 年 4 月 24 日。

産の米も同様に、ほとんどが主食としての消費に使用されている。

### 3) 香港

タイ産米の食味が香港人に好まれ、また、中国大陸から香港への米輸出手続が煩雑で手数料も嵩張るため、香港は主としてタイから米を輸入している。2012年の香港の輸入米の内訳をみると、タイ産米が全体の約半分を占め、一方、中国大陸産米は10%以下と少ない（図表 1-3-9）。

図表 1-3-9 香港の輸入米の国・地域別構成（2012年）

	輸入量(トン)	割合
タイ	156,900	51%
大陸(中国)	24,300	8%
その他	126,700	41%
合計	307,900	100%

(資料)香港工業貿易署 HP のデータを基に作成

図表 1-3-6 に示すように、2004 年以降、中国大陸の香港向け米輸出は毎年 2～3 万トン前後と、比較的安定していた。2008 年は、タイの米価が大幅上昇する中、中国政府が香港に対して十分な割当を確保したため<sup>60</sup>、中国の香港向けの米輸出量は前年比 38% 増に達した。

2008 年以降、中国米の輸出は全体的に縮小したが、香港への輸出規模は年間 2.5～4 万トンを維持し、中国の米輸出に占める割合は 10% 前後へ高まっている。中国政府が米輸出を厳しく規制している中でも、香港の米需給状況については特別に配慮し、一定の米輸出割当を確保していると言える。

<sup>60</sup> 「商務部：中国大陸の食糧が香港を経由して再輸出することを禁止」新華ネット、2008 年 4 月 16 日。

## 4. 中国の米政策

### (1) 食糧安全保障政策

中国は人口が多く食糧の需要も大きい、食糧安全保障の基盤はそれほど強固でない。耕地の減少、水資源の不足、気候の変動などの影響による食糧生産への制約も強まっている。一方、工業化・都市化の進展、人口の増加、生活水準の向上に伴って、食糧消費の増加ペースは加速している。このような状況にあつて、食糧安全保障を確保する必要性は非常に高く、食糧生産は食糧安全保障政策の基本として取り扱われている。「第12次五カ年計画」(2011～2015年)も、国家食糧安全保障を主要目標とし、農業近代化の推進を掲げている。

食糧安全保障を確保するための総合的な政策措置として、国家発改委が2008年11月に公布した「国家食糧安全保障中長期計画要綱(2008～2020年)」(以下「食糧計画要綱」と略称)がある(図表1-4-1)。

図表1-4-1 「国家食糧安全保障中長期計画要綱(2008～2020年)」の主要目標と実績

類別	項目	目標値			実績値
		2010年	2020年	性質	2010年
生産水準	耕地面積(億ムー)(括弧内は「億 ha」)	18.0 (1.20)	18.0 (1.20)	拘束性	18.26 (1.22)
	うち:食糧栽培用の耕地面積(億ムー) (括弧内は「万 ha」)	11.0 (7,333.3)	11.0 (7,333.3)	非拘束性	(不明)
	食糧作付面積(億ムー) (括弧内は「万 ha」)	15.8 (10,533)	15.8 (10,533)	拘束性	16.5 (11,000)
	うち:穀物	12.7 (8,467)	12.6 (8,400)	非拘束性	13.5 (9,000)
	単位面積当たり食糧生産量水準(kg/ムー) (括弧内は「kg/ha」)	325 (4,875)	350 (5,250)	非拘束性	368.3 (5,525)
	総合食糧生産能力(億 kg)	5,000	5,400	拘束性	5,464.8
	うち:穀物生産能力	4,500	4,750	拘束性	4,963.7
	油料作付面積(億ムー) (括弧内は「万 ha」)	1.8 (1,200)	1.8 (1,200)	非拘束性	2.1 (1,400)
	牧草地保有量(億ムー) (括弧内は「億 ha」)	39.2 (2.6)	39.2 (2.6)	非拘束性	(不明)
	肉類総生産量(万トン)	7,140	7,800	非拘束性	7,925.8
	家禽たまご生産量(万トン)	2,590	2,800	非拘束性	2,762.7
	牛乳総生産量(万トン)	4,410	6,700	非拘束性	3,575.6
需給水準	国内食糧生産と消費の比率(%)	95	95	非拘束性	97.7 (2012年)
	うち:穀物(%)	100	100	非拘束性	99.6
物流水準	食糧物流「四散化」(ばら積み、ばら卸し、ばら貯蔵、ばら運送)の割合(%)	30	55	非拘束性	(不明)
	食糧流通段階の損耗率(%)	6	3	非拘束性	(不明)

(資料)目標値は「国家食糧安全保障中長期計画要綱(2008～2020年)」(国家発展改革委員会、2008年11月)による。実績値は『中国統計年鑑』(2011年版)、『2011年中国農業発展報告』(中国農業出版社、2011年11月)、報道記事を基に計算

この要綱の中で「基本的に国内食糧供給による保障に立脚することを堅持」を指導方針とし、生産水準、需給バランス、物流水準の3分野16項目の食糧安全保障目標が設定された。16項目の目標の中で、耕地面積、食糧作付面積、総合食糧生産能力、穀物生産能力の4つの目標は拘束性目標で、必ず達成しなければならないものである。その他の目標は非拘束性目標で、必ずしも達成しなければならないものではない。

#### 1) 耕地面積の維持

2020年の目標として、耕地保有量18億ムー（1.2億ha）以上、穀物栽培面積12.6億ムー（8,400万ha）以上、うち、稲作面積約4.5億ムー（3,000万ha）が挙げられている。現状、中国の耕地保有量は18億ムー（1.2億ha）以上であることから、耕地保有量の目標は耕地面積の減少を防ぐために設定されたものである。

#### 2) 米の自給自足

「食糧自給率」は国内食糧の生産と消費の比率で、非拘束性目標である。しかし、中国の食糧安全保障の指導方針は「基本的に国内食糧供給による保障に立脚する」というもので、食糧自給率こそ中国食糧安全保障の最も重要な目標と言える。目標として、食糧自給率95%以上を維持し、食糧総合生産能力を2010年に5億トン以上、2020年に5.4億トン以上を生産することが挙げられている。品目別には、米と小麦は基本的に自給自足を維持し、トウモロコシは自給自足を目指すこととされている。

実績をみると、2010年に食糧生産量は5,464.8億kgに達し、2010年目標の5億トンを上回っただけでなく、2020年目標の5.4億トンも達成した。今後は減産しないように維持していくことが求められている。穀物も同様の状況で、2010年に生産量が4,963.7億kgに達し、既に2010年と2020年の目標を上回った。

ここで、生産量、輸入量、輸出量を用い、自給率（生産量／消費量）を簡略に推計し図表1-4-2に示した<sup>61</sup>。これによると、近年、自給率は低下傾向にあるが、2012年を除き21世紀に入ってから中国の米は完全に自給自足ができていると言える。

<sup>61</sup> 中国の食糧備蓄の変動などの要素を考えずに、消費量を「生産量＋輸入量－輸出量」とするため、過小評価の可能性がある。

図表 1-4-2 中国の米自給率の推計

(年)	米の自給率
2001	100.9%
2002	101.0%
2003	101.5%
2004	100.1%
2005	100.1%
2006	100.3%
2007	100.5%
2008	100.3%
2009	100.2%
2010	100.1%
2011	100.0%
2012	99.0%

(資料)『中国統計年鑑』(各年版)を基に計算。

実際、近年の中国の米生産量は比較的安定しており、輸出と輸入の割合はともに小さい。また、米の需要量も激しく変動せず、安定している。米は小麦と同様に食糧備蓄の最も重要な農産物で、政府のコントロールも非常に強い。従って、中国の米は引き続き自給自足を維持し、大量の輸入を必要としなければ、大量の輸出も行わないことが予想される。

### 3) 新しい食糧物流システム「四散化（4つのばら化）」の確立・充実

散装（ばら積み）、散卸（ばら下ろし）、散存（ばら貯蔵）、散運（ばら輸送）を特徴とする「四散化」食糧物流システムを促進することによって、これまでの袋詰めなどの荷造りが不要となり、流通コストを引き下げることが可能となる。政府目標として、2010年に全国食糧物流「四散化」の割合を30%に、2020年に55%に高めることが目標とされている。ただし、これらの実績値は公表されていない。

### 4) 合理的な食糧備蓄水準の保持

中央政府と地方政府の食糧備蓄は一定の規模を保つとともに、食糧備蓄品種の内訳について、小麦と米（粳）の割合が70%を下回らないことが目標とされている。

この食糧安全保障の目標を達成するための第1の要件は、食糧の生産能力を高めることである。そのために、「食糧計画要綱」では、①耕地と水資源の保護、②農業インフラの整備、③食糧単収の向上、④主要生産地域の生産能力の強化、⑤農業関連サービス<sup>62</sup>の充実、などが具体的施策として打ち出されている。また、これらと並行して、畜産、水産、

<sup>62</sup> 農業関連サービスは、インフラ整備、生産資材（種子、化学肥料、農薬、ビニール膜など）供給、栽培技術・病虫害防止技術などの供与、販売・輸送・加工等、資金供給、情報供給、政策と法律サービスなどを含む。

食用油などの非食糧資源の利用、食糧流通システム、食糧備蓄体制、食糧加工システムなどについても整備・充実するとしている。

中国において米の生産量は食糧の約 35%を占め、食糧安全保障における戦略的位置付けは大変重要である。食糧安全保障に関する政策は幅広く、食糧生産・流通のための基盤整備は米の生産・流通に大きな影響を及ぼす。

以下では、多くの関連政策を整理した上で、特に米に関連した政策を、①生産支援、②流通市場の調整、③貿易規制の3つに分けて考察する。

## (2) 生産支援

### 1) 農家への補助金

1990年代後半の食糧増産により、中国における食糧の需給状況は長期的な供給不足から抜け出し、豊作年に余剰が出るまでに改善した。一方、衣食住などの基本的な生活問題の解決や所得水準の向上につれて、都市・農村住民の食品支出割合（エンゲル係数）が低下し続け、食品の消費構造も大きく変わった。食糧の需要拡大に限界がみえてきたことなどを背景に、農産物の価格は低迷し、食糧の増産が農家の所得増加につながらなくなった。特に主要食糧生産地域の農民所得の伸び率は全国平均水準を下回った。都市と農村の所得の格差も拡大を続けた。その結果、農家の食糧栽培意欲は低下し、2000年以降の食糧生産量が落ち込み、食糧の供給が逼迫するようになった。このような状況にあって、胡錦濤・温家宝政権は2003年の就任早々に、農業・農村経済構造の改革を行うとの意思決定をし、農民の所得増加を最重要政策課題として掲げるようになった。

一方、中国は2001年にWTOに加盟し、WTOの枠組みのもとで国内の農業補助金政策を調整する必要があった。1990年代半ば以降の食糧関係の補助金は、主として買付制度や価格支持政策のもとで、食糧企業、食糧流通部門などの中間部門や流通部門を対象としており、食糧生産者向けの補助金は極めて少なかった。そのため、中国はWTOメンバー国から、価格支持の買付により「農業に補助している」と非難されながら、一方で、農家に対して農業税に加えて様々な税・費用を課していた。このような状況における対策として、非合理的な農業関連税・費用を減免し、財政がその分を負担する必要性が高まっていた。

1998年以降、中国政府は食糧流通の市場化を進め、2004年に食糧の買付・販売市場を全面的に自由化した。この改革に伴い、農家の利益を保護するとともに、総合的な食糧生産能力を確保し国家食糧安全保障を維持するために、農家への直接補助金制度の整備が必要となった。

以上を背景に、2004年以降、中国政府は、それまでの農民に対する「多取少予（農民



から多く取り、少なく与える)」から「少取多予（農民から少なく取り、多く与える）」という方針に転換した。「少なく取る」とは、全国規模で農業税や各種行政費を段階的に撤廃することで、2006年より中国全土で農業税と各種行政費が完全に廃止された。農業部の推計では、農業税の全面撤廃は農民1人当たり約140元の負担軽減となり<sup>63</sup>、これは2006年の農民1人当たり純所得の4%に相当する<sup>64</sup>。一方、「多く与える」とは、農業への財政投入を増やすことを指し、主として以下の2つの内容を含む。

第1は、投入額を拡大することである。2004～2012年に、中央政府の農業関連支出を2,000億元余りから6,428億元へ増やし<sup>65</sup>、各レベルの地方財政も農業支援資金を大幅に増加した。この時期は改革開放後の農業への投入が最も大きく、増加ペースが最も速い時期である。農業支援財政資金は、主として農業生産補助・支援、農業インフラ整備、生産救済、農村事業などに使われている。

第2は、農業生産者である農家に初めて本格的に直接補助金を支給したことである。2004年以降、農家へ①食糧栽培農家直接補助（食糧直接補助とも言われる）、②優良品種補助、③農業機械購入補助、④農業生産資材総合補助、⑤農業保険費補助、の5つの補助金が段階的に導入された。各補助金の資金規模、対象農産物、対象地域は年々拡大した。

農家への補助金は、中央財政と地方財政が分担している。中央財政から①～④への補助金総額は、2004年の150億元弱から2012年には1,628億元へ大幅に増加した<sup>66</sup>。これは2012年の中央財政支出総額の2.6%に相当する。2013年は1,701億元が予定されている<sup>67</sup>。図表1-4-3に示すように、④農業生産資材総合補助の伸びは著しく、2012年には5つの補助金の合計の66.2%を占めた。

①～④の補助金について、それぞれの政策スキームと運用実態を以下に取りまとめた。

<sup>63</sup> 「今年、我が国が全面的に農業税を撤廃後、農民1人当たりの負担は約140元減」中国政府ホームページ、2006年10月17日。

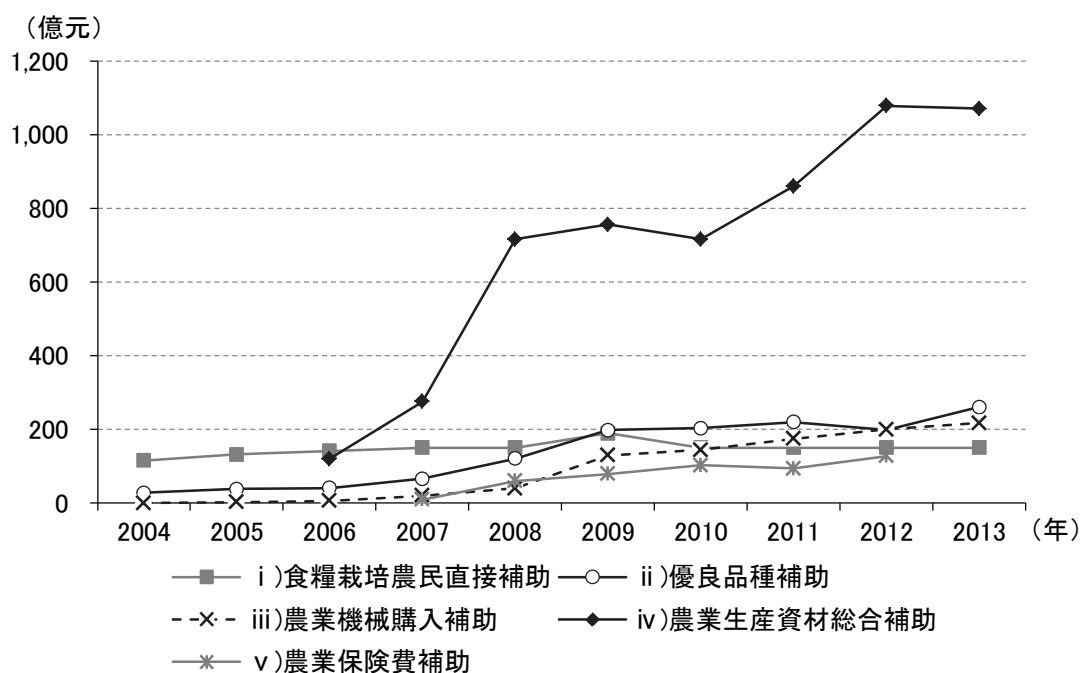
<sup>64</sup> 統計局「2006年国民経済と社会発展統計公報」のデータを基に計算。

<sup>65</sup> 2004年のデータは「2006中央一号文書の三つの望み」（『リーダー戦略情報』、2006年1月9日）、2012年のデータは「関于2012年中央決算的報告」（2013年6月27日在第十二届全国人民代表大会常務委員会第3次會議上財政部部長 楼繼偉）による。

<sup>66</sup> 「主要・副次の問題を一括して解決し、管理を基準化させるとともに、新しい段階における農民負担の軽減に取り組む」（農業部HP、2007年11月12日）、「わが国の農業補助の問題と建議」（『中国集体経済』雑誌、2010年第5期上）、「2009年中央・地方予算執行状況及び2010年中央・地方予算草案に関する報告書」（財政部HP、2010年3月16日）により試算。

<sup>67</sup> 「2013年の中央財政が農民に「四つの補助金」を1,700億元」『食糧決策参考』、2013年第6期。

図表 1-4-3 中央財政の 5 つの農業補助への拠出規模



(資料) 財政部の『中央・地方予算執行状況及び中央・地方予算草案に関する報告書』(各年版)、『中国農業年鑑』(各年版)、人民ネットなどの内容を基に作成

(注) i) 食糧栽培農民(農家)直接補助の資金規模は中央財政と地方財政の合計である。

### ① 食糧栽培農家直接補助

#### (ア) 政策スキーム

2002 年以降、安徽省、吉林省、湖南省、湖北省、遼寧省などの主要食糧生産省で、食糧栽培農家直接補助の試験事業が開始された。2004 年 3 月、財政部は『食糧栽培農家直接補助の実施、及び食糧リスク基金の使用範囲の調整に関する実施意見』を公布し、食糧栽培農家直接補助を全国規模に広げた。それを受けて、各省・自治区政府はそれぞれの食糧栽培農家直接補助実施方法を策定し、具体的な補助面積の計算方法、補助対象地域、補助支給方法、補助基準などを確定した。大部分の省・自治区では、農家 1 世帯当たりの実際の作付面積によって補助金を計算している。さらに、一部の市政府、県政府は補助金を上乗せしている。

補助の対象地域に関して、主要食糧生産省・自治区では、すべての農家が食糧栽培農家直接補助の対象となる。主要食糧生産省・自治区以外の地域では、浙江省、広東省などで、主に食糧生産大手農家が対象とされている。省・自治区によって食糧栽培農家直接補助の基準が異なり、基本的に各省・自治区政府が地元の食糧市場価格などを参考に決めていく。

## (イ) 運用実態

図表 1-4-4 に、データが入手できた 19 省・直轄市・自治区の補助基準を取りまとめた。中西部の省・直轄市・自治区と比べて、東部の省・直轄市・自治区の補助基準は一般的に高い。また、各省・自治区で、優先する食糧品種によって、食糧の補助金が違う。例えば、雲南省では、米への補助金はトウモロコシへの補助金より高く、逆に山西省では、小麦への補助金は米より高い。大規模に食糧を栽培する場合に補助金が高くなる省・自治区も多い。

2004 年以降、大部分の省・自治区の補助基準が引き上げられた。食糧生産大手農家だけを補助する省・自治区の中では、浙江省が食糧生産大手農家の区分基準を若干低くし、一方、補助金総額を引き上げた。その結果、補助を受ける農家の数が増えた。広東省では、食糧栽培の大手農家だけを対象としていた補助金を一般農家へ広げた。

また、近年、遼寧省、黒龍江省、陝西省などの省では、①食糧栽培農家直接補助金と④農業生産資材総合補助金を統合して支給するようになった。

2004 年以降、中央財政が食糧栽培農家直接補助へ投じた資金規模は増加を続けていたが、2009 年の 190 億元をピークに減少へ転じ、2013 年には 151 億元となった（図表 1-4-3）。

図表 1-4-4 19 省・直轄市・自治区の食糧栽培農家直接補助基準

(元/ムー)

年		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
北京市	小麦	<10 ムー:50 ≥10 ムー:60			50			70			
	トウモロコシ	<10 ムー:30 ≥10 ムー:40			20			32			
上海市	米	≤5 ムー:60			<15 ムー:70			80			
		5~15 ムー:70			15~30 ムー:80						
		>15 ムー:80			≥30 ムー:150						
天津市		30									
遼寧省	トウモロコシ、米	(不明)	≥6.7	≥10			(不明)	(生産資材補助と統合)			
	小麦、コーリヤン、雑穀							75.73	77.71	88.69	
黒龍江省		13.6	(不明)			(不明)		(生産資材補助と統合)		(不明)	
山東省	小麦	13~14		14~15				14			
山西省	小麦	10									
	トウモロコシ	5									
江蘇省	雑穀	0	5								
	米	20									
浙江省	米	≥20 ムー:10			≥20 ムー:20			≥20 ムー:30			(不明)
	油菜	0			≥5 ムー:20						
	小麦	0			≥20 ムー:20			≥20 ムー:30			
安徽省	米、小麦	(不明)	≥10				(不明)				
江西省	米	10		11.8							
湖北省		(不明)	6~11		(不明)			12.6		(不明)	
湖南省		11	13		(不明)			13.5			
広東省	米	≥30 ムー:20	≥20 ムー:20			6			8		
	トウモロコシ、サツマイモ	0	0	0							
重慶市	米	10		8~15		(不明)					
	トウモロコシ			5~8							
雲南省	米	15			(不明)						
	トウモロコシ	10			(不明)						
陝西省	小麦、トウモロコシ、米	≒8			≥8			9	(不明)	(生産資材補助と統合) 56~81	
青海省		4	(不明)			6.4	10.7	15.2		30.2	
寧夏回族自治区		(不明)	12	15							

(資料)各省・自治区の関連政府部門 HP、新華ネットなどの法令、新聞記事を基に作成

(注)イタリックは主要食糧生産省を示す。

## ②優良品種補助

### (ア) 政策スキーム

財政部・農業部は、農産物の品質と生産量を高めるために農家が良種を使用することを奨励し、2002 年の大豆の優良品種補助試験事業、2003 年の優良小麦種の補助金試験事業を経て、2004 年には米、トウモロコシを補助対象に加えた。同年、米の優良品種補助に対して『米良種普及補助金管理暫定方法』を公布した。

その後、財政部と農業部は、毎年『中央財政農作物良種補助項目の実施に関する指導意見（案）』を公布し、その年の優良品種補助の対象品種、補助方式、対象省・自治区、補助基準などを確定している。2007年には綿花、ナタネなどの補助品種も加えられ、省・自治区の補助対象範囲も拡大し、2009年以降、小麦、米、トウモロコシ、綿花の良種補助が全国の31省・自治区で実施されている。2010年1月より、『中央財政農作物良種補助資金管理方法』（財政部・農業部、2010年1月）が実施され、すべての農産物優良品種補助金が統一管理されるようになった。

#### (イ) 運用実態

優良品種補助金は主に中央財政によって賄われている。補助基準と金額は、図表 1-4-5 に示されている通りで、2002年以降、各品種の中央財政の良種補助基準はあまり変化していない。この中であって、米の良種補助基準だけが引き上げられ、しかも基準額は最も高くなっている。省・自治区の補助対象範囲の拡大につれ、各品種の補助金額は増加し、中央財政補助資金総額も毎年増加しており、2013年には261億元となった。

図表 1-4-5 中央財政による農作物良種補助の基準と金額

年		2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
米	補助基準 (元/ムー) (元/ha)	-		7~15 (105~225)			10~15 (150~225)			15 (225)			
	補助基準 (元/ムー) (元/ha)	-	10 (150)										
小麦	補助基準 (元/ムー) (元/ha)	-											
トウモロコシ	補助基準 (元/ムー) (元/ha)	10 (150)											
補助金総額(億元)		1	3	28.5	38.7	41.5	66.6	120.7	198.5	204	220	214	261

(資料)『中央・地方予算執行状況及び中央・地方予算草案に関する報告書』(各年版)、『中国農業年鑑』(各年版)、「農作物良種補助」(財政部、2008年7月30日)、『中央財政農作物良種補助プロジェクトの実施に関する指導意見』(2009、2010、2011年)、「農業部弁公庁・財政部弁公庁による2012年中央財政農作物良種補助金項目実施作業に関する通知」(農業部、2012年6月6日)、「農業部弁公庁・財政部弁公庁による2013年中央財政農作物良種補助金項目関連作業に関する通知」(農業部、2013年6月6日)などを基に作成

(注)「-」は当該品種の良種補助がまだ実施されていないことを示す。

中央政府の政策のもとで、各省・自治区は優良品種補助金に関する実施方法を策定し、各地域の実状に応じて補助対象品種や補助方法などを決定してきた。大部分の省・自治区は中央財政の補助基準に従って優良品種に補助金を与えており、補助金はすべて中央財政から支出されている。一方、上海市などの地域は独自に補助基準を引き上げ、上乘せ部分を地方財政で負担している(図表 1-4-6)。これについても、米への補助基準が最

も高い。

図表 1-4-6 上海市の優良品種補助基準

(元/ムー)

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2012年
米 (括弧内は「元/ha」)	10~20 (150~300)	16~25 (240~375)			20~35 (300~525)	20~50 (300~750)	
小麦 (括弧内は「元/ha」)	-	20 (300)					
トウモロコシ (括弧内は「元/ha」)	10 (150)	10 (150)					

(資料)「2010年支農政策」(上海市農業委員会 HP、2010年3月25日)、『上海市2011年農作物良種補助金項目実施案』に関する報告書(上海市農業委員会 HP、2011年5月10日)、「2012年米栽培補助金、農業生産資材総合補助金、重大病虫害防止・退治薬剤補助金及び農作物良種補助金資金の公布に関する通知」(上海市農業委員会 HP、2012年8月10日)、「2013年米栽培補助金、農業生産資材総合補助金、農作物良種補助金等資金の公布に関する通知」(上海市農業委員会 HP、2013年5月28日)などを基に作成

(注)イタリックは中央財政の補助基準を上回る品種を示す。

### ③ 農業機械購入補助

#### (ア) 政策スキーム

農業機械は農業生産を増やす上で重要な手段であるが、機械購入のための投資額が大きく、所得が少なく購買力の弱い農家にとって、自己資金だけではなかなか購入できなかった。このような状況にあって、1998年から2003年にかけて、中央政府は毎年2,000万元を拠出し、13の省・自治区で農家の大・中型トラクターの買い替えに補助金を与えていた。しかし、当時の中央政府による補助金は農業機械購入総額のわずか0.1%にしかすぎず、また、対象地域と補助金規模も非常に小さかった<sup>68</sup>。

農家の農業機械利用を奨励・支持し、農業の生産効率を向上させるために、2004年3月、農業部と財政部は16省の主要食糧生産66県で農業機械購入補助の試験導入を開始し、指定された農業機械製品を購入した農家と農民専門合作社<sup>69</sup>に補助金を与えた。2005年2月には、『農業機械購入補助専用資金使用管理暫定方法』(農業部・財政部)が公布され、農業機械購入補助金が本格化した。

2005年以降、農業部・財政部は毎年『農業機械購入補助実施案(指導意見)』と『農業機械購入補助製品目録』を発表し、中央財政の補助対象地域の範囲、全体的な補助基準、農業機械の製品名称、農業機械の生産企業、1台当たりの補助金額などを公告している。『農業機械購入補助実施案(指導意見)』は、さらに、中央財政補助金が食糧・綿

<sup>68</sup> 「農業機械購入補助制度の整備・充実に関する研究」『中国農業機械化』、2010年第2期。

<sup>69</sup> 農民専門合作社とは、農村で同類の農産物の生産者や経営者、サービス提供者、利用者などが自主的に結成する組合である。そのメンバーを主要対象に、農業生産の資材購入、農産物の販売、加工、輸送、貯蔵、機械作業などのサービスを提供する。

花・食用油の主要生産省・自治区、主要畜産・養殖省・自治区などの地域に、また、地方財政補助金が食糧・綿花・食用油の主要生産県、主要畜産・養殖県（以下「農業・牧業県」と略称）などの地域に傾斜して支出することを規定している。

中央政府は各省・自治区の耕地面積、主要農産物の作付面積、主要農産物の生産量、重要農産物の機械化の推進、農業機械購入補助事業の進捗状況などに応じて、各省・自治区への補助金額を確定している。同時に、単独に 11 省・自治区<sup>70</sup>の農場及び内モンゴル自治区の海拉爾農場、大興安嶺農場の補助金規模を決定している。一方、各省・自治区は、中央政府の補助金に地方財政資金を上乗せして、地域の農業生産に必要な農業機械に対して補助金を与えている。補助対象は、農家と農民専門合作社から、酪農専門合作社、生鮮乳買付所まで拡大し、農民専門合作社、主要農業機械使用農家（数台の農業機械を持ち、他の農家に機械作業を提供する農家）、主要食糧栽培農家、農業部認定の栽培技術モデル農家などへ優先して補助金を与えている。

#### （イ）運用実態

図表 1-4-7 に示すように、2005 年以降、農業機械購入補助金が全国に普及したことに伴い、実施された各省・自治区の農業・畜産県数（農場を含む。以下同様）と補助された農業機械の種類は増加し、補助基準も引き上げられた。2013 年時点で、農業機械購入補助金は全国のすべての農業・畜産県を対象とし、補助された農業機械の種類は 12 大分類 48 小分類の 175 品目にわたり、基本的に耕作機械、収穫機械、耕地管理機械などすべての農業機械製品を網羅している。

中央政府の政策のもとで、各省・自治区も農業機械購入補助資金管理方法を策定し、毎年、各省・自治区の『農業機械購入補助実施案』と『農業機械購入補助製品目録』を公表し、補助の対象地域、補助金の配分、農業機械製品名称、1 台当たりの補助金額などを公告している。さらに、中央政府が規定した農業機械・製品以外の補助製品を加える省・自治区もある。農業機械が他の省で使用されるかどうかを問わず、各省・自治区は農業機械購入補助金を与えている。

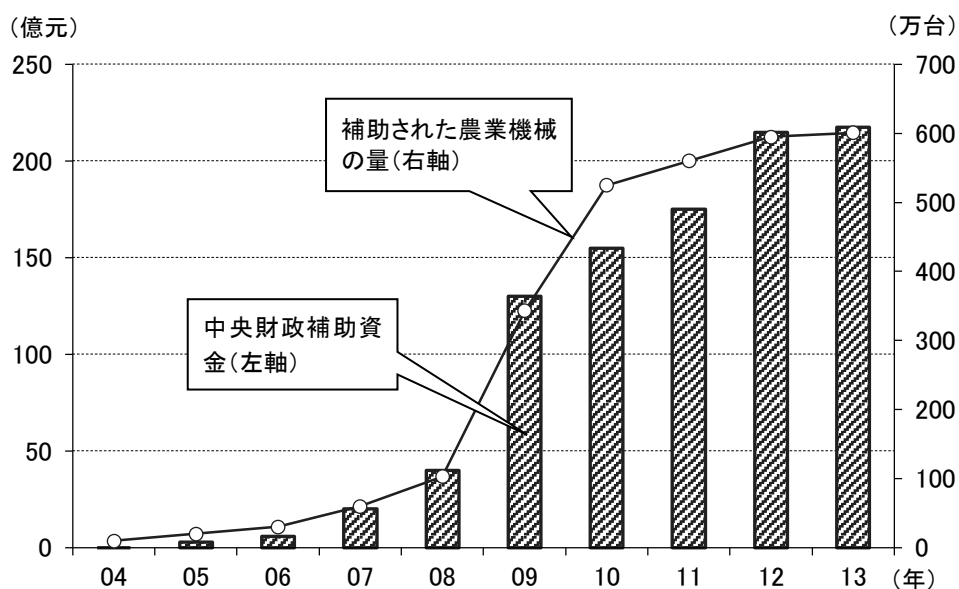
<sup>70</sup> 11 の省・自治区は上海市、江蘇省、海南省、広西壮族自治区、安徽省、江西省、湖北省、陝西省、雲南省、甘肅省、寧夏回族自治区を含む。

図表 1-4-7 中央財政による農業機械購入補助政策

	補助地域範囲	補助基準	補助農業機械種類
2004 年	16 省の 66 主要食糧生産県	・農業機械購入価格の 30%を上限とする	4 大分類
2005 年	全国の 500 農業・畜産県	・農業機械購入価格の 30%を上限とする	6 大分類 18 小分類
2006 年	全国の 1,080 農業・畜産県	・農業機械 1 台につき補助金額は最高 3 万元	6 大分類 19 小分類
2007 年	全国の 1,716 農業・畜産県	・農業機械購入価格の 30%を上限とする ・農業機械 1 台につき補助金額は最高 5 万元	7 大分類 24 小分類
2008 年	全国のすべての農業・畜産県 (2,653)	・農業機械購入価格の 30%を上限とする ・農業機械 1 台につき補助額は最高 5 万元 ・大型機械は調整可能	9 大分類 33 小分類
2009 年			12 大分類 38 小分類
2010 年			12 大分類 45 小分類
2013 年			12 大分類 48 小分類

(資料)『農業機械購入補助実施案(指導意見)』(各年版)、『農業機械購入補助製品目録』(各年版)、及び中国政府 HP、財政部 HP などの内容を基に作成

図表 1-4-8 農業機械購入補助金額と補助された農業機械台数



(資料)中国政府 HP、財政部 HP、人民ネットなどの内容を基に作成

図表 1-4-8 に示したように、2004 年以降、中央政府の農業機械購入補助金は毎年増えている。補助された農業機械も急増し、2004 年の 10 万台から 2013 年には 601 万台となった。

#### ④農業生産資材総合補助

##### (ア) 政策スキーム

化学肥料、ディーゼルオイルなどの農業生産資材の価格上昇に伴い、食糧栽培のコストも上昇している。それを補助する目的で、2006 年、財政部は食糧を栽培する農家に



対して農業生産資材総合補助を始めた。補助資金はすべて中央財政によって賄われている。中央政府は主として当年の生産資材価格の変動を予測し、年初に一括して補助金を各省・直轄市・自治区に交付する。

2008年に化学肥料、ディーゼルオイルなどの農業生産資材価格が大幅に上昇したが、年初に交付した補助金が価格上昇によるコスト増を補填できなかったため、やむを得ず中央政府は農業生産資材総合補助金を数回にわたり追加した。この事態を背景に、2009年8月、財政部、国家発改委、農業部が共同で『農業生産資材総合補助の動的調整メカニズムのさらなる充実に関する実施意見』を発表し、農業生産資材総合補助に対する動的調整を導入した。この結果、補助金は農業生産資材価格の変動に応じて調整され、翌年の支給額に反映されるようになった。

中央政府は、各省・直轄市・自治区に補助金を交付する際、食糧栽培面積、生産量などの要素を配慮し、主要食糧生産地域に重点的に支給している。食糧栽培農家直接補助と同様に、各省・直轄市・自治区は、それぞれが農業生産資材総合補助金の補助面積の計算方法、補助基準、補助支給方式などを決める。大部分の省・直轄市・自治区では農家1世帯当たりの栽培面積によって農業生産資材総合補助金額を計算している。また、省・直轄市・自治区によって、栽培する品種別に補助基準が異なるが、一般的に稲を栽培する場合の補助基準は高い。

図表1-4-9に18省・直轄市・自治区の補助基準をまとめた。2006年に農業生産資材総合補助が実施されてから、大部分の省・直轄市・自治区の補助基準が徐々に引き上げられてきている。特に動的調整メカニズムを導入する前の2008年に、農業生産資材の価格の大幅な上昇に伴い、補助基準が大きく増加した。特に江蘇省、山西省、青海省などでは前年の2倍以上へ引き上げられた。

2009年までは、補助金はすべて中央財政に賄われていたが、2010年に動的調整メカニズムが導入された後、一部の省・自治区は中央財政の補助に地方財政の補助も加えて、補助基準を高め設定している。上海市はその一例である。

図表 1-4-9 18 省・直轄市・自治区の農業生産資材総合補助基準

(元/㍍)

年		2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
北京市	小麦	18	58	40	45	45	45	60	
	トウモロコシ	12	18					55	
上海市	米	(不明)			76	90	110	112	
		(不明)			中央:56 市:20	中央:70 市:20	中央:90 市:20	中央:92 市:20	
天津市		10	13	42	43		(不明)	50	
山東省	小麦	(不明)		49~50	(不明)	68.2~69.2		111	
山西省	小麦	(不明)	20	46	51	(不明)	55		(不明)
	トウモロコシ	(不明)	14	30	35	(不明)	38		
江蘇省	米	15	30	62	69	69	81.5		103.4
	小麦	10							
安徽省		(不明)	17	40	(不明)	50	(不明)		
福建省		(不明)	13	(不明)		41~51	(不明)	46.55	61.03
広西壮族自治区		(不明)	16.2	40.8	(不明)				
江西省		9.2	19.2	41.2	46.2		53.2		67.2
河南省		(不明)	26.2	45.1	(不明)		78.4		96.7
湖北省		(不明)			45	78.58	(不明)		
湖南省		(不明)	31.8	71	(不明)				80.6
重慶市		(不明)			20~100 ㍍:140		50~100 ㍍:160	≥100 ㍍ :230	(不明)
		(不明)			>100 ㍍:200				
陝西省		(不明)	15	(不明)	35~49	(不明)	52.5	(不明)	56~81 (食糧栽培 補助と統合)
青海省		(不明)	7.6	17.2	(不明)	19.8		29.8	44.8
宁夏自治区	畑	(不明)	4.6	13.4	15.1	16		28	
	水田	(不明)	20.6	50.1	56.7	57		80	
新疆自治区		(不明)	31	94~97	90		(不明)		105

(資料)各省・自治区の関連政府部門 HP、新華ネットなどに掲載されている法令、報道記事を基に作成

(注)イタリックは主要食糧生産省を示す。

(イ) 運用実態

2006 年以降、中央財政が投じた農業生産資材総合補助金は急ピッチで増加し（図表 1-4-3）、5 つの補助金の中で突出している。2012 年の中央財政の農業生産資材総合補助金は 1,078 億元に達し、中央財政の 5 つの農業補助金の総額の 66.2% を占めた。

同時に、一部の省・直轄市・自治区は中央財政にさらに補助金を上乘せしている。上海市を例にとれば、2010 年に中央財政と市財政が拠出した農業生産資材総合補助金の総額は 1 億 4,028 万元で、うち市レベルの財政補助金が 26.3% を占めた（図表 1-4-10）。

図表 1-4-10 上海市の農業生産資材総合補助 (2010 年)

	中央財政	市レベル財政	総額
補助基準(元/ムー)	56	20	76
(括弧内は「元/ha」)	(840)	(300)	(1,140)
補助金額(万元)	10,336	3,692	14,028
割合(%)	73.7	26.3	100

(資料)「2010 年当市の稲作補助金と農業資材総合直接製補助金の拠出状況に関する通告」(上海市農業委員会 HP、2010 年 10 月 26 日)を基に作成

## ⑤ 農業保険費補助

### (ア) 政策スキーム

中国の農業保険は、栽培業、畜産業、林業を対象としたものに大別される。農家や企業を対象に、自然災害や事故などによって農業生産が被った経済損失を補償している。農業保険の運営形態には大きく、i) 保険会社が運営し地方政府と一定の割合でリスクを分担するもの、ii) 地方政府が保険会社に運営を委託しリスクを負担するもの、iii) 保険会社が独自に運営するもの、の 3 通りがある。

農業保険の分類に従い、農業保険費補助も、i) 栽培業保険費補助、ii) 畜産業保険費補助、iii) 森林保険費補助の 3 種類に大別される。図表 1-4-11 に示したように、農家の農業保険加入の負担を引き下げるために、2007 年、財政部は 6 省・直轄市・自治区において米、トウモロコシ、小麦、綿花、大豆の 5 品目の農産物を対象に栽培業保険費補助の試験事業をスタートした。また、全国規模で繁殖豚の畜産業保険費補助を導入した。上記 3 通りの運営形態のいずれにおいても、農業保険に加入した農家は保険費補助金を得られる。補助金は中央財政と地方財政が品目別に分担し、地方政府指定の保険会社に直接支給される。

2008 年 3 月、財政部は「中央財政栽培業保険費補助管理方法」、「中央財政畜産業保険費補助管理方法」を公布した。この中で、i) 栽培業保険費補助試験を申請した地域は許可されれば試験事業が可能になる、ii) 畜産業補助は引き続き全国範囲で実施される、iii) 中央財政と地方財政は保険に加入した農家・企業に対して一定の割合の保険費を負担する、iv) 地方政府、保険会社、農家、企業は自由意思で農業保険費補助事業に参加する、v) 地方財政の補助金が入金してはじめて中央財政は補助金を交付する、vi) 2008 年に栽培業保険費補助の対象農産物品目に落花生、油菜を追加し、畜産業保険費補助の対象品目にさらに乳牛、養豚を追加する、などが盛り込まれた。

その後、中央財政の農業保険費補助の対象品目は増え、2013 年には、トウモロコシ、米、小麦、綿花、ジャガイモ、油作物、砂糖作物、繁殖メス豚、乳牛、養豚、天然ゴム、

森林、ハダカムギ、チベットレイヨウ、ヤクなど 15 品目が対象とされた。経済が発展している省・自治区では、保険費補助金の種類がさらに多く、地方財政で賄われている。2013 年には、さらに農作物の育種、漁業、農業機械、農民住宅保険、重要国有林区森林を対象とした保険費補助金が試験的に導入された。中央財政による栽培業保険費補助と森林保険費補助の実施対象地域も 2007 年の 6 省・直轄市・自治区から 2012 年には全国すべての省・直轄市・自治区へ広がった。

農業保険の種類によって、中央財政と地方財政が負担する保険費の割合は異なる。栽培業保険費補助では、2007 年以降、中央財政の負担する割合が上昇している。特に中西部地域の省・直轄市・自治区に対する補助が拡大され、中央財政の分担割合は 2007 年の 25%から 2013 年には 40%へ上昇した(東部沿海の省・直轄市・自治区では 35%)。一方、省レベル財政負担割合は 25%と変わらないままである。残りの 35%は市レベルと県レベル財政、及び保険に参加した農家・企業が負担している。

図表 1-4-11 農業保険費補助（栽培業）に関する中央政策の変遷

年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
補助品目及び補助対象地域範囲	トウモロコシ	東部:江蘇省。	追加: 東部:河北省、遼寧省、浙江省、福建省、山東省、海南省。	追加: 中部:江西省	追加: 東部:広東省。 中部:山西省。 西部:雲南省、甘肅省、青海省、寧夏回族自治区。 中国備蓄食糧管理総公司北方会社	追加: 西部:陝西省、広西自治区 中国農業発展集団総公司。	全国各省・直轄市・自治区
	米	中部:吉林省、湖南省、内モンゴル自治区。	中部:黒龍江省、安徽省、河南省、湖北省。 新疆生産建設兵団、黒龍江農墾総局。				
	小麦	西部:四川省、新疆自治区。					
	綿花	-					
補助品目及び補助対象地域範囲	大豆	-					
	落花生	-					
	油菜	-					
補助品目及び補助対象地域範囲	ジャガイモ	-		中部:内モンゴル自治区。 西部:四川省。	追加: 東部:河北省、西部:陝西省、寧夏回族自治区。		
	ハダカムギ	-		西部:四川省、雲南省、甘肅省、青海省、チベット自治区	西部:四川省、雲南省、甘肅省、青海省、チベット自治区		
保険費の分担割合	中央財政	25%	35%	河北省、海南省、黒龍江省、吉林省、安徽省、江西省、河南省、湖北省、湖南省、内モンゴル自治区、四川省、新疆ウイグル自治区:40%。 遼寧省、江蘇省、浙江省、福建省、山東省:35%。 新疆生産建設兵団、黒龍江農墾総局:65%。	追加: 山西省、雲南省、甘肅省、青海省、寧夏回族自治区:40%。 広東省:35%。 中国備蓄食糧管理総公司北方会社:65%。	追加: 河北省、陝西省、広西自治区、寧夏自治区:40% 中国農業発展集団総公司:65%。	中西部:40% 東部:35% 新疆生産建設兵団、中央直屬墾区、中国備蓄食糧管理総公司北方会社、中国農業発展集団総公司:65%。
	地方財政			省レベル財政:25%			

(資料)『中央財政農業保険費補助テスト管理方法』(財政部、2007年4月)、『繁殖豚保険費補助管理暫定方法』(財政部、2007年7月)、  
『中央財政栽培業保険費補助管理方法』(財政部、2008年3月)、『中央財政畜産業保険費補助管理方法』(財政部、2008年3月)、  
『2013年中央財政農業保険費補助事業に関する通知』(財政部、2013年8月)などの関連法令を基に作成

(注)「-」は当該品目の農業保険費補助がまだ実施されていないことを示す。

各省・自治区政府も農業保険費補助に関する法令を制定し、毎年の省・市・県財政が分担する保険費の割合を確定している。また、一部の省・直轄市・自治区は中央財政に農業保険費補助品目を付け加え、追加の補助金を各地方財政が負担している。

河南省を例にとれば、2010年の栽培業保険費補助に関して、中央財政と省レベル財政が規定に従ってそれぞれ40%と25%を負担し、市レベル財政と県レベル財政はそれぞれ5%と10%を負担した(図表1-4-12)。各レベル財政の補助割合は合計80%となり、農家と企業が残りの20%を負担した。

図表 1-4-12 河南省各レベル財政の農業保険費の分担割合 (2010年)

	中央	省レベル	市レベル	県レベル	合計
トウモロコシ、米、小麦、綿花	40%	25%	5%	10%	80%

(資料)『河南省人民政府弁公庁の河南省2010年農業保険工作方案の印刷・配布に関する通知』(河南省政府HP、2010年7月2日)を基に作成

#### (イ) 運用実態

5つの農業補助のうち、農業保険費補助は最も遅く導入されたもので、2007年以降、中央財政が拠出する農業保険費補助金規模は増えており、2012年には前年比35.8%増の127.7億元となった(図表1-4-3)。

中央財政の補助金の増加に伴い、地方財政の農業保険費補助金も増えている。例えば、2009年の遼寧省の栽培業保険費は5.5億元で、各レベル財政からの補助金の合計がその80%の4.4億元となっている。内訳は、中央財政が35%の1.9億元、省レベル財政が25%の割合で1.4億元、市レベル・県レベル財政は20%の1.1億元である。省レベル、市レベル、県レベルの財政補助金はいずれも前年より5倍強に急増した<sup>71</sup>。

#### ⑥まとめ

5つの補助金の導入時期と過程を図表1-4-13に、5つの補助金の目的、対象、資金源、基準を図表1-4-14に整理した。

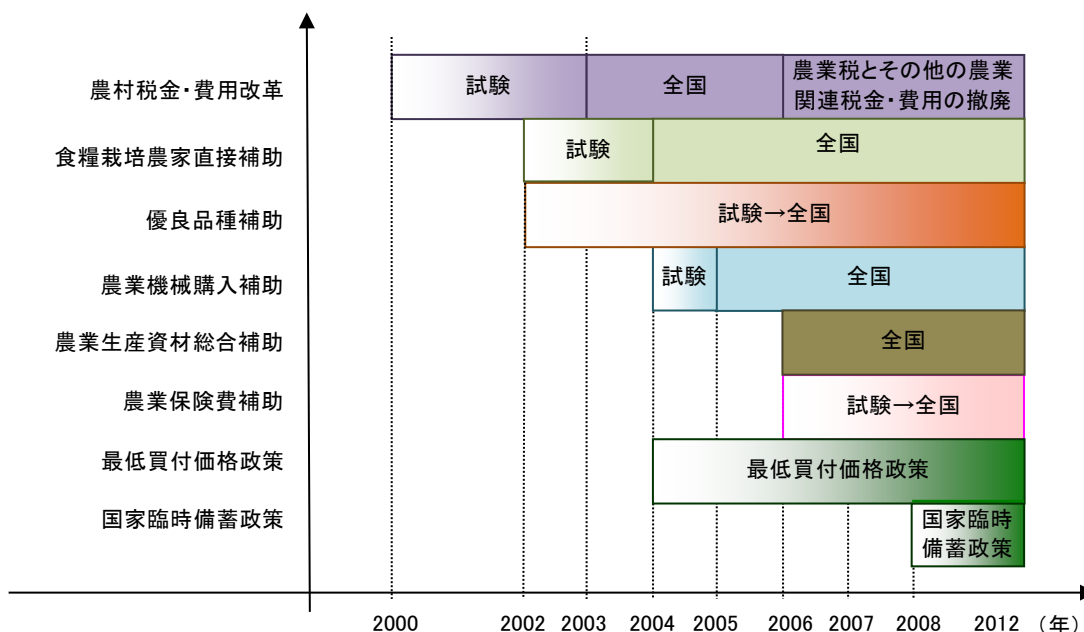
①食糧栽培農家直接補助と④農業生産資材総合補助の対象は最も広く、すべての食糧栽培農家を対象とし、農家が自ら申請する必要はない。これに対して、他の3つの補助金は条件付きで一部の農家だけに支給している。ただし、農家は購入する良種や農業機械を自由意志で決められる。また、補助対象の条件を満たせば、農家は同時に複数の農

<sup>71</sup> 「2010年中央財政の栽培業保険費補助試験事業の参画に関する指示」(遼寧省財政庁HP、2010年4月27日)、「遼寧省で農業の政策的保険補助が全面的に実施される」(新華ネット、2008年11月19日)により計算。

業補助を受けることができる。

資金源からみれば、5つの補助金は主として中央財政に賄われており、地方財政の分担割合は、それぞれの地域の経済規模と関連している。

図表 1-4-13 生産支援の補助金政策と流通市場調整政策の変遷



(資料) 中国政府 HP、財政部 HP、新華ネットなどの内容を基に作成

①食糧栽培農家直接補助と④農業生産資材総合補助の補助基準に関して、各省・直轄市・自治区は地元の実状に応じて自主的に決めることができる。他の3つの補助金の補助基準は中央政府が決めるが、地方政府はさらに上乘せすることができる。従って、経済規模の格差により、省・直轄市・自治区の補助基準は大きく異なる。上海市を例にとれば、①～④の補助基準は全国の平均水準を上回っており、さらに農薬補助、有機化学肥料補助などを追加支給している。この結果、2009年に上海市の農家に支給された補助金は合計して200元/ムー(3,000元/ha)以上となった<sup>72</sup>。一方、主要食糧生産省である河南省は追加の補助金を出していないため、農家が受け取る①～④の補助金総額は100元/ムー(1,500元/ha)前後と少なかった<sup>73</sup>。

各種補助金の支給手順は似ている。優良品種補助金の支給を例に挙げると、財政部と農業部が主管部門であり、各レベル地方政府の財政部門と農業部門を指導している。ま

<sup>72</sup> 「食糧栽培農家の補助金が1ムー当たり220元に、上海市が5億元を投じて食糧生産を維持」労働報ネット、2009年2月4日。

<sup>73</sup> 「わが省の農業補助政策に関する現状」河南省財政庁HP、2009年2月12日。

た、中央と地方財政部門は補助金の拠出に責任を負い、資金配分に対して監督・検査を担当している。中央政府の補助金は農業部を通じて地方農業庁（局）に支給され、最終的に地方農業庁（局）によって農家に支給される。補助金を受ける農家について、その補助基準、補助面積、補助金額が村内の掲示板に公示される。

図表 1-4-14 5つの補助金の概要（2013年）

		①食糧栽培農家 直接補助	②優良品種 補助	③農業機械 購入補助	④農業生産資材 総合補助	⑤農業保険費 補助(栽培業)
補助の目的		食糧栽培を奨励	優良品種使用及び関連技術の使用のコストを補助	農家の農業機械購入を支援し、機械化を推進する	化学肥料、ディーゼルオイルなどの農業生産資材の価格上昇に伴うコスト増を補助	自然災害や事故などによる農業生産の経済損失を補償
補助の対象と 範囲	中央	食糧栽培農家	下記作物の指定優良品種を栽培する農家： 大豆、小麦、米、トウモロコシ、綿花、油菜、ハダカムギ、落花生	下記農業機械設備を購入する農家、農業生産経営組合など： 12大分類48小分類の175品目	食糧栽培農家	下記品目の農業保険に加入する農家： 米、トウモロコシ、小麦、綿花、ジャガイモ、油作物、砂糖作物など計15種類
	地方		各省・自治区が栽培実状に応じて補助品種を確定	各省・自治区が栽培実状に応じて補助品目を追加		各省・自治区が栽培実状に応じて補助品目を追加
資金源	中央	100%	主要資金源	主要資金源	主要資金源	35～65%
	地方	0	追加可能	追加可能	追加可能	省レベル財政は通常25%。各省・自治区はさらに各レベル地方財政と農家または企業の保険費の分担割合を決める
補助基準		各省・自治区が実状に応じて決める。通常、東部省・自治区が中西部省・自治区より高い	中央：大豆、小麦、トウモロコシ、油菜、ハダカムギは10元/ムー。米は15元/ムー。綿花は15元/ムー。落花生は10～50元/ムー 地方：追加可能	中央：農業機械購入価格の30%を超えない。また、農業機械一台当たりの補助額は最高5万元。大型機械は調整可能 地方：追加可能	各省・自治区が実状に応じて決める	中央：35～65% 地方：省レベル財政は25%。各省・自治区はさらに各レベル地方財政、農家、企業の保険費の分担割合を決める

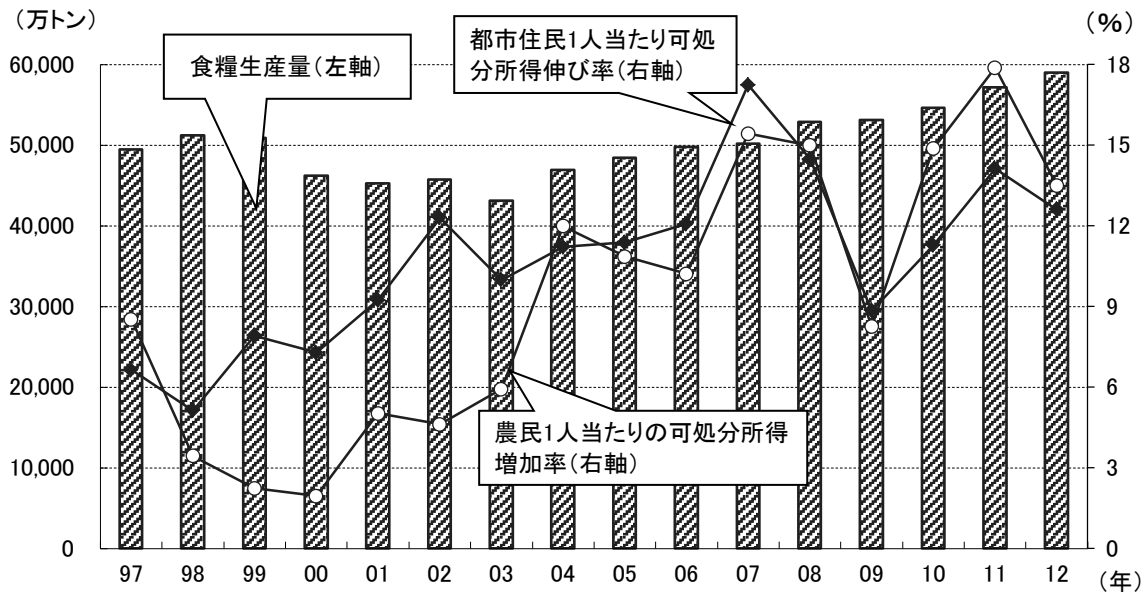
(資料)関連政策、及び中国政府 HP、財政部 HP、人民ネットの新聞記事を基に作成

#### (ア) 政策的効果

以上の補助金政策は、農家の米生産意欲を刺激し、農業生産の増大に大きな役割を果たした。2004年の政策転換から2012年まで、中国の食糧生産量は9年間連続して増加し、特に米の増産は顕著であった（図表 1-4-15）。

同時に、農民1人当たりの可処分所得も2004年以降増加し続けた。2004年以降の年平均伸び率は、基本的に10%を上回る水準を持続している。2009年には伸び率が若干低下したが、それでも8.2%であった。2010年以降は、農民1人当たりの可処分所得の伸び率が都市住民を上回っている（図表 1-4-15）。農業生産の拡大に伴い、農家の所得向上といった政策的目標が確実に達成されてきた。

図表 1-4-15 食糧生産量及び都市と農村所得の伸び（名目）



(資料)『国家統計年鑑』(各年版)、「2012年国民経済と社会発展統計公報」のデータを基に作成

農業補助金が毎年増えているが、農家が受け取った補助金は所得に比べればそれほど大きくない。全国平均で、農民1人当たりの①～④の農業補助金額が1人当たり可処分所得に占める割合は、2012年には3.3%しかない<sup>74</sup>。

このようなことから、農業補助金は、政府が食糧生産を支援するのだという態度の表明であり、農家に対して心理的な安心感を与えるという刺激効果がより強い。農民1人当たり可処分所得の増加は、農家の生産意欲が刺激されたことによる食糧生産の増加や食糧市場価格の上昇にもたらされたところが大きい。

#### (イ) 問題点

農家への補助金の運用に関して、以下のような問題が存在している。

第1は、食糧栽培農家直接補助の対象が合理的でないことである。多くの地域で、耕地を請け負った農家に補助金を支給している。請け負った耕地があれば補助金がもらえるので、多くの農家は、補助金を得てから耕地を他人に再委託し、出稼ぎに行っている。その結果、再請負し実際に食糧栽培を行う農家は、政策的な優遇策が受けられず、補助金を受け取ることができない。

第2は、農業補助金に普遍的に存在している問題であるが、財政資金が公表・支給される過程において、滞留、流用、差し止め、横領などの事態が多発し、農家が実質的に

<sup>74</sup> 『中央・地方予算執行状況及び中央・地方予算草案に関する報告書』（財政部、各年版）、『中国農業年鑑』（各年版）、『中国統計年鑑』（各年版）などを基に試算。



受け取る補助金が少なくなっていることである。例えば、山東省慶雲県のある村の幹部が同村農家の 2007～2008 年 2 年間の食糧栽培農家直接補助金を不正に受け取り、多くの農家が本来もらえるはずの補助金が少なかったり、もらえなかったりした<sup>75</sup>。

第 3 は、優良品種補助金に関して、各地域とも補助基準が低く（基本的に 1 ムーにつき 10～20 元（1ha につき 150～300 元））、諸コストを賄うことができないことである。また、農家による自主的な良種選択が抑制されている例が発生している。例えば、食糧安全保障を考慮して、河北省の一部県政府が農家に対して生産高の多い種子を強いたり、節水のため米の栽培を禁止したことがある<sup>76</sup>。

さらに、直接補助金を受ける方式と比べて、種子の価格差額補助を種子販売会社に支給する方式は、往々にして農家が全額の補助金を得られない。この背景には、①手続きが多く煩雑で、種子販売会社は地方政府にさまざまな費用を納めなければならないが、これらの費用の一部を農家に転嫁している、②一部の種子販売企業は優良品種補助を受け取っても、良種をすべて農家に販売するとは限らない、などがある。例えば、2007～2008 年に河南省農業庁は入札で 50 種類の綿花補助品目を確定し、種子販売企業に合計 9,000 万元弱の補助金を支給したが、種子販売企業は他者に販売したため、いずれの品目でも 50～80%が農家の手に届かなかった<sup>77</sup>。さらに、非良種を良種として農家に売る種子企業があり、農家に多大な損失を与えている。例えば、2008 年に河南省封丘県のある種子供給業者が販売した小麦種子は発芽せず、数千ムーの耕地で種まきをやり直しせざるを得なかった<sup>78</sup>。

第 4 は、農業機械購入補助資金が大幅に増えているが、規模に限りがあることである。農民専門合作社、農業機械使用大手農家、食糧栽培大手農家などが優先され、一般農家は必ずしも満足できる支援を受けていない。例えば、2009 年上半期に、浙江省浦江県のある村で、農業機械購入補助を受けた農家は、農業機械を必要とする農家の 4%にすぎなかった<sup>79</sup>。

また、地方政府の農業機械管理部門は、農業機械普及費などの費用を業者から徴集することがあり、一部の業者は利益確保のために農業機械の価格を高めに設定し、農家が受け取る補助金が高い価格で相殺されてしまっている<sup>80</sup>。

第 5 は、農業保険に関して、中央と地方の資金支出分担に合理性を欠くことである。

<sup>75</sup> 「大胆な村幹部が食糧栽培農民の補助金を差し止め、100 人以上の農民が 2 年間の補助金をもらえず」新華ネット、2008 年 10 月 27 日。

<sup>76</sup> 聞き取り調査による。

<sup>77</sup> 「『経済半時間』：河北省食糧生産主要県で良種補助はいんちき」中央テレビ HP、2009 年 6 月 22 日。

<sup>78</sup> 「『経済半時間』：河北省食糧生産主要県で良種補助はいんちき」中央テレビ HP、2009 年 6 月 22 日。

<sup>79</sup> 「農業機械購入補助を普及制度にするよう提案」『金華日報』、2009 年 6 月 22 日。

<sup>80</sup> 「専門家：農業機械購入補助方式は改めて設計すべき」『中国経済時報』、2009 年 4 月 22 日。

通常、農業保険費の15～30%を省レベル財政が、10～30%を市レベルと県レベル財政が負担している<sup>81</sup>。経済が発達している地域では、この分担割合に問題はないが、地方財政が豊かでない主要食糧生産地域では、補助金の拠出は難しい。その結果、農業保険費補助金が不足している一部の県、特に農業主要生産県では、農業保険事業は展開されていない。

## 2) 食糧生産能力の増強

### ① 主要食糧生産県への奨励

農業を中心とする多くの食糧生産県は、食糧の収益性が低いため、財政が脆弱である。主要食糧生産県の財政を改善し、地方政府の農業と食糧の生産意欲を刺激し、国家食糧安全保障の基盤を守るために、2005年より中央財政による主要食糧生産県への奨励制度が導入されている。

奨励の対象は、以下の条件で財政部が決めている。選定された奨励対象は原則3年間有効であるが、条件を満たさなくなれば、奨励が中止される。

(ア) 主要食糧生産県の場合、過去5年間（最新は2006～2010年）の年平均食糧生産量が20万トン以上、かつ商品量（自家用食糧、飼料用食糧、種子用食糧を除く）が5,000トン以上の県が奨励対象とされる。

(イ) 上記の基準を達成していないが、主要生産地域において、生産量または商品量が上位15位以内、主要生産地域以外において上位5位以内の県は奨励対象とされる。

(ウ) 上記に加え、各省・自治区は、潜在的な生産能力が大きく、地域の食糧安全保障への貢献度が特に大きな県1つを奨励対象に加えてよい。

(エ) 通常の主要食糧生産県への奨励に加え、中央財政は2006～2010年の年平均食糧生産量または商品量がそれぞれ全国上位100位以内の主要食糧生産県を、「特別主要食糧生産県」として重点的に奨励する。

奨励資金は、食糧商品量、食糧生産量、食糧栽培面積のウェイトを60%、20%、20%として計算する。通常の主要食糧生産県の奨励資金は、省・自治区の財政状況に応じて、

<sup>81</sup> 「政策的農業保険制度を充実させる提案に関する分析」安徽省会計監査庁HP、2010年11月17日。

異なる奨励係数が用いられる（図表 1-4-16）。通常の主要食糧生産県の奨励基準は 500～8,000 万元である。

図表 1-4-16 省・自治区別奨励係数

	省・自治区	係数	増加係数 (財政難の県の場合)
一類地域	浙江省、広東省	0.2	—
二類地域	遼寧省、江蘇省、福建省、山東省	0.5	+0.125
三類地域	一類、二類地域以外の省・自治区(北京市、天津市、上海市除く)	1.0	+0.25

(資料)『中央財政の主要食糧生産県への奨励方法に関する通知』(財政部、2005 年)

主要食糧生産県への奨励金は中央財政が一般交付として県に拠出し、県政府が用途を決める。ただし、自動車の購入、役所ビル・研修センターなどの建設、主要食糧の生産に直接関係ないプロジェクトへの経費などに使ってはならない。

特別主要食糧生産県の奨励金は食糧生産と産業発展のために使われなければならない。特に食糧・油の買付や貯蔵、流通、加工などの分野へ支出されるものである。

中央財政は、13 の主要食糧生産区のうち上位 5 位までの特別食糧生産省、直轄市、自治区を重点的に奨励する。奨励金は、省・自治区財政部門によって、当該省、直轄市、自治区の食糧生産と産業発展の支援に支出される。

2005 年に中央財政は 55 億元を拠出し、全国 958 の主要食糧生産県を奨励した。平均して各県に 574 万元の奨励金が支出され、最高は 2,000 万元であった。政策的効果は以下のように顕著であった。

(ア) 県政府の食糧生産重視の姿勢を強めた。2005 年に全国の主要食糧生産県が農田水利建設など、食糧生産能力の向上に投入した資金は前年比 25%増の 192 億元に上る。食糧生産量は前年比 7%増の 3 億 6,500 万トンになり、全国の食糧総生産量に占める割合も 75%に上昇した。

(イ) 地方政府の財政を增強し、特に主要食糧生産県の財政難を緩和した。主要食糧生産県への奨励金は、2005 年の上級財政補助増加分の 13%を占め、主要食糧生産県が予算不足で実施できなかった事業の遂行を助けた。奨励金が拠出されたのに引き続き、河南省の 81 の主要食糧生産県は食糧生産条件の改善に 3.5 億元を投入し、食糧の総合生産能力をさらに高めた。湖北省や河南省では、食糧栽培の意欲が非常

に高まり、荒廃していた耕地があらためて緑地に変わった。主要食糧生産県の政府関係者らは、この奨励金のおかげで、先進的農業プロジェクトの推進、農業技術の応用普及、食糧生産の拡大に対して自信と能力が備わった<sup>82</sup>。

その後、主要食糧生産県奨励金は毎年増加し、2006年の主要食糧生産県の生産量は前年比9.7%増の3億8,920万トンと、全国の食糧総生産量に占める割合も78%に上昇した<sup>83</sup>。

2010年の中央財政から主要食糧生産県への奨励資金は約210億元で、1,000余りの県に支出された。2011年には236億元、2012年には280億元となった。

## ②国家大型商品食糧生産基地整備プロジェクト、国家良質食糧産業整備プロジェクト

### (ア) 国家大型商品食糧生産基地整備プロジェクト

中国では複数の農業総合生産能力建設プロジェクトが進められているが、建設規模が最も大きいのは「国家大型商品食糧生産基地整備プロジェクト」である。同プロジェクトは1996年にスタートし、国家発改委が13の主要食糧生産省・自治区の中の一部の市を対象に、中央財政資金を投入し、安定的に食糧の大規模生産を行う「大型商品食糧生産基地」を整備しようとするものである。投資の重点は、小規模灌漑、良種育成、耕地工事、病虫害対策など農業インフラ整備の強化、食糧新品種の育成と応用普及の加速化、食糧生産条件の改善、食糧生産の旱魃・洪水への抵抗力の強化などである。

2007年に中央政府は4億元の資金を大型商品食糧生産基地の整備に投じた。2008年末までに、累計で中央財政から43億元が河北省、内モンゴル自治区、遼寧省、黒龍江省、吉林省、江蘇省、江西省、山東省、河南省、湖北省、湖南省、四川省などに投入され、70余りの大型商品食糧生産基地が整備された。米生産地域は、国家大型良質米生産基地とも呼ばれている<sup>84</sup>。

10年余りの整備を経て、大型商品食糧基地の育種と良種繁殖能力は顕著に向上し、橋、暗渠、灌漑用水路などの小型農田水利施設が改善され、食糧単収と総生産量が著しく増大した。同時に、基地と地元食糧加工企業の長期的食糧生産・販売提携を通じて、食糧産業化経営を推進し、食糧栽培農家の所得を高め、食糧生産の組織化・標準化の水準を向上させた。

<sup>82</sup> 「主要食糧生産県の奨励政策が成し遂げた主要実績は何か？」財政部HP、2008年5月

<sup>83</sup> 「中央140億元で主要食糧生産県を奨励、食糧生産高が全国の78%を占める」紅ネット、2007年8月22日。

<sup>84</sup> 『農村インフラ整備発展報告書（2009年）』発展改革委員会、2009年9月。

### (イ) 国家良質食糧産業整備プロジェクト

2004～2007年の間に、13の主要食糧生産省・自治区の484の主要食糧生産県(農場)で、1万ムー(666.7ha)区画の標準食糧田を5,000万ムー(333.3万ha)整備し、1,200万トンの良質食糧生産能力を強化するプログラムである。米の生産条件を改善し、良質多収米の新品種と応用技術の普及を促進した<sup>85</sup>。

2006年、中央政府は10億元を良質食糧産業整備プロジェクトに投じた。重点は良種繁殖育成基地(良質食糧専用)、地域イノベーションセンター、新品種普及モデル生産基地、農業有害生物警報・管理センター、農業有害生物警報・管理地域ステーション、標準食糧田の整備、農業機械設備の推進などである<sup>86</sup>。

2007年、中央政府は引き続き12億元を投じた。重点は近代農業機械設備の推進であるが、標準食糧田、良種繁殖育成基地(良質食糧専用)、地域イノベーションセンター、有害生物天敵昆虫繁殖基地なども支援した<sup>87</sup>。

2009年、国家大型商品食糧生産基地と国家良質食糧産業整備プロジェクトに関連して、國務院は「全国1,000億斤(5,000万トン)食糧生産能力向上計画(2009～2020年)」をスタートし、食糧生産能力の整備を加速させた。同計画によれば、2010年より「大型商品食糧生産基地」や「国家良質食糧産業整備プロジェクト」などの投資は「耕地工事と農業技術サービス体系整備」に再編された。

耕地工事と農業技術サービス体系整備の資金は、重点的に同計画で確定された800の主要食糧生産県の高基準農地の整備、良種繁殖システム、農業技術・農業機械サービスシステム、農業環境保全プロジェクトなどの整備に使われる。目標は、2020年時点で、超多収の食糧田を1.5億ムー(1,000万ha)整備すること、北部地域で80万ムー(5.3万ha)以上、南部地域で50万ムー(3.3万ha)以上の大規模商品食糧生産基地を一定数作ること、主要食糧生産県の優良品種の科学的繁殖、農業技術サービス、農業汚染防止能力を強化すること、食糧総合生産能力を高めることなどである。

中央政府は整備資金の80%を負担して、2010年に65億元で主要食糧生産県の耕地工事と農業技術サービス体系の整備を立ち上げ、2011年に引き続き65億元を拠出した。

### 3) 防災・増産の政策

#### ① 農業防災・生産安定・増産中核技術補助金

2012年、中央政府は61億元を拠出し、農業防災・生産安定・増産中核技術補助金制

<sup>85</sup> 『米優勢地域配置計画(2008-2015年)』農業部

<sup>86</sup> 『2006年政府農業支援投資指南』国家發展改革委員会、2006年。

<sup>87</sup> 『2007年政府農業支援投資指南』国家發展改革委員会、2007年。

度を本格的に発足させた。大規模な応用によって災害予防・災害損失軽減の効果があることを証明し、食糧生産の安定と増産を促進する重要技術の応用を奨励することが目的である。

東北地域における米の育苗ハウス補助金、南部地域の早期稲主要生産区における早期稲集中育苗補助金、東北地域における日照りに強い「坐水種」の立ち上げ補助金、主要食糧生産区における農作物病虫害の専門防除補助金などがある。

2013年に中央政府は補助金を増やし、顕著な効果を持つ中核技術への継続的な補助を進めている。

## ②食糧・綿花・油・砂糖の収量向上推進政策

収量向上推進政策は、大規模な増産を促進する重要な措置で、栽培技術による食糧増産や科学的防災などが重要な手段とされている。

2012年に中央政府は専用資金20億元を拠出し、全国で12,500の1万ムー(666.7ha)モデル区域を設定した。また、5つの市(地)、50の県(市)、600の郷(鎮)を選び、収量向上試験事業を始めた。2013年、中央政府は、重要生産区域における食糧・綿花・油・砂糖の収量向上事業を引き続き推進し、地域の特性に合わせて標準化した多収・効率的なやり方を普及させている。

## ③農作物病虫害防止・駆除補助金

2012年に中央政府は、農作物病虫害防止・駆除補助金を5億元拠出し、米重大病虫害、小麦黄銹病、イナゴ、トウモロコシ・ヨトウムシ防止・駆除の実施を推進した。農作物の重大病虫害の多発と頻発に対応するために、国は農作物重大病虫害の監視・警報体制と防止・駆除能力を増強し、農作物病虫害専門防除の展開を支援している。2013年に中央政府は引き続き農作物病虫害防止・駆除の補助政策を実施している。

## 4) 経営方式転換の促進政策

詳しくは第2章で記述するが、以下では主要な政策措置を紹介する。

### ①大手農家、家庭農場、農民専門合作社などの新農業経営者

政府は、大手農家<sup>88</sup>、家庭農場、農民専門合作社などの新農業経営者への支援を強化している。具体的には、新たに増額した補助金をこれら新農業経営者に傾斜配分するこ

<sup>88</sup> 大手農家とは、耕地の流動化を通じて多くの耕地を集め、生産する農家のこと。

と、農地の新農業経営者への流通移転を奨励・支援し多種多様な適性規模の経営を進展させること、条件を満たす地域で家庭農場登記制度の整備を進め認定基準、登記方法、支援政策を明確にすること、家庭農場経営者研修を開催し関連行政部門の奨励・補助などの方法で家庭農場の発展を支援すること、などの措置がある。

図表 1-4-17 食糧栽培大手農家と食糧生産合作社の実態（2012年）

	世帯・組合員数		経営する耕地面積		食糧生産量		1 ムー当たり生産量
		全国に占める割合		全国に占める割合		全国に占める割合	
食糧栽培の大手農家	68.2 万世帯	0.28%	13,400 万ムー (893 万 ha)	7.3%	1,492 億斤	12.7%	486kg (7,290kg/ha)
食糧生産合作社	5.59 万社 組合員 513 万人	—	7,218 万ムー (481 万 ha)	4.0%	971 億斤	8.2%	545kg (8,175kg/ha)
全国平均	—	—	—	—	—	—	353kg (5,295kg/ha)

(資料)「全国食糧栽培大手農家と食糧生産合作社の初めての实態調査」『糧食决策参考』2013 年第 6 期

(注)「斤」は中国の重量単位で、1 斤=500g である。

農業部が行った食糧栽培の大手農家と食糧生産合作社に関する調査<sup>89</sup>では（図表 1-4-17）、食糧栽培大手農家が経営する耕地面積を南部では 50 ムー（3.3ha）以上、北部では 100 ムー（6.7ha）以上としている。調査結果からは、中国の食糧生産の組織化、大規模化、専門化が進展し、食糧栽培の生産性が高まっていることが確認された。食糧栽培大手農家の食糧平均単収は 1 ムー当たり 486kg（1ha 当たり 7,290kg）、食糧生産合作社の平均単収は 1 ムー当たり 545kg（1ha 当たり 8,175kg）で、全国平均の 353kg（1ha 当たり 5,295kg）より大きい。

しかし、耕地流動化の安定性は低く、耕地のインフラ整備が進めば、流動化されてしまうリスクが大きい。また、支援策が少ないなどの問題もある。現在、耕地流動化の期間は短かく、ほとんどが 3～5 年で、1 年もある。例えば、湖南省では食糧栽培大手農家の耕地流動化期間は、約 6 割が 1～2 年、2 割が 3～5 年である。また、耕地流動化を口頭で約束したり、契約を結んでも手続が整っていなかったりするなど、問題が多い。流動化費用の上昇も激しい。耕地流動化の 1 ムー当たり平均費用は、2009 年にわずか 259 元（1ha 当たり 3,885 元）であったが、2013 年には 455 元（同 6,825 元）にまで上昇した。このように耕地流動化費用が急上昇しているため、食糧栽培大手農家が他人から耕地を借りることが困難になっている。これらの他に、人件費が上昇していること

<sup>89</sup> 「全国食糧栽培大手農家と食糧生産合作社を初めて実態調査」『食糧决策参考』2013 年第 6 期。

や農業機械の投入・作業コストが高いことも、食糧栽培大手農家に大きな負担となっている。現在 1 ムー当たりの機械投入・作業コストは 90 元（1ha 当たり 1,350 元）を超えているが、食糧栽培大手農家への支援策が不十分なため、ローンの借入れが困難であったり、農業保険のカバーする範囲が十分でないなどのリスクを負っている。

## ②国家現代農業モデル区建設政策

現代農業モデル区の農業経営体制メカニズムの構築を支援する措置として、以下のものがある。

第 1 として、20 前後のモデル区を選んで、農業改革と建設試験事業を推進している。小さな経営規模、分散する投入、困難な融資、立ち遅れる保険などのボトルネックを解消し、集約化、専門化、組織化、社会化を融合する新しい農業経営体系の構築を模索している。

第 2 として、モデル区に対して「以奨代補（補助金に代わる奨励）」政策を実施している。投資規模が大きいこと、構築が具体化していること、区内の協働が進んでいること、区内の主導産業が高度化していること、農民所得の増加が顕著であること、などの条件を満たすモデル区に対して約 1,000 万元の奨励金を与える。

第 3 として、中央財政の投資規模を拡大し、モデル区で標準農田を 50 万ムー（3 万 3,333ha）以上整備することを支援している。

第 4 として、モデル区への金融支援を強化している。モデル区と国家開発銀行との協力金融事業を支援することを通して、農業への融資を充実し、新しい農業金融商品を開発し、2013 年には開発関連金融のモデル区建設への貸出残高が 100 億元を下回らないようにする。

## 5) その他の関連政策措置

### ①測土配合施肥（土壌診断に基づく施肥）の補助金政策

測土配合施肥（土壌診断に基づく施肥）とは、土壌診断と肥料の試験結果に基づき、有機肥料に加える窒素、リン酸、カリウムなどの使用量、施肥時期、施肥方法を決めることである。一般的には、農業技術者の指導を受けながら、科学的に配合肥料を与えることである。

2012 年に、中央政府は測土配合施肥のための専用資金を 7 億元拠出し、測土配合施肥技術の普及を始めた。配合肥料を普及させ、施肥技術の農村、農家、農田への移転・応用を推進した。2013 年には、測土配合施肥の実施をさらに進め、1 億 9,000 万戸の農



家に測土配合施肥の指導サービスを無料で提供し、測土配合施肥技術を 14 億ムー（9,333 万 ha）に普及させ、モデル区 1 ムー当たり 30 元以上（1ha 当たり 450 元）の収益増大を目指した。

## ② 土壌有機質向上補助金政策

2012 年、中央政府は専用資金 8 億元を拠出し、関連技術と資材の補助を実施した。農家の土壌改良と地力増強技術の応用を奨励・支援するために、わらなどの有機肥料資源の利用を促進し、農業生態環境を改善し、耕地の質を高めることを狙った。2013 年には、わら全量還元、地力増強総合技術などの応用普及を支援し、緑肥栽培モデル区を整備した。

## (3) 流通市場の調整

米市場の安定と合理的な価格水準を維持するために、中国政府は、①最低買付価格政策、②国家臨時備蓄政策、③運賃補助政策を実施している。以下では、それらの政策について詳しく見てみる。

### 1) 最低買付価格政策

#### ① 対象地域の拡大

所得向上に対する期待を高めることによって、食糧生産意欲を維持させるために、最低買付価格政策が導入されている。2004 年 7 月、国家発改委、財政部、農業部、国家食糧局、農業発展銀行、中国備蓄食糧管理総公司（以下「中備糧会社」と略す）は、「食糧流通体制改革のさらなる強化に関する意見」（国务院、2004 年 5 月）に基づき、「2004 年早期インディカ米（粳）最低買付価格実施予備案の印刷・配布に関する通知」を公布した。本通知に従って、2004 年より安徽省、江西省など 7 つの主要食糧生産省・自治区で米（粳）の最低買付価格政策が導入された（図表 1-4-18）。これら以外の省・自治区については、各省・自治区政府の自主決定事項とされた。2006 年 5 月には、河北省、江蘇省、安徽省、山東省、河南省、湖北省の主要食糧生産 6 省で小麦の最低買付価格政策が導入された。2006 年以降、最低買付価格政策の対象となる主要生産省・自治区は変わっていない。

2008 年に、最低買付価格政策を実施する省・自治区の範囲が拡大された（図表 1-4-18）。米の最低買付価格政策を実施する主要食糧生産省・自治区は 2004～2007 年の 7 省・自

治区から、2008年以降は11省・自治区へと拡大している<sup>90</sup>。この他、浙江省、雲南省、上海市などの主要食糧生産省・自治区や経済が発展している沿海地域の省・自治区も、自主的に最低買付価格政策を実施している。最低買付価格は通常中央政府の基準を使っている。

図表 1-4-18 最低買付価格政策を実施した米主要生産省・自治区（2004～2013年）

	品目	省・自治区				
		2004年	2005年	2006年	2007年	2008～2013年
中央政府の指定導入	早期インディカ米(粳)	安徽省、江西省、湖北省、湖南省				追加：広西自治区
	中期・晩期インディカ米(粳)、ジャポニカ米(粳)	安徽省、江西省、湖北省、湖南省、吉林省、黒龍江省、四川省、				追加：広西自治区、江蘇省、河南省、遼寧省
	白小麦、赤小麦、混合小麦	—		河北省、江蘇省、安徽省、山東省、河南省、湖北省		
省・自治区政府の自主的導入	早期インディカ米(粳)	浙江省、福建省、江蘇省、雲南省				
	中期・晩期インディカ米(粳)、ジャポニカ米(粳)	浙江省、福建省、雲南省、上海市				
	白小麦、赤小麦、混合小麦	山西省				

(資料)各品目の『最低買付価格実施予備案』(各年版)、及び各省の食糧局HP、中華糧ネットなどの新聞記事を基に作成

(注)“—”は当該品目の最低買付価格政策がまだ実施されていないことを示す。

## ②最低買付価格の決定

2004年以降、国家発改委や財政部など政府6部門・機関は毎年「最低買付価格実施予備案」を策定し、米（早期インディカ米、中期・晩期インディカ米、ジャポニカ米を含む）、小麦（白小麦、赤小麦、混合小麦を含む）について最低買付価格の実施期間、最低買付価格、買付の範囲・手続きなどを確定している。実施期間は通常その年の各品目の新しく収穫された食糧の販売時期から始まり、2～5カ月前後続く<sup>91</sup>。

最低買付価格は、農家に25～30%の収益が出るように米価格、生産コストなどの要素を配慮して設定される<sup>92</sup>。2004～2007年の間、ジャポニカ米(粳)の最低買付価格は変わらなかった(図表1-4-19)。2008年に、農業生産資材価格の大幅上昇により、農家の生産コストも上がった。農家の利益を保護し、栽培意欲を刺激するために、2008年以降、最低買付価格は毎年引き上げられた。小麦と比べて米の最低買付価格の調整幅は大きい、特にジャポニカ米の上昇幅は大きい。2008年に小麦(1.54元/kg)、早期インディカ米(1.54元/kg)、ジャポニカ米(1.64元/kg)の最低買付価格はそれほど

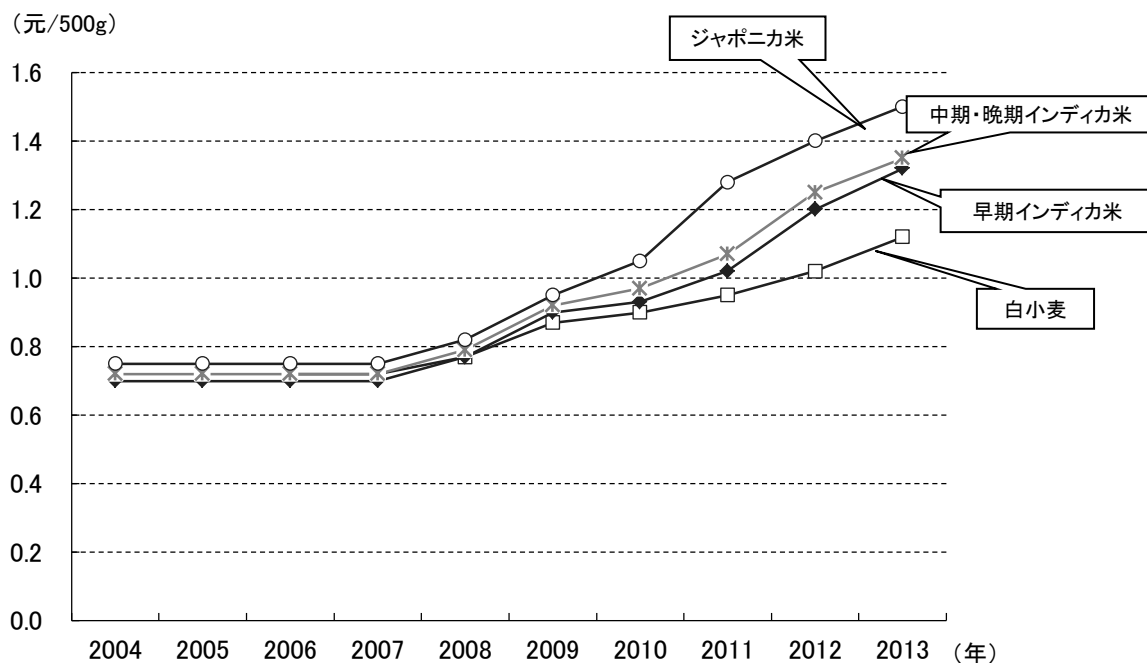
<sup>90</sup> 各品種の『最低買付価格実施予備案』(各年版)を基に作成。

<sup>91</sup> 各品種の『最低買付価格実施予備案』(各年版)を基に作成。

<sup>92</sup> 「国家発展改革委員会：今年の小麦の最低買付価格は前年水準を維持」中国政府HP、2007年6月6日。

差がなかったが、2013年には、小麦（2.24元/kg）、早期インディカ米（2.64元/kg）、ジャポニカ米（3.0元/kg）の差はかなり開いた。ジャポニカ米に対する政府の誘導作用の強いことが伺われる。

図表 1-4-19 米・小麦の主要品目の最低買付価格



(資料)各品目の『最低買付価格実施予備案』(各年版)を基に作成

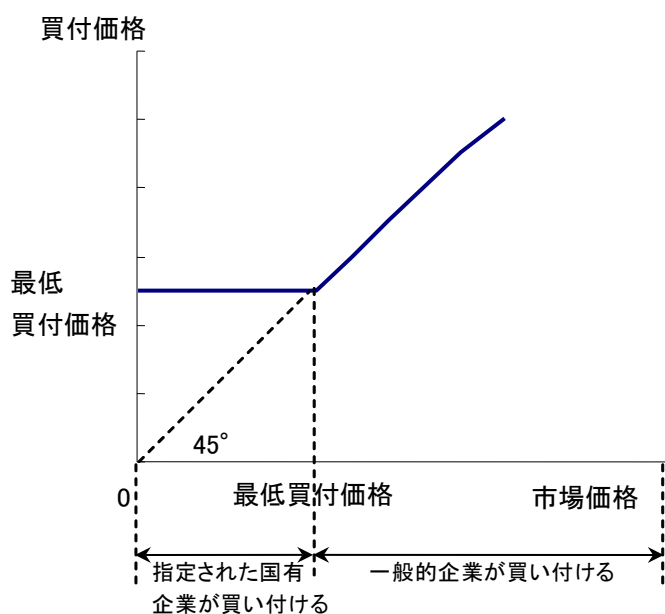
最低買付価格は通常年初に発表されるので、稲作農家は事前に準備を進めることができ、この点において、一定の生産規模を確保する効果がある。最低買付価格は必ずしも実際の買付価格ではなく、県を単位とする市場価格が3日間連続して国が発表した最低買付価格を下回るときに、一定の手続きを経て県または省が最低買付価格を実施する。農家の収益は最低買付価格の保障があり、普通はそれ以上の収益が期待できる。

すなわち、市場価格が最低買付価格より高い時に政府は関与しないが、市場価格が最低買付価格を下回る時に、市場供給を確保し農家の利益を保護するために、地方政府は食糧最低買付価格を実施する（図表 1-4-20）。最低買付価格は全国で統一して実施されるのではなく、各地方政府（通常、省単位）が地元の市場価格をみて実施するか否かを判断する。その場合、指定された食糧買付企業の買付価格は、政府が規定した最低買付価格を下回ってはならない。例えば、2009年に晩期米の市場価格が安かったため、安徽省、湖北省、湖南省などは「中期・晩期米最低買付価格執行案」を実施した。その際、指定食糧買付企業の中備糧会社は1.84元/kgの価格で買付を行った。

最低買付価格制度は直接的に米の買付価格を、間接的に米の出荷価格、卸売価格、小売価格を左右している。例えば、2007年は、米の市場買付価格が高く、東北地域を除いて、最低買付価格を実施した地域はなかった。しかし、2008年は全国的に米が豊作となり、供給過剰のため、米の市場買付価格は一時2007年を下回った。各地方政府は、すぐに市場買付価格より高い最低買付価格を実施した。その結果、2008年の米の買付価格は2007年と比べて逆に上昇した（図表1-2-10）。

国務院が指定した国有食糧企業だけが最低買付価格での買付を行う。中央政府が指定した省・自治区における国有食糧企業は、通常、中備糧会社とその支社である。一部で地方の備蓄糧管理会社もある。自主的に実施している省・自治区では、通常、地方の備蓄糧管理会社が買付企業として指定されている。例えば、雲南省ではシーサンパンナ・タイ族自治州（西双版纳傣族自治州）、保山市などの地域の食糧局に所属する国家食糧備蓄倉庫が買付企業として指定されている。

図表 1-4-20 米最低買付価格政策の枠組み



（資料）米の『最低買付価格実施予備案』（各年版）を基に作成

最低買付価格を実施する期間中、指定された国有食糧企業は市場価格より高い最低買付価格で無制限に農家から食糧を買い付ける。買付費用は当該企業が中国農業発展銀行から借り入れ、米が販売された後返済される。その間、中備糧会社・支社の保管費用と借入利息は中央財政補助金によって賄われる。地方備蓄食糧管理会社については地方財政補助金によって賄われる。また、中備糧会社は他の国有食糧企業に食糧の買付・備蓄

を委託することができ、買付費用と保管費用などを負担する。

市場供給を保障するために、買付後の米は国家食糧局や地方食糧局によって食糧卸売市場で公開競売の形で販売され、利益は中央財政や地方財政の歳入となり、損失も中央財政や地方財政によって負担される。国有食糧企業は買付において代理の働きをするだけで、実質的な経営リスクは生じない。

### ③最低買付価格政策に関する問題点

最低買付価格政策に関して、以下のような問題が挙げられる。

中国では、そもそも稲作の耕地面積の拡大に限界があるので、稲作農家の生産意欲を維持・向上させることが非常に重要である。米の最低買付価格の継続的な引上げは、農家の米販売価格の期待値を高めたが、米加工企業の原料コストを押し上げ、加工企業が吸収できなければ末端消費者に転嫁されてしまう。高すぎる米価格は、消費者を他の代替品に移行させてしまう可能性がある。実際、安価な輸入米が中国市場に流入し始めており、加工企業は国産米の使用をさらに引き下げようとしている。しかし一方で、最低買付価格の引上げ幅が小さければ、農家の生産意欲は低下してしまう。このように、最低買付価格政策はジレンマにある。

## 2) 国家臨時備蓄政策

市場価格を安定させ農家利益を保護するために、2008年、中央政府は主要食糧生産省・自治区でトウモロコシ、大豆を対象に国家臨時備蓄政策を導入した。国家発改委、国家食糧局、財政部、農業発展銀行、中備糧会社の5政府部門・機関が実施している。当初、買い付けが実施されるたびに実施期間、農産物の品目、価格、数量などが発表されていたが、2009年以降、1品目につき年1回の発表となった。

2008年以降、米の供給には余剰が出てきた。米の市場価格を安定させ、農家利益を保護するために、5政府部門・機関は米に対して国家臨時備蓄政策を3回実施した（図表1-4-21）。買付価格は市場価格、食糧栽培コスト、農家の収益などの要素を考慮して設定される。実施期間はその年の新しく収穫された農産物の買付時期から3カ月余り続く。米の価格が安定的に上昇するようになった後、買付が終了する。

一方、トウモロコシ、大豆の国家臨時備蓄政策は、主として東北の主要生産省・自治区（内モンゴル自治区、遼寧省、吉林省、黒龍江省）で実施されている。油菜の種の国家臨時備蓄政策は、主として湖北省、四川省、安徽省など17の油菜主要生産省・自治区で実施されている。

図表 1-4-21 国家臨時備蓄政策の米買付

	第 1 回目	第 2 回目	第 3 回目
実施期間	2008 年 10 月～(不明)	2008 年 12 月～(不明)	2009 年 1～4 月
買付価格 (元/500g)	ジャポニカ米:0.92 早期インディカ米:0.955 晩期インディカ米:0.94		
買付量(万トン)	1,000	750	500

(資料) 中国政府 HP、国家食糧局 HP、中華糧ネットの関連政策、新聞記事を基に作成

(注)「-」は当該農産物品目を対象とする国家臨時備蓄政策が実施されていないことを指す。

国家臨時備蓄政策は最低買付価格政策と同様、実施期間において市場価格が買付価格を下回る際に実施される。中備糧会社は国务院からの委託を受けて、その支社または備蓄食糧の備蓄代理資格を持っている国有・民間食糧企業に、指定買付価格で農産物を買付けすることを委託する。国家臨時備蓄の買付費用は中備糧会社が農業発展銀行から融資を受け、販売後に銀行に返済する。保管費用と借入利息は中央財政補助金によって賄われる。一方、備蓄米を市場へ放出する場合、買い付けた米は国家食糧局が指定した卸売市場で公開競売の形で販売される。販売の最低価格は、財政部が買付価格、保管費用、借入利息などの費用を総合した上で確定し、市場需給に応じて調整する。国家臨時備蓄政策は最低買付価格政策と同様に、重要農産物品目を対象に合理的な価格水準を維持することによって、農民の所得増加と生産の安定を目的とするものである。

両者の違い及び国家臨時備蓄政策の問題点を以下に取りまとめた。

#### ① 国家臨時備蓄政策と最低買付価格政策の違い

両者の違いは、国家臨時備蓄政策の買付価格が最低買付価格政策の最低買付価格より通常高いことである。また、最低買付価格政策が意図しているのは最低保障効果で、それに対して国家臨時備蓄政策の市場価格調節は、状況に応じて補足的、柔軟な働きを果たすことである。最低買付価格政策が早い時期に導入され、対象品目は最も基本的な食糧の米、小麦であるが、国家臨時備蓄政策は 2008 年以降に導入され、対象は主としてトウモロコシなどの品目である。この 2 つの政策が重なった対象品目は米だけで、ほかの対象品目は重複していない。

2 つの政策に共通した対象品目である米は 2008 年に全国で豊作となり、供給過剰により市場価格は一時 2007 年を下回った。各地方政府は、直ちに市場価格より高い最低買付価格を実施した。米の最低買付価格は 1.54～1.64 元/kg とされた(図表 1-4-19)。

さらに、市場の需給を調整し、価格の下落を防ぐために、米の国家臨時備蓄政策も発動され、買付価格は最低買付価格を上回る 1.84～1.91 元/kg とされた（図表 1-4-21）。

## ②国家臨時備蓄政策に関する問題

実施において、最低買付価格政策と国家臨時備蓄政策において同じような問題が生じている。食糧企業が中備糧会社から委託を受け農産物を買付・貯蔵するときに、買付費用、保管費用などの費用の一部が支給されない事態が起きている。例えば、黒龍江省では、2009 年に財政補助金が賄う保管費用は 70 元/トンであったが、一部地域において委託先の食糧企業は 50 元/トンしかもらえなかった<sup>93</sup>。また、買い付けられた農産物が売却されないうちに新しい買付が始まった場合、中備糧会社や委託先の食糧企業は在庫の圧力が大きいため、順調な買付に支障を来している。

## 3) 運賃補助政策

東北三省（黒龍江省、吉林省、遼寧省）は米の主要産地で優れた品質の米が生産されるが、地理的に離れているため、各地へ輸送されるため運賃が高張り、価格競争力をなくしてしまう。このような状況にあって、東北産ジャポニカ米の販売を推進し、農家の生産意欲を維持するため、財政部はこれまで 2 回にわたり、東北で新たに収穫されたジャポニカ米を買い付けた他地域（東北三省以外の省・自治区・直轄市）で一定の条件を満たした食糧企業を対象に、運賃補助金を与えた。1 回目は 2008 年 1 月 23 日～6 月 30 日に、2 回目は 2009 年 12 月 1 日～2010 年 4 月 30 日に実施された。それ以降、運賃補助金措置は実施されていない。

2008 年の運賃の補助基準は図表 1-4-22 の通りである。その他の輸送方式には補助されない。2009 年の運賃の補助基準は 2008 年の 50% とされた。

<sup>93</sup> 「在庫圧力が食糧倉庫の経営を試す」中国経済時報、2009 年 8 月 31 日。

図表 1-4-22 2008 年の米（粳・精米）の運賃の補助基準

買付先	鉄道輸送	鉄道・水路連結輸送、 道路・水路連結輸送、道路直送 (500kg 以上)	道路直送 (500kg 以下)
黒龍江省(元/500g)	0.06	0.14	0.07
吉林省(元/500g)	0.03	0.08	0.04
遼寧省(元/500g)	0.015	0.065	0.0325

(資料)「関内販売区による東北産ジャポニカ米の買付に伴う関内輸送費補助金に関する財務管理方法」財政部、2008 年 2 月 22 日

運賃は食糧の流通段階における主要な費用の一つであり、その大きさは食糧価格をある程度左右している。運賃補助金が東北産ジャポニカ米の中国南部地域での市場価格に与えた影響はかなり大きい。以下では、福州市の米小売市場を例にして説明する。

中国では食糧は、普通、鉄道で輸送されており、国家発改委が公布した「鉄道貨物運賃率表」（2008 年）によれば、食糧運賃の計算式は次の通りである。

$$\text{運賃 (元/トン)} = 6.4 \text{ (元/トン)} + 0.0378 \text{ (元/トン・km)} \times \text{距離 (km)}$$

ハルビン産の米が福州市に輸送される場合、鉄道輸送距離は約 3,300km なので、運賃単価は約 130 元/トンとなる。2008 年の財政部による東北産ジャポニカ米への補助金基準によれば、黒龍江省から米を購入し、かつ鉄道で輸送する場合、120 元/トンの補助金が得られる。これは、ほぼ米の長距離運賃を賄うことができる。従って、補助金政策がスタートした 2008 年 12 月に、東北産ジャポニカ米の福州市での小売価格は以前の 3.3 元/kg から 3.0 元/kg へと低下した<sup>94</sup>。しかし、2009 年 5 月に補助金期限が終了した後、東北産ジャポニカ米の現地小売価格は 3.7 元/kg へ上昇した<sup>95</sup>。

以上の運賃補助金を通じて、東北三省農家の「米販売難」が解消され、ジャポニカ米の価格は回復し、同時に東北三省以外の地域のジャポニカ米の価格の安定維持にも効果があった。2 回の運賃補助金は、食糧企業を通じて市場や最終消費者を補助する試みであり、今後も実施される可能性がある。

運賃補助金制度の問題として、補助金の区分が簡単すぎるので、輸送距離が長く、引き継ぐ回数が多い食糧買付企業にとって不利なことが指摘されている。また、東北三省から

<sup>94</sup> 「福州市の東北産米価が 1 割近くも低下」『福州晩報』、2008 年 12 月 2 日。

<sup>95</sup> 「米の内陸部に入る運賃補助金が 4 月に終了、福州市の東北産米が 1 割も値上げ」食品ビジネスネット、2009 年 5 月 6 日。



輸送先である各省・自治区・直轄市への輸送関連統計が整っておらず、そのため、補助金が実施される期間中に鉄道輸送力が足りず、鉄道車両の利用が困難となった問題が生じている<sup>96</sup>。

#### 4) 備蓄米の在庫調整

政府は、備蓄食糧の総量コントロールを通じて食糧市場の需給総量を調整し、それによって食糧市場の安定を維持している。市場で米が過剰気味になると米を買い入れ、逆に米が不足気味になると備蓄米を放出する仕組みである。

2011年から2012年にかけて国が備蓄した最低買付価格と臨時備蓄のジャポニカ米(粳)は1,173万トンと、2012年のジャポニカ米生産量の18%を占めた<sup>97</sup>。ただし、政策の有効性を確保するために、備蓄米の在庫調整政策は公開されていない。

#### (4) 貿易規制

中国の米に関する貿易規制は輸出と輸入に分かれる。輸出規制は直接国家食糧安全保障の観点から実施されるが、輸入規制は主にWTO加盟に伴う市場開放の約束に従ったものである。ただし、国内米生産保護の立場から、輸入規制も実質的に国家食糧安全保障を確保する目的がある。

##### 1) 輸出

政府は、国内米需給のバランスを維持し食糧安全保障を確保するために、長期にわたって米輸出をコントロールしている。特に2007年以降、国家食糧安全保障の度合いを評価する指標である備蓄消費比率が低いことに加え、米の国際価格が急騰した事態に備え、米輸出を厳しく規制する必要性が高まっている。

2007年末より国内の米供給を確保するとともに、輸出企業が国際米価格の上昇に便乗して輸出を増やすことを防ぐために、政府は輸出関税還付の撤廃や、輸出暫定関税の導入などで米輸出を厳しく規制している。2008年に入り中国国内・国際米市場の逼迫状況が若干緩和したことから、年末より規制が緩和され始め、輸出暫定関税率は段階的に引き下げられ、2009年7月に撤廃された。現在、中国政府の米輸出管理措置は、輸出割当許可証管理と国営貿易管理(100%)の2つだけである(図表1-4-23)。

<sup>96</sup> 「甘肅専員弁公室の、関内販売区による東北産ジャポニカ種粳・精米の買付に伴う関内輸送費補助金政策執行に関する提案」財政部HP、2011年6月17日。

<sup>97</sup> 「供給圧力が高く、短期粳市場は依然軟調」中華糧ネット、2013年5月2日。

図表 1-4-23 中国の農産物の輸出管理制度

主要作物	一般貿易		国境小額貿易	
	輸出割当許可証	国営貿易	輸出割当許可証	国営貿易
米	○	○	○	×
小麦	○	×	○	×
トウモロコシ	○	○	○	×
食糧製粉	○	×	○	×

(資料)関連法規と関係者の聞き取り調査を基に作成

このように、輸出割当許可証管理と国営貿易管理は、中国政府が米輸出を管理・規制する基本的手段となっている。特に輸出割当は米輸出量を決定する重要な規制措置である。その上で、国内と国際市場の変化に応じて、中国政府は課税措置を追加手段として運用している。食糧のうち、米に対する輸出規制は特に厳しい。また、中国政府は、国内・国際市場の変動に応じて、実施中の措置に対して調整も行っている。今後も逼迫気味の需給状況が続くならば、中国政府は米輸出規制を緩和することはないと予想される。

輸出割当許可証管理と国営貿易管理の概要は以下の通りである。

#### ①輸出割当許可証管理

輸出割当は政府が特定品目の輸出量に対して実施する量的規制である。米輸出割当の総量は、国家発改委が当年の中国の米の生産、在庫、国内消費などを総合的に考慮した案を作成し、国務院で許可を得た後、商務部が総量の範囲内で割当を分配する。商務部は輸出企業の米許可証申請も受け付け、許可する。申請が許可された後、中央政府管轄の国有企業の米輸出割当許可証が商務部割当許可証事務局によって発給される。その他の企業は、商務部の各地域事務所によって発給される。また、国境地域の省・自治区<sup>98</sup>の米輸出については、国家発改委と商務部が前年度の国境貿易の輸出状況や国内需給状況などに基づき、米輸出割当のうちの一部を国境貿易輸出割当として国境地域の省・自治区の商務主管部門に振り分け、割当の分配と輸出許可証の発給を委譲する。ただし、食糧安全保障の確保や国内農産物価格の安定などの目的から、米輸出割当の総量と分配状況は公開されていない。

#### ②国営貿易管理

米に関しては、さらに国営貿易管理が実施されるため、国営貿易管理資格を持つ企業

<sup>98</sup> 国境地域とは、黒龍江省、吉林省、遼寧省、内モンゴル自治区、新疆ウイグル自治区、雲南省、広西チワン族自治区など、国境に接する省・自治区を指す。

しか米の輸出割当を申請することはできない。民間企業など、その他の企業は、割当と資格を持つ企業に米の輸出を代理してもらうことで、米を輸出することができる。米輸出の手続きは煩雑で、例えば、企業が外国に米を輸出したい場合は、まず当該国の直近3年間の米輸入管理制度を調査し、それを報告書にまとめて政府関連部門に提出することが義務付けられている。

## 2) 輸入

中国政府は WTO 加盟（2001 年）に際し、970 品目の農産物の輸入関税を段階的に引き下げることを約束し、2010 年までに約束をすべて果たした。また、WTO 加盟時に、農業貿易に関する非関税措置の譲許も約束した。主なものとして以下の 3 つがある。

第 1 に、2005 年 1 月 1 日までに農産物の輸入に対する輸入割当、輸入許可証などの非関税措置を撤廃し、代わりに自由輸入制度と関税割当制度を実施するようにした。

第 2 に、中国政府は、米、小麦、トウモロコシ、砂糖、綿花、植物油などの敏感農産物に対して、輸入の上限を規制する輸入割当管理を廃止し、関税割当管理<sup>99</sup>を導入した。そして、2004 年までに、関税割当の量を段階的に増大させるとともに、二次関税率を引き下げた。具体的な内容を図表 1-4-24 に取りまとめた。2004 年以降、米（粳・精米）の輸入関税割当が 532 万トンであるが、うち長粒米（インディカ米）と中短粒米（ジャポニカ米）はそれぞれ 266 万トンである。

図表 1-4-24 主要農産物の関税割当に関する約束

		2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年
米	関税割当総量(万トン)	332.5	399.0	465.5	532.0	→
	一次関税率	1~9%				→
	二次関税率	71%			65%	→
小麦	関税割当総量(万トン)	788.4	846.8	905.2	963.6	→
	一次関税率	1~10%				→
	二次関税率	71%			65%	→
トウモロコシ	関税割当総量(万トン)	517.5	585.0	625.5	720.0	→
	一次関税率	1~10%				→
	二次関税率	71%			65%	→

(資料)『加盟議定書』附属書 8「第 152 号譲許表」

(注)農産物の各種類に対して複数の税関コードの品目があり、二次関税率も異なっている。二次関税率は『国務院弁公庁による中国の WTO 加盟の約束簡表の印刷・配布に関する文書』の総合データである。

<sup>99</sup> 関税割当は、輸入国が輸入数量を規制する措置で、一定の輸入数量の枠内に限り、低い税率または無税を適用し、この輸入量の枠を超える輸入貨物は高い税率または一般税率を適用させる。

第3に、WTO加盟時に中国政府は米などの農産物に対して輸入の国営貿易管理を保留した。中国政府が指定した少数の国有貿易企業しか輸入することができず、指定されていない貿易企業（その他の国有企業や要件を満たす非国有企業など）は、輸入の一定の割合しか取り扱えない。国営貿易の割合に関する約束を図表1-4-25にまとめた。国家発改委と商務部はこれら農産物の輸入割当総量及び国営貿易割合を設定し、発表する。このように、米に対して、輸入関税割当と国営貿易の2つの制度を組み合わせた形で管理している。

図表1-4-25 輸入農産物の国営貿易の割合に関する約束

米	小麦	トウモロコシ	砂糖	綿花
50%	90%	2002年:68% 2003年:64% 2004年以降:60%	70%	33%

(資料)『加盟議定書』附属書8「第152号譲許表」

国家発改委と商務部が米の輸入関税割当の配分を管理している。両者は、毎年9月に米の翌年度輸入関税割当総量、国営貿易比率、関税割当申請条件、関税割当農産物税目コード、適用税率などを発表する。要件を満たした申請者は10月15～30日に関税割当を申請する。最終的に、国家発改委・商務部は申請者の申請量と従来輸入実績、生産能力、その他商業的基準を考慮して、関税割当を配分する。図表1-4-27で挙げた指定国有貿易企業は、国営貿易割合枠内の関税割当を得られ、指定されない貿易企業（指定されない国有企業と非国有企業）の申請者は国営貿易割合枠外の関税割当を得る。ただし、当年の割当量をすべて使い切れなかった企業は、毎年9月15日以前に使い切れなかった割当量を返還し、国家発改委・商務部が再配分する。未使用の関税割当を返還しなかった企業に対して、国家発改委・商務部は翌年度の関税割当量配分から未使用分を差し引くなどの処罰を与える。

国有企業は輸入関税割当の配分において、国営貿易割合枠内の割当の他に、国営貿易割合枠外の関税割当も得られるため、最終的に関税割当の合計は国営貿易割合を上回る場合もある。

指定されない国有企業と非国有企業は、要件を満たすことで、割当を申請する資格が得られる。2013年の米の関税割当を申請するには、企業は以下の条件を満たすことが必要とされた<sup>100</sup>。

<sup>100</sup> 「2013年食糧、綿花輸入関税配額数量、申請条件と分配原則」国家發展改革委員会、2012年10月8日。

- (ア) 2012年10月1日までに設立し登録した企業であること。2011年の企業年度検査に合格したこと。
- (イ) 良好な財務状況と納税記録があること（2011年と2012年の関連資料が必要）。
- (ウ) 2010～2012年に税関、工商、税務、検査検疫において、規定違反記録がないこと。
- (エ) 「農産物輸入関税割当管理暫定方法」に違反した行為がないこと。

その上で、さらに下記条件のいずれかを満たさなければならない。

- (ア) 国有貿易企業であること。
- (イ) 国家備蓄機能を持つ中央政府管轄の国有企業であること。
- (ウ) 2012年に輸入実績があること。
- (エ) 食糧の卸売・小売資格を持ち、年間売上が1億元以上の食糧企業であること。
- (オ) 食糧の年間輸出入額が2,500万ドル以上の貿易企業であること。
- (カ) 2012年に輸入実績がないが、輸出入経営権を持ち、かつ地元の対外経済貿易主管部門が発給した加工貿易生産能力証明書があり、米を原料とする加工貿易の企業であること。

以上のように、一定規模以上の民間企業は米輸入関税割当の申請資格を有するが、中小民間企業はその条件を満たしていない。どうしても生産・経営に国営貿易の製品を必要とする中小企業は、大量の関税割当を持つ国有企業から購入したり、または割当以外に課税される高い税率で輸入することしかできない。

農産物輸入関税割当の配分と再配分において、国家発改委・商務部は輸入関税割当の総量、国営貿易の割合、再配分の輸入関税割当量、割当の申請条件、再配分申請条件などを公開するが、再配分の関税割当量や割当配分の最終的な結果などの重要な内容は公開しない。このように、中国の農産物輸入関税の配分制度は非公開であったり不透明な部分が多く、関連官庁以外の者が農産物割当の実際の配分結果を知ることは難しい。従って、国有貿易企業が国営貿易割合枠内の割当だけを得ているのか、非国営貿易割合の割当が限度額まで配分されているのかなどについて、現状を把握しにくい。

また、図表 1-4-26 にまとめたように、中国が実際に輸入した米の量は、関税割当量よりはるかに少ない。つまり、中国政府は、WTO 加盟時の約束に従い輸入関税割当を拡大したが、実際の輸入量は約束した輸入関税割当より少なく、約束を履行してもあまり意味が

ない。その背景として、中国の「自給自足」の食糧供給基本戦略があると考えられる。

図表 1-4-26 米の輸入関税割当と実際の輸入量

	輸入関税割当総量(万トン)			実際の米輸入量(万トン)	
	国営貿易	非国営貿易	合計	2011年	2012年
米	266	266	532	60	234

(資料)『中国統計年鑑』(2012年)を基に作成

民間企業にとって、非関税割当の申請要件のハードルは決して高すぎるわけではない。民間企業がしばしば指摘する問題は、国営貿易の割合が高すぎて、申請要件を満たしても十分な割当量を得られないことである。一方、国有企業は、大量の割当を持っているが、すべてを使い切れず、割当を転売することで利益をあげていることが指摘される。このような状況に対して、民間企業から、中国の関税割当の配分は実際の需要量に基づき設定すべきであるとの声が上がっている<sup>101</sup>。

### 3) 国営貿易制度

国営貿易はWTOルールで認められている貿易保護制度である。2001年にWTO加盟後、中国は「貨物輸出入管理条例」を実施することになり、同国経済と国民生活に関わる一部貨物の輸出入に対して国営貿易管理を実施することを明確にした。

現在、米の輸出は100%が国営貿易とされるが、輸入については、2001年12月以降、50%が国営貿易とされる。米の国営貿易は図表 1-4-27 に挙げられた国有企業に限って行うことができる。ただし、国境小額貿易については、国営貿易制度は適用されない。

図表 1-4-27 国営貿易管理における米輸出入の指定国有企業

	国営貿易の割合	国営貿易企業
輸出	100%	中国食糧食用油食品輸出入(グループ)有限公司(注)
		吉林食糧グループ輸出入会社 (自営及び遼寧・吉林・黒龍江・内モンゴルの4省・自治区の輸出代理)
輸入	50%	中国食糧食用油食品輸出入(グループ)有限公司(注)

(資料)『輸出国営貿易企業名録』(2001年、対外貿易経済合作部)、『輸入国営貿易企業名録』(2001年、対外貿易経済合作部)

(注)2004年以降、中糧グループ有限会社に変わった。

<sup>101</sup> 「劉永好：トウモロコシの輸入割当において国有企業と同様の扱いを期待」21世紀ネット、2011年4月23日。

## ①輸出

米輸出に関する国営貿易管理では、輸出割当は中糧グループ有限会社とその傘下の6つの地方支社<sup>102</sup>、及び吉糧グループ輸出入会社（自営及び遼寧、吉林、黒龍江、内モンゴルの4省・自治区の輸出代理）だけに振り分けられ<sup>103</sup>、米の輸出は実質的に独占的経営となっている。ただし、近年、国有企業の黒龍江地方備蓄食糧有限責任会社も韓国への輸出割当を持つようになった<sup>104</sup>。

米輸出割当の最も多い中糧グループ有限会社は、ほとんど自ら輸出をせず、代わりに他社に輸出割当を譲渡したり、米輸出を代行している<sup>105</sup>。

以上のような状況にあって、実際には米の大部分が非国有企業によって輸出されている。図表 1-4-28 に示した通り、2011年と2012年の輸出米のうち、本来、輸出割当を持っている国有企業による輸出の割合は量で3分の1程度、金額で3分の1以下であった。一方、輸出割当を持っていない外資企業による米輸出が全体の40～50%を占めた。

図表 1-4-28 米輸出の企業形態別状況

	2011年		2012年		2011年		2012年	
	量 (トン)	金額 (万ドル)	量 (トン)	金額 (万ドル)	量 (割合)	金額 (割合)	量 (割合)	金額 (割合)
国有企業	172,290.3	13,087.2	92,103.0	7,560.2	33.4%	30.7%	33.0%	27.8%
外資企業	261,411.8	19,679.8	116,046.3	10,652.4	50.7%	46.1%	41.6%	39.1%
（合弁企業）	1,572.9	70.9	100.0	4.3	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%
（独資企業）	259,838.9	19,608.9	115,946.3	10,648.0	50.4%	45.9%	41.5%	39.1%
集団企業	7,265.2	955.5	1,793.5	406.5	1.4%	2.2%	0.6%	1.5%
民間企業	74,407.9	8,881.0	69,143.6	8,594.1	14.4%	20.8%	24.8%	31.6%
その他	122.0	80.4	0.2	0.0	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%
合計	515,497.2	42,683.9	279,086.6	27,213.2	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（資料）『中国農産物輸出月次統計報告書—米』商務部、2012年12月

## ②輸入

米輸入に関して、中糧グループ有限会社とその傘下の6つの地方支社は、中国政府に唯一指定された食糧貿易国有企業で、米の関税割当の50%である国営貿易がすべて同社に与えられている。同社は、毎年大量の輸入関税割当を得て、農産物貿易の最大企業となっている<sup>106</sup>。

<sup>102</sup> 黒龍江、吉林、遼寧、天津、上海、江西の6つの支社。

<sup>103</sup> 商務部投資促進事務局 HP (<http://tzswj.mofcom.gov.cn/>) の質問コーナーを基に作成。

<sup>104</sup> 「専門家が我が省の輸出米関連政策を解釈」国家質検総局 HP、2010年7月21日。

<sup>105</sup> 「中国米貿易の現状」（広西農業庁 HP、2005年12月9日）および関連記事を基に作成。

<sup>106</sup> 「中糧屯河株式会社第6回理事会第13次会議決議公告」『証券時報』、2011年10月24日。

一方、輸入関税割当を持たない企業は、中糧グループのような大量の割当を持つ国有企業から割当を購入することしかできない。輸入割当を転売している企業によると、米1トン当たりの購入価格は50～200元である。転売により中糧グループは膨大な利益を得ている。

中国政府がWTO加盟時に一部製品の輸入について国営貿易管理を留保した目的は、自国市場を保護し、国内経済を安定させることであった。中国の国有企業は政府の管理下にあり、大量の関税割当を受けることによって、農産物の輸入を支配している。

#### 4) 国境小額貿易

中国の輸出管理制度において、国境小額貿易に関する規定は一般貿易と若干異なっている。

国境小額貿易は、国境地域の貿易会社が隣国の国境地域の貿易機関・企業との間で行う小額貿易である。国境小額貿易企業の経営権は所在省・自治区が許可する。

陸地国境を有す9つの省レベル行政区（黒龍江省、吉林省、遼寧省、内モンゴル自治区、甘肅省、新疆自治区、チベット自治区、雲南省、広西自治区）で国境小額貿易が行われている。米の国境小額貿易の輸出規模は小さく、多い年でも20万トン程度である。2012年は6万2,701トンで、米輸出量の22.5%を占めた（図表1-4-29）。一方、輸入規模に関する統計データはないが、報道ベースでは、国境の民間貿易で毎年100万トン以上の米が中国に入っていると言われる<sup>107</sup>。

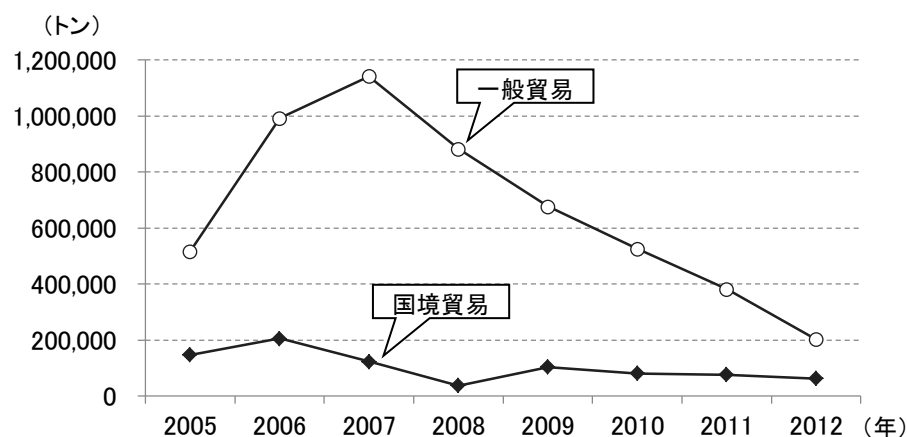
国境小額貿易企業は、米、小麦、トウモロコシ、食糧製粉を輸出する際に、地元の商務主管部門に輸出割当許可証を申請する。国境小額貿易の米割当量は商務部が設定し、国家発改委が設定した米貿易割当総量に含まれる。国境小額貿易の米輸出において国営貿易制度は実施されておらず、国境貿易資格を持つ企業は米輸出を行ってよい。

一方、国境小額貿易企業が米、小麦、トウモロコシを輸入する場合は、一般貿易同様に関税割当を申請しなければならない。米の関税割当を申請できる企業の資格は一般貿易の場合と同じである。

<sup>107</sup> 「産業観察：我が国の初産業発展の問題」中華糧ネット、2013年6月13日。



図表 1-4-29 米の国境貿易（輸出）



(資料)『中国農産物輸出月次統計報告書—米』(各年 12 月版)、商務部

## 5) 検査検疫

農産物は輸出入される際に検査検疫を受けることが必要である。国家品質監督検疫総局（以下「国家質検総局」と略称）は『輸出入商品検法』と『出入国動植物検疫法』に基づき検査検疫を管理している。国家質検総局が毎年「輸出入製品検査検疫目録」を公布し、大部分の農産物は検査検疫を受ける必要がある。米をはじめ、小麦、トウモロコシ、綿花、砂糖などの国営貿易の農産物もその対象となっている。検査検疫に合格しない農産物は輸出入することができない。

### ①輸出の検査検疫

米の輸出は、産地で検査検疫を行い、通関時にチェックするという制度が実施されている。

産地での検査検疫は、まず、輸出業者または代理人が輸出前に米加工企業所在地の検疫検疫局に検査検疫を申告しなければならない。次に、現場検疫検疫で、検疫検疫機関が貨物品名、標記、件数、重量などが申告通りであるかどうかをチェックした上で、サンプルを採取する。同時に貯蔵環境が適切であるとか、包装物が清潔で汚染されていないかなどを検査する。さらに、サンプルを実験室で品質検定、安全衛生項目検定（残留農薬、重金属、生物毒素など）、雑草・病虫害検査を行う。実験室検定結果に基づき、輸出食糧の検疫検疫基準を満たした米は合格判定を受け、「検疫許可証」が発給される。

輸出農産物の原料は、必ず検疫検疫機関に申告した企業の基地からのものでなければならない。基地の届出は輸出の米生産加工企業が基地所在地の検疫検疫機関に申請を提出する。輸出企業は届出基地を管理する専門の部署と人員を準備することが必要である。

それにより、輸出される米の品質と安全に一定の保障が担保される。黒龍江省の検閲検疫局が管理する米届出基地は省内に 29 あり、総面積 104 万ムー (6.9 万 ha) である<sup>108</sup>。

また、国家質検総局の輸出食品製造業衛生登録登記の管理規定により、米加工輸出企業に対して届出管理を実施している。検閲検疫機関に申請した企業しか輸出米の加工業務はできない。黒龍江省には、対ロシア輸出米の届出加工企業が 26 社あり、「企業＋基地＋標準化」の管理モデルで自らの米栽培基地を整備し、検閲検疫機関の要求に基づき基地を管理している<sup>109</sup>。届出企業は毎年審査され、合格した企業は国家質検総局及びロシア連邦獣医・植物衛生監督局に通達される。

## ②輸入の検査検疫

輸入商品の検査検疫は、一般に、一つの契約で同じ引替証の商品を 1 回で申告する。輸入米の検査検疫には以下のポイントが重要である。

第 1 に、動植物とその加工品を輸入する際、予め「入国動植物検疫許可証」（「検疫許可証」と略称）を取得することが必要である。米を輸入しようとする企業は、貿易契約を結ぶ前に、出入国検査検疫局で「検疫許可証」を申請しなければならない。「検疫許可証」は 3 カ月間の有効期限内または 1 回限り有効である。輸入食品が港に到着後、「検疫許可証」とその他必要書類を出入国検査検疫局に提出し、輸入検査検疫を申告する。

第 2 に、米の輸入に木質梱包を使う場合、梱包物も検査検疫を受けなければならない。木質梱包物は、輸出元の国・地域の政府検疫当局の監督のもとで国際植物保護公約 (IPPC) に基づいて有害生物の駆除処理を行い、IPPC 標識をつけることが求められている。IPPC 標識が付いていない木質梱包物は、中国で検査検疫を受ける際に、有害生物の駆除処理または処分される。

第 3 に、輸入食品・食材が包装済みのものにしても、ばら積みのものでしても、中国語のラベルを付けなければならない。ラベルに対する審査は検査検疫の段階で行われる。

第 4 に、日本、ベトナム、ウルグアイ、パキスタンから中国に輸入される米は、中国が各国と締結した米輸出の協定に基づき、事前の燻蒸処理が必要である。

## (5) FTA 政策

### 1) 中国の FTA の進展

中国は地域経済一体化を重視する姿勢を強めている。2001 年以前は、中国の関心は主

<sup>108</sup> 「専門家が我が省の輸出米関連政策を解釈」国家質検総局 HP、2010 年 7 月 21 日。

<sup>109</sup> 「専門家が我が省の輸出米関連政策を解釈」国家質検総局 HP、2010 年 7 月 21 日。

に多国間貿易体制に置かれ、地域経済協力に参加したのは APEC だけであった。しかし、2001 年の WTO 加盟後、中国の地域経済協力への参画は加速し、2007 年以降、自由貿易協定を国家戦略とするようになった。それには以下のような国際的、地域的、国内的な背景がある。

第 1 に、世界的な動きからみれば、1990 年代以降、特に 21 世紀に入ってから WTO のような世界の多国間貿易交渉が停滞する反面、各国の自由貿易協定 (FTA) への気運が高まり、地域経済一体化の傾向が強まっている。中国もこのような傾向に対応しなければならないと考えている。

第 2 に、地域的にみれば、中国は積極的にアジアの地域経済一体化に参加しなければならない。アジアにおける主要経済体では、東南アジアの ASEAN、シンガポール、北東アジアの日本、韓国、南アジアのインド、パキスタンなどが相次いで地域貿易協定を締結している。特に日本、シンガポール、インドが調印・実施した FTA は多い。

第 3 に、国内的視点からみれば、地域経済協力を推進し、貿易パートナーと自由貿易協定を結ぶことは、WTO 加盟後の中国の貿易摩擦の軽減や対外開放の拡大・深化にとって重要である。WTO 加盟後、中国を巡る貿易摩擦は増え続けている。中国商務部によると、2012 年に 21 カ国が中国を対象に 77 件の貿易救済措置を発動し、その金額は 277 億ドルに及んだ。これは前年比でそれぞれ 11.6%、369%の増加であった。また、近年、中国と発展途上国との貿易摩擦が顕在化している。2012 年の貿易救済案件のうち、70.1%に当たる 54 件が発展途上国や新興市場と関係したものであった<sup>110</sup>。こうした状況への対策として、中国は FTA 戦略を実施し、地域経済圏における貿易自由化を推進することによって、貿易紛争を緩和させようと考えている。

2013 年末時点で、中国は 33 カ国・地域と 19 件の自由貿易協定を推進し、うち既に調印した自由貿易協定は 11 件で、実施した自由貿易協定は 9 件である (図表 1-4-30)。

---

<sup>110</sup> 「中国が国際貿易摩擦に臨む」金融時報、2013 年 9 月 17 日。

図表 1-4-30 中国の自由貿易協定の推進状況及び米関係の関税譲許

段階	番号	対象国	実施開始日	米輸入量 (2012年,トン)	米輸出量 (2012年,トン)	中国の関税譲許	相手側の関税譲許
調印 済み ・ 実施	1	香港、マカオ (CEPA)	2004年1月1日	—	25,253 (香港)	2006年1月1日から0%に	実施日から0%に
	2	チリ	2006年10月1日	—	—	(関税譲許の例外) 65%	(関税譲許の例外) 6%
	3	ASEAN (CAFTA)	2004年1月1日 (アーリーハーベスト開始)。2010年1月1日に全面発効	1,545,079 (ベトナム) 175,353 (タイ) 22,445 (ラオス) 6,20 (ミャンマー)	9,423 (ベトナム) 2,618 (インドネシア) 1,772 (フィリピン)	(敏感商品。うちインディカ米は高度敏感品目) 2014年:20%、 65%(インディカ米)	(国によって敏感商品) 2014年:0~52.6%
	4	パキスタン	2007年7月1日	579,583	7,424	(カテゴリV:例外) 65%	(カテゴリV:例外) 10%
	5	ニュージーランド	2008年10月1日	—	—	引き続き最恵国税率65%	引き続き0%
	6	シンガポール	2009年1月1日	—	—	(敏感商品。 CAFTAの関税譲許に適用)	0%
	7	ペルー	2010年3月1日	—	—	(D類:関税譲許の例外) 65%	(J1類:段階的に引き下げ、協定発効後17年目に関税を0%に) 基準税率:9%
	8	台湾(ECFA)	2011年1月1日(アーリーハーベスト開始)	773	—	アーリーハーベストは米を含まない	アーリーハーベストは米を含まない
	9	コスタリカ	2011年8月1日	—	—	(E類:関税譲許の例外) 引き続き最恵国税率65%	A類:実施日から0%に E類:多い。引き続き最恵国税率
	10	スイス	2014年7月1日 (予定)	—	—	65%	0%
調印 済み	11	アイスランド	2013年4月15日 調印	—	—	(不明)	(不明)
交渉中	12	湾岸協力理事会 (6カ国)	2004年7月6日に自由貿易協定に関する交渉を開始。2011年5月4日に第2回戦略対話を実施	—	—	—	—
	13	オーストラリア	2005年5月23日に交渉を開始。2013年6月4~6日に第19回交渉を北京で実施	—	—	—	—
	14	ノルウェー	第1回交渉会議を2008年9月18日に行い、2010年9月14~16日に第8回交渉会議を実施	—	—	—	—
	15	韓国	2012年5月2日に中韓経済貿易大臣会議でFTA交渉開始を宣	—	101,507	—	—

段階	番号	対象国	実施開始日	米輸入量 (2012年、トン)	米輸出量 (2012年、トン)	中国の関税譲許	相手側の関税譲許
			言。2014年3月17～24日に第10回交渉を実施				
	16	日本・韓国	2013年3月26～28日に日中韓 FTA 第1回交渉を行い、2014年3月4～7日に第4回交渉を実施	36 (日本)	49,808 (日本)	—	—
検討中	17	インド	—	125	—	—	—
	18	コロンビア	—	—	—	—	—

(資料)中国 FTA サービスネット、『中国農産物輸出月次統計報告書—米』(商務部、2012年12月)、報道記事などを基に作成  
(注)米(粳・精米)は HS コード第 10 章 10061000～10064090 の品目である。

図表 1-4-30 にまとめた自由貿易協定の推進状況を踏まえれば、中国の自由貿易協定戦略には以下の 4 つの特徴があると言える。

第 1 は、「香港・マカオ優先」の原則である。中国と香港・マカオ間での CEPA の交渉と調印の効果は大きく、貨物貿易に関して、2006 年 1 月 1 日より中国と香港・マカオの間の関税が撤廃された。また、他の FTA 協定と違い、CEPA はほぼ毎年、その内容が更新されている。2013 年 9 月末時点で、国内外の情勢に応じて、既に 10 回の CEPA 補充協議を調印・実施してきた。

第 2 は、足元を固めることである。周辺地域において、例えば ASEAN、シンガポール、パキスタン、日本、韓国などと FTA を樹立することで、地域的影響力を強く発揮しようとしている。

第 3 は、政治的な要素が強いことである。近隣諸国以外で中国が自由貿易協定を進めているのは、貿易・経済関係の強い西側主要国ではなく、従来から中国と友好関係を持っている、あるいは中国に好意的である、南米、オセアニア、北欧の国々である。例えば、中国がチリを二国間 FTA の最初の相手国としたのは、両国の政治上の相互信頼関係の強いことが主な理由である。チリは南米で最初に中国共産党政権と外交関係を樹立した国で、南米で中国共産党政権の国連加盟を率先して承認した国である。また、南米で最初に中国と WTO 加盟で二カ国議定書を調印し、中国の完全市場経済地位を承認した国でもある。チリの他には、ペルー、コスタリカも中国の友好国である。

第 4 は、中国が FTA の相手国にとって主要貿易パートナーとなることである。中国は、南米とオセアニアから主にエネルギー資源を獲得し、工業製品を輸出している。例えば、チリ、ペルー、コスタリカ、ニュージーランドなどにとって、中国は第 1 位か第 2 位の貿易パートナーである。

現在、中国が交渉中の FTA としては、湾岸協力会議 (GCC: 6 カ国)、オーストラリア、ノルウェー、韓国、日本・韓国の 5 件がある。また、研究段階にある FTA はインド、コロンビアとの 2 件である。今後、中国の FTA 戦略はさらに範囲と分野を拡大していくと見られる。

## 2) 中国の FTA 推進中の米関連対応

### ① 関税譲許に限定した農産物貿易自由化

WTO のような多国間貿易体制において、農産物貿易全体に関する有効な制約は実現されていない。WTO 農業協議は農産物貿易の市場参入、輸出補助金、国内支援策の 3 つの面で農産物貿易の基本規則を確立したが、関税化プロセス、輸出補助金の撤廃、国内支援策の面で依然としてメンバー国に相当の自由裁量権を残している。

この背景として、主要メンバー国が、農産物の貿易自由化を実現しようとする政治的願望に欠けていることが挙げられる。農業保護は先進国で根強いが、多くの発展途上国も自国の農産物を保護しようとしている。このような状況では、多国間体制であろうと地域貿易体制であろうと、大きく譲歩することはできない。EU のように高度に一体化した組織を除き、地域 FTA や二国間 FTA の農業貿易規則は一般に関税譲許に限定し、輸出補助金や国内支援策などには関わらない。つまり、農業安全、経済主権などの関連内容を回避するようにすれば、FTA も樹立しやすくなる。

主要なアジア太平洋地域及び二国間 FTA を見ても<sup>111</sup>、アンチダンピング、相殺措置、技術基準などは基本的に WTO 規則に従い、保障措置（セーフガード）は主に実施年数限度を WTO 規則より短かくしただけである。従って、農産物貿易自由化は主として関税の譲許に集中しており、大多数の FTA の農産物貿易規則は輸出補助金や国内支援策などを含まない。

### ② 中国の米貿易自由化

中国は食糧安全保障を非常に重視しているが、日本、韓国のように FTA を推進するに当たって、農産物や米の保護について特別な事前対応策を講じているわけではない<sup>112</sup>。

ただし、図表 1-4-30 に中国と FTA 協定相手国との間の米に関する関税譲許方式をまと

<sup>111</sup> 「中国・ASEAN 自由貿易協定農産物貿易規則分析」中国貿易救済情報ネット、2009 年 2 月 13 日。

<sup>112</sup> 韓国政府は FTA と農業問題について主として次のような対応策を講じている。第 1 に、米など農民にとって経済的意義が特別に重大な製品を例外扱いとし、自由化進展の対象としない。第 2 に、合理的補償メカニズムを整備し、「FTA 履行支援ファンド」を通じて農業、漁業、果樹業を支援する。第 3 に、国民合意の形成を促すために、FTA 交渉過程において討論会、公聴会、説明会などを通じて農業部門の意見を求め、かつタイムリーに協議の結果を国会と農業団体に通告し、FTA 過程の透明度を高める。（資料：「韓国が調印した FTA における農産物貿易規則分析」『北東アジアフォーラム』2010 年第 4 期。）

めたように、FTA を推進するなかで、日本、韓国ほどではないが、米の貿易自由化に対して十分に保護していると言える。理由は以下の 3 点である。

第 1 に、香港・マカオとは、米の関税は相互にゼロになっているが、これは「香港・マカオ優先」の原則によるものなので、ここでは無視する。

第 2 に、米輸入に関する中国の開放度は全般的に低い。相手国との米貿易の規模を問わず、米はほとんどがアーリーハーベストまたは一般品目の関税譲許・撤廃の対象外（例外扱い）とされ、引き続き既存の関税率が維持されている。

中国の関税割当の品目であることが例外扱いの理由とされることが多い。例えば、中国・チリ FTA では、両国税目総数の 97% の品目は 10 年間をかけて段階的にゼロ関税に引き下げられることになっている。ただし、中国は、国内産業と生産者の保護を目的に、米、小麦、トウモロコシ、砂糖、羊毛、毛条、綿花、化学肥料などの関税割当品目及び一部植物油、ヨウ素、一部木材、紙製品など、3% の品目を関税撤廃の例外とした。他方、チリは失業率の引き下げと国内産業の保護の目的から、米などの農産物を含め 2% 未満の品目を関税撤廃の例外とした。これらの結果、米は両国の既存税率の 65% と 6% のまま維持されている。

中国・パキスタン FTA では、最初の 5 年間（第 1 段階）に例外品目として関税譲許をしない品目はそれぞれ約 15% である。具体的には、中国は 8 桁税目の計 1,132 品目で、主として米などの関税割当品目、一部木材、紙製品、食用植物油などである。一方、パキスタンは 8 桁税目の計 1,025 品目を指定し、主として紡織品、自動車及び部品、一部家電製品などを含む。他に、宗教や安全上の理由から輸入禁止の品目として豚肉、酒など 8 桁税目の計 92 品目があり、税目数の 1% に当たる。第 2 段階は協定発効後 6 年目より、双方がそれまでの実施状況を評価した上で、それぞれの品目をさらに関税譲許する。そして、早い期間内に、双方のゼロ関税の品目が 90% に達することが目標とされている。

第 3 に、ASEAN、シンガポールとの FTA において、米は関税譲許の対象とされたが、敏感品目または高度敏感品目として指定され、その関税譲許幅は小さく、最終的に高い関税率が維持されている。

中国・ASEAN 間の ACFTA では、米の貿易規模が最も大きい。2004 年より農産物のアーリーハーベスト計画を実施したが、対象品目は米以外の HS コード第 1~8 章の品目で、主要類別は生きた動物、肉、食用臓物、魚、乳製品、卵、野菜果物類である。これら農産物は労働集約型品目で、中国が国際市場で一定の比較優位を持ち、市場を開放しても中国の基礎農業に大きな衝撃をもたらさない。

アーリーハーベスト以外の農産物は、関税譲許と撤廃の方式が採られている。一つは正常品目で、最終的に税率がゼロに引き下げられる。もう一つは敏感品目で、最終税率はゼロでなく、メンバー国の状況に応じて一部農産物について保護される。特に高度敏感品目とされた農産物については、メンバー国は高い関税率を維持することができる。ただし、敏感品目は品目数と輸入金額の制限がある。

ACFTA は「逐次関税譲許、適度保護」の原則のもとで、農産物関税譲許の幅が大きく、例外品目が少ないが、中国の基礎的農産物と農業安全保障に影響が小さいと言える。中国は米（図表 1-4-31）、トウモロコシ、小麦粉、砂糖、植物油、羊毛、タバコ製品などの主要農産物を敏感品目に含め、適度に保護し、これら重要農産物の国内生産への衝撃を回避しようとしている。特に ASEAN 諸国で生産されるインディカ米は高度敏感品目とされている。それによって、インディカ米の関税譲許の期間は長く、最終関税率も高く、高度に保護されている。他方、ASEAN 各国は、ゴム製品、プラチック製品、陶磁器製品、一部紡績品と衣料品、鋼材、一部家電製品、自動車、オートバイなどを敏感品目に指定した。米を敏感品目として指定した国はタイ、フィリピンなどである。

また、中国・シンガポール FTA では、米に関して中国側は ACFTA の敏感品目の関税譲許方式を利用している。ちなみに、ACFTA の敏感品目の関税譲許方式は以下の通りである。

#### (ア) 一般敏感品目

ASEAN 先発加盟国（6 カ国）は 2012 年 1 月 1 日に 20%に譲許し、2018 年 1 月 1 日にさらに 5%以下に譲許。ASEAN 後発加盟国（4 カ国）は 2015 年 1 月 1 日に 20%に譲許し、2020 年 1 月 1 日にさらに 5%以下に譲許する。

#### (イ) 高度敏感品目

ASEAN 先発加盟国では 2015 年 1 月 1 日に 50%以下に譲許する。ただし、高度敏感品目の数は 100（6 桁税目）を超えてはならない。



図表 1-4-31 ACFTA で中国が指定した敏感品目（2007年版、米関係）

高度敏感品目(H)	HS2007	名称	2007年 税率	2012年 最惠国税率	関税譲許スケジュール		
					2012-2014年 税率	2015-2017年 税率	2018年 税率
H	10061011	種用インディカ米(粳)	65%	65%	65%	50%	50%
	10061019	種用粳	65%	65%	20%	20%	5%
H	10061091	その他インディカ米(粳)	65%	65%	65%	50%	50%
	10061099	その他粳	65%	65%	20%	20%	5%
H	10062010	インディカ米(玄米)	65%	65%	65%	50%	50%
	10062090	その他玄米	65%	65%	20%	20%	5%
H	10063010	インディカ米(精米)	65%	65%	65%	50%	50%
	10063090	その他精米	65%	65%	20%	20%	5%
	10064010	インディカ米碎け米	65%	65%	20%	20%	5%
	10064090	その他碎け米	65%	65%	20%	20%	5%

(資料)ACFTA『貨物貿易協定』の「中国敏感品リスト」を基に作成

### ③中国と日本、韓国の自由貿易協定

2010年5月6日、中国、日本、韓国3カ国の産学官による中日韓FTAの第1回共同研究がスタートし、2013年3月に第1回交渉、7月末に第2回交渉が実施された。

中日韓FTAの構想が打ち出されてから、農業問題は常にFTA推進の阻害要因となっている。日本と韓国の農業に対する保護度合が高く、また、食品や農産物の価格が非常に高い国である。一方、中国は農産物の輸出大国である。

農業は日本では非常に敏感な分野であり、日中韓FTAによって農業分野の自由化が推進されると、中国産米など多くの廉価な農産物が日本に流れてくることが懸念されている。韓国も農業に対する保護度合が高く、農業団体からの圧力は強い。他方、中国も農業大国で、農産物市場を容易に開放することはあり得ない。そのため、日中韓3カ国が農業問題について合意を達成できるかどうかは、FTA提携へ向けての最大のボトルネックとなっている。

基礎農業の特殊性と重要性から、3カ国とも米、小麦などの主要農産物について関税割当管理を実施している。日中韓FTAが成立すれば、中国は日本と韓国へ野菜や果物など労働集約型の一次製品の輸出を増やし、日本と韓国は中国へ高付加価値の加工食品の輸出を増やすと見られる。

日本と韓国は米と牛乳について強い保護をしているが、鶏肉（日本）と鶏卵（日本、韓国）の保護度合は低い<sup>113</sup>。特に韓国の米に対する保護度合は日本よりも高い。中国は、

<sup>113</sup> 「中日韓自由貿易協定の中国にとってメリットのある産業—農業」中国国際電子商務ネット、2011年6月1日。

米と小麦などの穀物の保護度合が高く、関税割当を超えた輸入穀物に対して 65%の関税を課すが、畜産品に対しては関税だけで保護し、その関税水準は穀物の関税水準より低い。3カ国の地域内農産物貿易の現状や関税率、その他の農業保護措置などを考えると、中国は日中韓 FTA で農業が最もメリットを多く受ける国となり、一方、日本と韓国の農業部門は損失を受ける可能性がある。特に韓国農業への不利な影響は日本より大きいと予想される。なぜならば、韓国の農産物輸入に占める中国の割合は、日本の農産物輸入に占める中国の割合よりはるかに高いからである。また、韓国の専業農家の比率が日本より高いことも挙げられる。さらに、韓国農民の高齢化が進み、かつ高度に保護された稲作に集中していることが韓国農業をより脆弱にしている。3カ国は今後の交渉で、一般品目と敏感品目の区分や関税譲許の程度を決める。

2013年7月末から8月初めにかけて行われた第2回交渉では、日本は10年以内にゼロ関税品の比率を90%以上、すなわち、自由化率を90%以上にすると主張した。米と砂糖など聖域とみなされる重要農産物を含め、日本が保留したい関税品目は基本的に10%以内に抑えられると見られる。しかし、中国と韓国はまだ具体的数値を議論する時点ではないとして反対した。中国は長期にわたり高い税率で国内産業を保護してきており、一旦90%以上の品目の関税を撤廃すると、自国産業に重大な影響をもたらすに違いないと見ている。中国は、自由化に当たって農産物と工業製品につき、それぞれの目標を設定すべきだと主張している。このように、焦点となる関税分野で、個別品目の交渉は当面先送りにされている<sup>114</sup>。

中国は、日中韓 FTA では農業分野でメリットが大きいと考えられるが、食糧安全保障が国家の基本戦略である以上、米を引き続き敏感品目または例外として扱い、自由化の品目から外すと予想される。つまり、米に対する保護度合を下げないと考えられる。また、中国は、日本や韓国に対して米の関税譲許を要請することも考えられるが、もともと米の輸出に対して管理が厳しく、割当に加え国营貿易を実施しているため、実際の輸出量は割当量をはるかに下回っている。従って、日本、韓国が米を敏感品目や例外品目にするにしても、中国は受け入れると見られる。

#### ④中国と韓国の自由貿易協定

日中韓 FTA に対して、中韓 FTA の進展は早い。2006年11月、両国の産学官による FTA の共同研究が北京で開始し、2007年3月に第1回目の共同研究が北京で行われ、

<sup>114</sup> 「日中韓 FTA 第2回交渉が行われ、日本は10年で90%の関税撤廃を提案」中国貿易救済情報ネット、2013年8月6日。

2013年7月初めに第6回交渉が実施された。

現在、中国は韓国の最大の貿易パートナーで、テレビ用液晶パネル、半導体、石脳油などの石油製品が対中輸出品目の上位に並んでいる。一方、韓国は中国にとって第3位の貿易パートナーである。

FTAを巡る韓国の心配は、競争力の強い中国農産物が韓中FTA締結後、韓国農産物市場に大きな影響をもたらすことである。ある推計では、FTA樹立後、韓国が中国から輸入する農産物は100億ドル以上、韓国から中国へ輸出する農産物は5,900万ドルとなり、韓国の農業は中国からの大量の輸入の圧力にさらされると推測される<sup>115</sup>。

日中韓FTAと違い、中韓FTAは交渉の最初から、両国の敏感品目とFTAの範囲の設定について集中的に協議されている。韓国は農産物と一部の工業製品を敏感品目に、中国は石油化学製品と自動車を敏感品目にしたいと考えているため、全面的開放は先送りにされることになる<sup>116</sup>。米に関しては、中国の立場は日中韓FTAの場合と同様のものとなっている。

中韓FTAは2段階に分けて協議されている。第1段階の協議は農産物などの敏感品目の取り扱いについて、第2段階の協議は一般品目について議論される。

政治・領土などの問題で、中日韓FTA交渉は実質的進展が得にくい。一方、中韓の間には深刻な領土問題がなく、朝鮮半島の平和などの面でむしろ共同の立場にあり、貿易は外部からの影響が少ないなどから、FTAの実現可能性は高い。中韓FTA交渉の進展は日中韓FTAの進展を推し進める可能性があるとも見られる。中韓が先にFTAを締結すると、一定の貿易と投資移転効果が生じ、日本の貿易にはマイナス影響をもたらすからである。

---

<sup>115</sup> 「中韓FTAの将来と挑戦」『東方早報』、2013年7月4日。

<sup>116</sup> 「中韓FTA交渉、数年経ち、今花が咲く」中国経済新聞ネット、2012年5月14日。